



未来を拓く 挑戦者たち Vol.2



- 1 : 特定非営利活動法人 多言語社会リソースかながわ
- 2 : 特定非営利活動法人 ソフトエネルギープロジェクト
- 3 : 特定非営利活動法人 ワンデーポート
- 4 : 非行と向き合う親たちの会
- 5 : 特定非営利活動法人 エンパワメントかながわ
- 6 : 特定非営利活動法人 大和市腎友会

かながわボランティア活動推進基金 21

平成 19 年度助成終了事業（協働事業負担金・ボランティア活動補助金）成果報告書

かながわ県民活動サポートセンター

はじめに

かながわボランティア活動推進基金21は、協働事業負担金、ボランティア活動補助金及びボランティア活動奨励賞という3つのメニューにより、協働事業の推進やボランティア団体等が実施する先駆的取組み、地域課題解決、モデル的活動などへの助成を行っており、制度発足以来8年目となる平成20年度までに、93の事業が県内各地で展開され、大きな成果を上げております。

また、この基金21制度は、ボランティア団体等からの提案で行う協働事業の先駆けとして議論を重ねて作られてきた制度であり、全国でもまれな規模の大きい助成制度として、ボランティア活動へのより効果的な支援となるよう、毎年改善や工夫を重ねてきているところです。

この『未来を拓く挑戦者たち』は、基金21の負担金や補助金を使って行われた事業について、どんな困難があり、どのような工夫をして乗り越えていったのかを、事業の実施者自らが振り返って記載していただくとともに、その試行錯誤のプロセスと実際の事業成果を多くの方々に知っていただくために、昨年度に引き続き作成いたしました。

団体をはじめ各事業に携わった皆様が、それぞれの課題に真剣に向き合い、一つ一つの課題と多くの困難を乗り越えていく姿は、社会に変革をもたらす力強い一歩だと思えます。海の向こうのアメリカでは「チェンジ」を掲げたオバマ氏がアフリカ系初の大統領に就任しましたが、そんな変化を待ち望む時代であればこそ、ボランティア活動をされている方々だけでなく、新たにボランティア活動に取り組もうとされている皆様、そして多くの市民・県民の皆様に、この「挑戦者たち」の熱い思いを知っていただくとともに、誰でも、思いをもって「関わる」ことで地域社会が変わっていくことをお伝えできればと考えた次第です。

最後に、いつも多大なご尽力をいただいております松岡会長をはじめとする神奈川県ボランティア活動推進基金審査会委員及び幹事の皆様、インタビューと執筆をお引き受けいただいた藤澤浩子氏、中島智人氏の両幹事、そして執筆いただいた6団体及び関係の皆様へ改めてお礼を申し上げます。

平成21年3月

かながわ県民活動サポートセンター

所長 赤川美紀

CONTENTS

目次

(ページ)

■かながわボランティア活動推進基金 21 とは	4
-------------------------	---

■助成終了団体報告

○協働事業負担金

1 医療通訳派遣システム構築事業	6
特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ 神奈川県県民部国際課	

2 強迫的ギャンブラー（ギャンブル依存症者）の回復と社会復帰のための事業	20
特定非営利活動法人ワンデーポート 神奈川県保健福祉部障害福祉課・生活援護課、県民部消費生活課	

3 地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発、環境教育の仕組みづくり	32
特定非営利活動法人ソフトエネルギープロジェクト 神奈川県環境農政部環境計画課 神奈川県立三浦臨海高等学校・海老名高等学校・大清水高等学校・吉田島農林高等学校	

○ボランティア活動補助金

4 青少年の非行克服支援及び悩む親たちへの援助活動事業	50
かながわ「非行」と向き合う親たちの会	

5 CAP（子どもへの暴力防止）教職員向けワークショップの提供事業	60
特定非営利活動法人エンパワメントかながわ	

6 透析者向け災害対策の策定・継続実施	70
特定非営利活動法人大和市腎友会	

■成果報告を受けて —総評—	80
神奈川県ボランティア活動推進基金審査会会長 松岡 紀雄	

■神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会名簿	82
----------------------------	----

■これまでの基金 21 対象事業・団体等一覧	83
------------------------	----

かながわボランティア活動推進基金21とは？

かながわボランティア活動推進基金21（以下、「基金21」という。）は、地域社会がますます多様化し、ボランティア活動が果たす役割が次第に大きくなってきている状況の中で、ボランティア活動の自主性、主体性を尊重しながら、県とボランティア団体等が協力し、協働して事業を進めていくことや、その活動を促進するための支援を目的として、平成13年度に神奈川県が設置した制度で、次の3つの事業で構成されています。

協働事業負担金

この事業は、地域社会にとって必要な公益的な事業で、ボランティア団体等と県が対等な立場でパートナーシップを組んで行うことで一層の効果が期待できると考えられる事業の推進を目的としています。

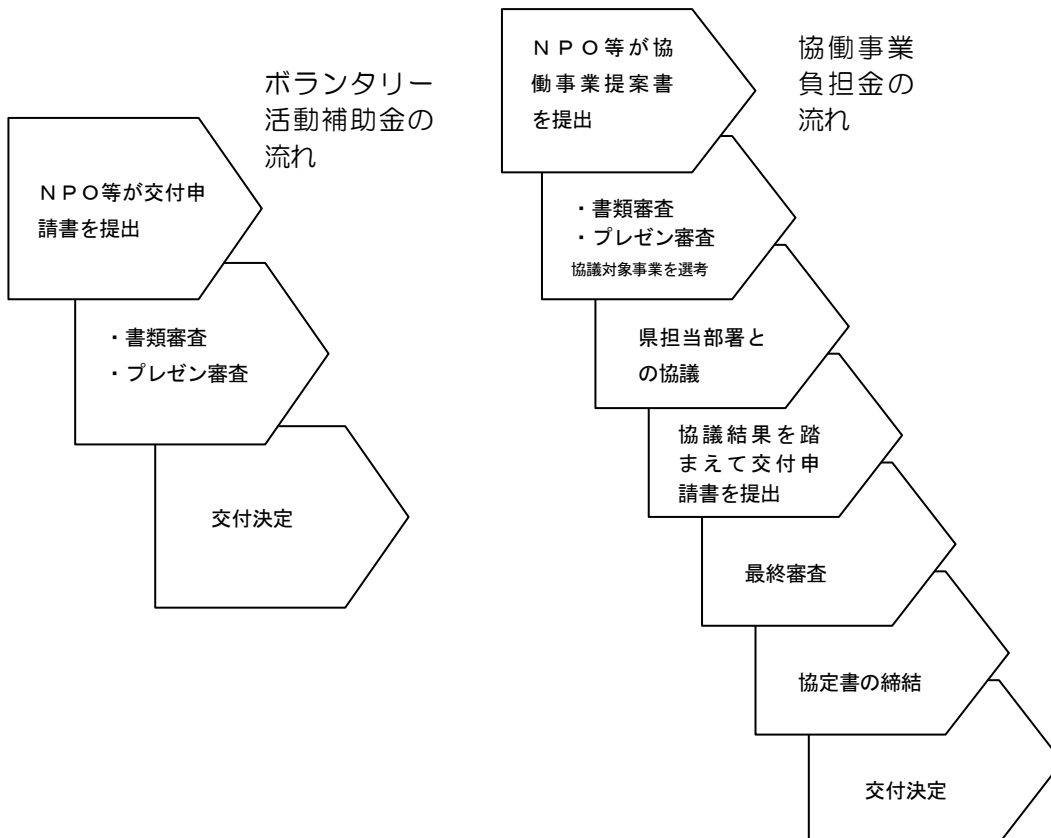
ボランティア団体等と県が、事業実施に当たっての基本的なスタンス、役割分担を明らかにした協定書を締結した上で、両者が協働して行う公益を目的とする事業に対して、基金からその事業に要する経費を負担します。

- ・対象となる事業に要する経費から、国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額と1000万円のいずれか低い額を上限として負担します。（団体の事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は原則として対象外）
- ・負担金は最長5年間を継続して交付を受けることができますが、年度ごとに審査会の審査を受けていただきます。

ボランティア活動補助金

この事業は、ボランティア団体等が地域社会の抱える課題の解決に向けて自発的に取り組む公益的な事業や、社会システムの改革を目指してチャレンジする先駆的な事業などの、立ち上げや新たな展開への支援を目的とし、基金からその事業に要する経費を補助します。

- ・対象となる事業に要する経費から、国又は地方公共団体の他の補助金等を控除した額の2分の1と200万円のいずれか低い額を上限として補助します。（団体の事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は原則として対象外）
- ・補助金は継続して最長3年間交付を受けることができますが、年度ごとに審査会の審査を受けていただきます。



ボランティア活動奨励賞

この賞は、他のモデルとなるような実践的な活動で、地域社会への貢献度が高い活動に自主的に取り組んでいる団体等を表彰することによって、その活動の継続・発展を促進するとともに、県民の皆さんにボランティア活動に対する関心をより一層高めていただくことを目的としています。

ボランティア活動奨励賞として表彰状及び副賞として賞金（団体100万円、個人50万円を限度とする。）を贈ります。

この基金21は、制度がつくられてから20年度で8年目となりますが、これまで多くのボランティア団体等に助成することにより、様々な実績や成果を得てきました。

特に、「協働事業負担金」や「ボランティア活動補助金」で実施されてきた事業は、いずれも先駆的な試みであり、地域の課題解決に向けて実践的に取り組まれてきたものばかりです。

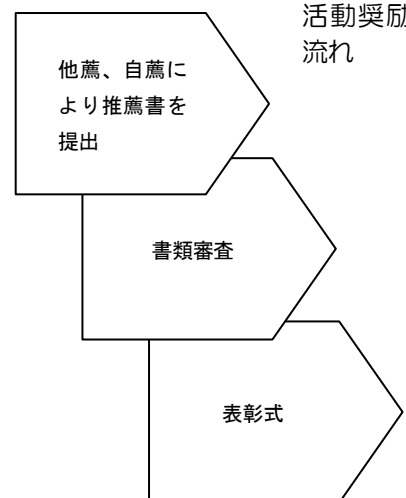
今回は、19年度に交付が終了した6つの事業（協働事業負担金3事業、ボランティア活動補助金3事業）の、事業経過とその成果について、紹介いたします。

この冊子は、団体ごとに、「インタビュー記事」「〇年間の軌跡（データ）」「〇年間をふりかえって」の3つの記事によって構成されています。「インタビュー記事」については、かながわ県民活動サポートセンターのインタビュン及びインタビュン経験者で神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会幹事の藤澤浩子氏、中島智人氏の両氏に各団体へのヒアリング調査を実施して執筆いただいたものです。

また、「〇年間をふりかえって」という記事は、事業を実施した団体が自ら、どんな課題に直面して事業に取り組もうとしたのか、また基金21の助成金を得てから終了するまでの経過や事業成果などについて改めてふりかえって検証していただいたものです。

基金21の制度で行われた事業成果を伝える手法として、単なる数値やデータだけでは、真に成果を伝えることはできませんし、団体自身の言葉だけでも充分ではありません。こうしたことから一つの試みとして、第三者の視点と、事業の実績を伝える数値的なデータ、そして事業を実施した団体自らの言葉によるふりかえりという、3つの記事で報告するスタイルをとっています。

ボランティア活動奨励賞の流れ



特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ（M I Cかながわ）

県民部 国際課

医療通訳派遣システム構築事業



様々な課題を克服して 新たなシステムを構築する



左：事務局長の松延さん

それ以前にはモデル事業として、終了後の現在は国際課との協働事業として、かながわ県民センター2階「県民の声・相談室」で通訳派遣コーナー（受付窓口）業務を行っている。団体事務所は県民センター近くのビル内にある。スタッフの方々が忙しそうに働かれています。事務所を訪問し、松延事務局長にお話を伺った。

医療通訳派遣システム事業とは

神奈川県内には、現在、外国籍の人々が16万人以上暮らしている。県

多言語社会リソースかながわ（通称「M I Cかながわ」）は、基金21負担金対象期間のみならず、

医療通訳派遣システム構築事業

実施期間：平成15年度～19年度

事業内容：日本語を母語としない外国籍患者が、安心してスムーズに診察を受けられるような医療通訳派遣システムの構築を行い、制度として活用できるようにする。

実施主体：特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ（M I Cかながわ）
県民部 国際課

民891万人の1.88%、53人に1人の割合である。16万人の人々の国籍数は166に及んでおり、まさに多国籍の、多様な文化的背景をもつ住民が県内で共に日常生活を送っている。このように内なる国際化は大きく進行しているが、日常生活の場で、日本語を母語としない人が病気にかかり病院に行くとなると、病状を詳しく説明しようとするとき、医師による診断の結果や治療・薬剤に関する説明を聞き、正確に理解する必要があるときなど、さまざまな場面で言葉の壁に直面する。そこで、こうした外国籍患者が、県内で医療機関を利用する際のサポートを行うために考案されたのが、この医療通訳派遣事業である。

この事業は、県医師会、県病院協

会、県歯科医師会、県薬剤師会の協力のもと、MICかながわと県が協働して、専門的知識と技能を有する医療通訳スタッフを養成、委嘱・登録し、コーディネート窓口で協定を結んでいる医療機関の依頼を受け、登録している通訳スタッフを派遣するというシステムを運営するものである。

事業に必要な人材の養成講座は専門性を有するMICかながわが実施し、県は、講座を受講して一定の専門性・適性を備えた者に医療通訳を委嘱、身分証を発行する。この身分証を持つ者が医療通訳として登録、協定医療機関（MIC及び県と協定を結んでいる県内医療機関）からの派遣要請に応じて出向き、病院内で医療に関する通訳を行う。MICでは、当初モデル事業として実施したこの事業をさらに発展させ、システムとして定着させていくことをめざして基金21協働事業負担金に応募、対象事業に選定された。派遣業務、通訳養成、普及啓発等の事業を行いつつ、通訳スタッフ、コーディネーター、関連団体、民族

コミュニティ、医療関連機関や団体、県内市町村等、本事業に関連するさまざまな主体と連携し、システム構築のための検討を図るという提案だった。

基金21協働事業負担金事業を終えて

対象期間終了後の現在は、同様の事業フレームで費用負担の枠組みを組み換え、通訳費用を病院負担（一部患者負担の場合あり）、主にコーディネート業務と新任通訳養成研修経費を県の国際課で予算化、人材育成や普及啓発はMICの予算を用いるという形で協働事業として継続実施している。

県民の声相談ブースでの派遣受付

県民センター2階の受付窓口で行っているコーディネーター業務とは、コーディネーターが協定医療機関からの派遣要請を受け付け、要望のあった言語の登録者の中から、日時・場所の条件に対応できるスタッフを見つけ派遣する仕事である。平日午前9時から午後4時まで、2台

の電話機は、病院からかかってくる依頼と、派遣者決定までに必要な連絡調整のため、ほとんどひっきりなしに使用中である。

ここでは基本的に、諸条件についてあらかじめ協定を結んでいる協定医療機関からの依頼に対応している。協力病院以外の病院や、外国籍患者本人からの依頼に対しては、MIC事務所で費用や条件等の相談を経てから応じている。患者からの相談で、「どこの病院にかかったらよいか、わからないので教えてほしい」というような場合には、最寄り地区の協定医療機関を紹介することもあるという。

現在17の協定医療機関

この事業について協定を結んでいる協定医療機関は、原則として県の「保健医療計画」における二次保健医療圏11圏域に各1件、外国人比率が高い地域にはさらにもう1件、という考え方で、配置されている。

県の「保健医療計画」では、すべての県民が健やかに安心して暮らせる社会の実現に向け、「いつでも、

どこでも、誰でも等しく良質かつ適切な保健医療サービスを受けられる」ことを基本原則に、一次から三次の保健医療圏を設定している。市区町村を区域とする地域住民に密着した最も基礎的な単位が一次圏域、二次圏域は、一般的な入院医療への対応を図り、保健・医療・福祉の連携した総合的な取組みを行うため、市区町村域を超えた11圏域（横浜北部、同西部、同南部、川崎北部、同南部、横須賀・三浦、湘南東部、同西部、県央、相模原、県西）が設定されている。

病院内での医療通訳

通訳者は派遣依頼を受けると、依頼のあった日時に病院に出向き、胸元に「通訳スタッフ」と書かれた胸章をつけて医療に関する通訳を行う。場合によっては、同じ日に複数の病院を掛け持ちし、かなり長距離の移動をすることもある。登録通訳スタッフは、仕事で毎日医療通訳をしているわけではなく、本業の休暇をとるなどの調整をして日程を確保しており、協定医療機関は県内広

域に点在しているため、こうした事態が生じるのである。

活動実績の積み重ねから、現在でこそ、頼りにされるようになった医療通訳だが、現場の医師やスタッフにその存在が認知されるまでは、不審な目で見られたり、親類や友人と間違われ雑用を頼まれたり、医療通訳以外の対応を迫られることも度々だったという。

MICかながわ創設から認定NPO法人化まで

1999年、県社会福祉協議会かながわボランティアセンターの呼びかけで、県内の医療通訳ボランティアや医療機関のソーシャルワーカー、国際交流関係団体の窓口スタッフらが集まり、「外国人医療とことばの問題を考える会」として活動を始め、医療通訳養成講座や情報交換、ガイドライン発行などの事業を行った。MICかながわは、このとき集まったボランティアや団体のネットワークをもとに、主に神奈川県内の日本語を母語としない住民の暮らしに関わる諸問題に取り組むNPO

法人として、2002年に設立された。MICとは、マルチランゲージ・インフォメーション・センターの頭文字である。

現在の会員数は約220名、その内訳は、142人の委嘱を受けた通訳スタッフと、それ以外の協力者である。現在は、主に医療に関連した事業を中心にやっており、2008年3月には、2年間に及ぶ申請手続きを乗り越え、認定NPO法人となった。

神奈川県の民際外交と外国人医療保障問題

県の「民際外交」の歴史は長洲県政時代に端を発し、1976年、全国初の国際交流課の設置、翌年、(財)神奈川国際交流協会が設立された。そして、80年代には内なる民際外交に取り組み始め、84年には、在住外国人に適用のある県の行政サービス248項目を網羅した『外国人のための暮らしの情報』を発行している。これは、当時の外国籍県民約4万人の大半を占めていたオールドカマー向けに、日本語で発行されたものだった。

その後80年代後半には、全国的にニューカマーを対象とする諸問題が深刻化、87年には不法残留・不法就労する外国人労働者が全国で1万人を超え、社会の注目を集めた。このときの医療現場の様子を、20年以上医療ソーシャルワーカーに従事し、現在MICかながわ理事長を務めている鶴田光子さんは次のように語っている。

「私が外国人通訳の必要性を強く体験したのは1987年、横浜の510何床かの大病院の分院にいらした時でした。その頃まで病院に来る外国人は、多くが欧米の方でした。たいいてい英語が使えるか、通訳がついてきました。しかし、この時期に急に英語が通じず、保険の無い方が来るようになりました。半年で19カ国の人が来て、びっくりしました。(後略)」「医療通訳のあり方を考える」2006『労働者住民医療』より)

言葉の問題でコミュニケーションがとれず、医療についてきちんと伝

えられない、通訳がなかなか見つからない、通訳者がいたとしても不適切な介入をしてしまうケースもある、費用負担が難しいなどの状況が続き、こうした経緯から、医療現場にふさわしい訓練を受け、倫理的対応ができる通訳を、必要な時に必要だけ派遣できるシステムの構築が地域医療の現場において求められるようになった。

一方、県では、地域における民際外交の視点に立った国際施策の計画的実施に向け、1991年「かながわ国際政策推進プラン」を策定、以降、計画は必要に応じて改定等を重ねてきた。医療に関する費用負担については、93年、「行旅病人及び行旅死亡人取扱法」の復活・適用、「救急医療機関外国籍県民対策補助事業」制度発足などの対策を講じ、医療通訳に関しては、2000年の「外国籍県民かながわ会議最終報告」による提言を受け、01年度より「医療通訳制度検討委員会」を設置、02年8月から03年3月まで8ヶ月間、MICかながわとの協働の形で「医療通訳サービス支援モデル事業」(5言語、

6協力病院)を行った。M I Cかながわは、この協働事業をさらに積極的に推進しようと、基金21協働事業負担金に応募したのである。

折り返し地点での悲鳴「やればやるほど赤字になる!」

モデル事業の段階での対応件数は8ヶ月間で269件だったが、全国的にも知名度が高まってきた現在では、1ヶ月でほぼこの件数に対応しているという。基金21の対象期間中の年間派遣実績を見ると、初年度は7言語6病院で692件だったが、2年目に病院数を2.6倍に拡大したところ派遣件数も2.2倍に増加、3年目には言語を3言語拡大したら対応件数も433件増加、4年目は10言語16病院体制を維持したが、件数はさらに約200件増加した。

4年目までは患者や病院による派遣費用の負担はなく、全額、基金21の資金を充当していたため、申請時の積算を超えた分の費用は団体自身が別途調達しなければならなかった。派遣実績の増大は、事業成果がすばらしくあがっていること

を示す指標ではあるものの、このことは団体の財政を大きく圧迫した。県民活動サポートセンターで行った協働事業意見交換会で、鶴田理事長が「やればやるほど、認められれば認められるほど、赤字になる!この状況をどうしたらよいのか!」と問題提起したのはこの頃だった。

事業の必要性とプログラムの有効性や実施者の実力が認められ、社会的認知度が急速に向上すると、事業規模が大幅に拡大する。その一方で、資金提供枠はそれと同じペースでは拡大しないため、資金調達が困難になる。無償のボランティアや内部寄付、公的助成を中心的な経営基盤とするNPOにとって、成果達成が経営難の要因となってしまう事態は、社会的課題解決に取り組む多くの活動が直面する問題である。

「たよれるM I C」へのニーズが資金調達の途を開拓

この問題を解決し、基金21協働事業負担金の対象期間終了後の事業費を確保するため、協力病院は派遣費用を負担、国際課はコーディネー

ト業務費や通訳養成研修経費の予算獲得、という途を選択、実現した。どこも同じ財政難の折から、その決断と実行にはそれぞれの現場で多くの努力が払われたに違いない。そして、それを可能にしたのは、何よりも派遣事業の実績であり、団体の活動に対する信頼であろう。

その信頼は、派遣件数という量的な実績だけでなく、コーディネーターや通訳業務における適切な対応力という質的実績によっても裏付けられている。「頼れるM I C」の秘訣は、医療通訳においてソーシャルワークの視点を重視している点にある。これについて、松延事務局長は次のように語っている。

「医療通訳は、対人援助の一つであり、患者の自立も重要な目標の一つです。私たちは、人材養成講座でも、当初からソーシャルワークの視点を重視し、欧米の養成プログラムを参考にしてきました。医療通訳には、外国語を操る能力だけではなく、ソーシャルワークの適性も求められるのです。」

内なる国際化に対応するシステム構築の課題

内なる国際化は、今や日本全体における多文化共生として、国による施策展開が多様な分野で待望されている。総務省や企業組織などによって、対応策の検討が始められているが、これまでは、外国籍住民の集住地区を抱え必要に迫られた自治体などで先行事例が蓄積されてきた。生活支援の一つとして医療通訳に取り組む本事業は、そうした先行事例の一つに位置づけられるものである。

医療通訳派遣に関して、一定のシステムが構築され、費用弁償の途が拓かれることは関係者一同の願いだが、その一方、個別多様な背景や、需給バランスの流動性などの事情から、あまり画一的・固定的なシステムにすると実態にそぐわなくなるといふジレンマがある。外国籍患者、病院、通訳者、それぞれにとって使い勝手の良い制度とはどのようなものか、現場での知見や工夫が今後も求められることだろう。

(藤澤 浩子)

5年間の軌跡

- 【事業名】** 医療通訳派遣システム構築事業
- 【実施主体】** NPO等：特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ（MICかながわ）
県：国際課
- 【実施期間】** 平成15～19年度（5年間）
- 【負担金交付額】** 48,400,000円
- 【事業概要】** 日本語を母語としない外国籍患者が、安心してスムーズに診察を受けられるような医療通訳派遣システムの構築を行い、制度として活用できるようにする。

- 事業1 医療通訳派遣システム構築事業 (H15年度～19年度まで実施)
- 事業2 養成研修事業(医療通訳ボランティア・コーディネーター) (H15年度～19年度まで実施)
- 事業3 多文化共生社会推進事業 (H15年度～19年度まで実施)
- 事業4 人材育成事業 (H17年度～19年度まで実施)
- 事業5 医療通訳派遣システム検討協議会・部会等 (H16年度～19年度まで実施)

【団体の概要】

団体名：特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ（MICかながわ） 設立年：平成14年
 代表者：鶴田 光子 担当者：松延 恵 会員数：223名（平成20年9月10日時点、個人・団体賛助会員含む）
 住所：横浜市神奈川区鶴屋町3-30-1 農機会館503 TEL:045-314-3368 FAX:045-342-7918
 E-mail: mickanagawa@network.email.ne.jp URL: http://mickanagawa.web.fc2.com/

【当初(初年度)の事業計画】

個別事業名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業1 医療通訳派遣システム構築事業					▶
事業2 養成研修事業					▶
事業3 多文化共生社会推進事業					▶
事業4 人材育成事業			検討		▶
事業5 財源確保			検討		▶

【事業の変遷】

個別事業名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業1 医療通訳派遣システム構築事業					▶
事業2 養成研修事業					▶
事業3 多文化共生社会推進事業					▶
事業4 人材育成事業					▶
事業5 医療通訳派遣システム検討協議会・部会等					▶

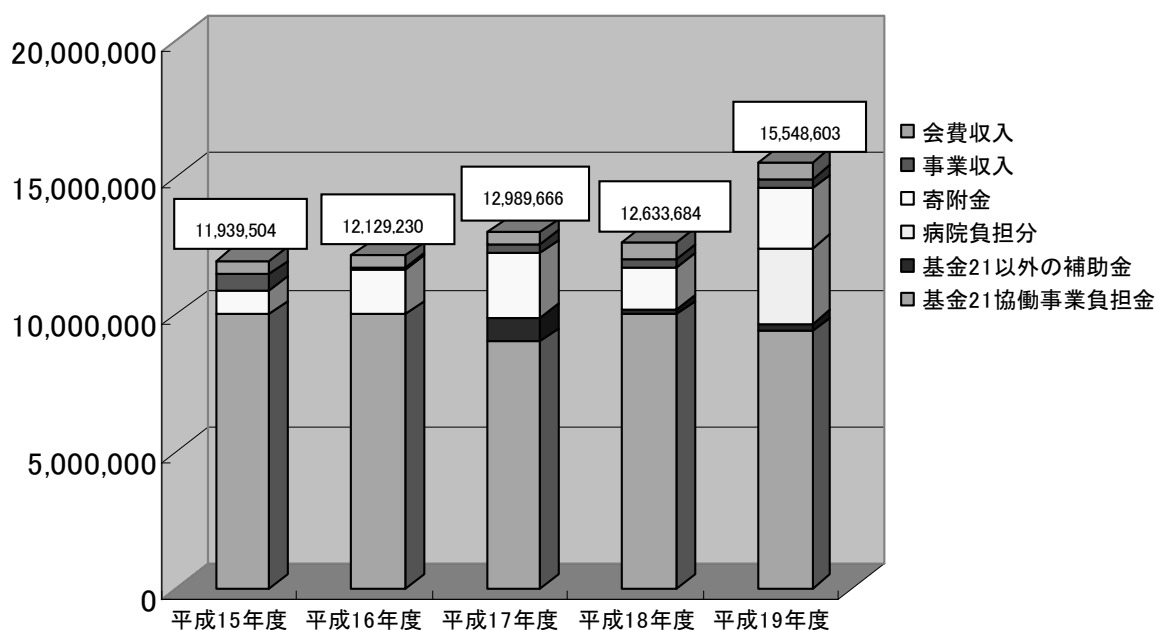
【収支決算額の推移】

(単位:円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
会費収入	496,000	400,000	450,000	600,000	600,000
事業収入	547,858	77,500	330,000	331,500	351,000
寄附金	895,646	1,651,730	2,309,666	1,502,184	2,204,603
補助金等収入	10,000,000	10,000,000	9,900,000	10,200,000	9,650,000
(収入のうち負担金額)	(10,000,000)	(10,000,000)	(9,000,000)	(10,000,000)	(9,400,000)
病院負担分					2,743,000
収入	11,939,504	12,129,230	12,989,666	12,633,684	15,548,603
事業 1 医療通訳派遣 システム構築事 業	4,736,343	7,747,621	8,696,085	8,535,311	11,137,648
事業 2 養成研修事業	1,668,582	1,209,785	1,106,581	960,835	1,168,448
事業 3 多文化共生 社会推進事業	1,219,941	51,824	67,000	0	107,867
事業 4 人材育成事業	—	—	0	17,538	14,640
事業 5 医療通訳派遣 システム検討協 議会・部会等	—	0	0	0	0
共通人件費	4,314,638	3,120,000	3,120,000	3,120,000	3,120,000
支出合計	11,939,504	12,129,230	12,989,666	12,633,684	15,548,603
収支差額	0	0	0	0	0

事業費及び収入の推移

(単位:円)



【県・NPO等の役割分担】

〔初年度(H15年度)ベース〕

事業	役割分担表	
事業1 医療通訳派遣システム構築事業		
実施要領・事業協定	MICかながわ	○実施要領作成における協議 ○協定締結における協議 ○確認書手交における協議
	国際課	○実施要領の作成 ○協定の締結(医療関係団体、NPO、県の6者間) ○確認書の手交(協力病院、NPO、県の3者間)
関係機関との連絡調整	MICかながわ	○医療通訳スタッフ、コーディネーター、民族コミュニティ、 外国籍県民、関連のボランティア団体等との連絡調整 ○協力病院の勧誘・調整
	国際課	○医療関係団体、医療機関、市町村等との連絡調整 ○協力病院の勧誘・調整
医療通訳スタッフの派遣	MICかながわ	○医療通訳スタッフの派遣 ○実績報告とりまとめ
	国際課	—
コーディネート業務	MICかながわ	○コーディネート業務 (通訳スタッフ、協力病院スタッフとの連絡調整)
	国際課	○コーディネーターの委嘱 ○場の提供 ○実績報告集計
検討協議会(仮称)	MICかながわ	○検討協議会の協働設置 ○事務局(会議の協働企画運営)
	国際課	○検討協議会の協働設置・招集 ○市町村、医療関係団体等への参画依頼及び招集 ○事務局(会議の協働企画運営)
事業2 養成研修事業(医療通訳ボランティア・コーディネーター)		
医療通訳スタッフの公募	MICかながわ	○応募用紙の配布 ○応募受付
	国際課	○公募要領の作成 ○応募用紙の作成、広報、配布
医療通訳スタッフの登録	MICかながわ	○登録簿の作成
	国際課	○登録結果通知 ○身分証明書の作成
医療通訳スタッフ・ コーディネーターの研修	MICかながわ	○研修の企画 ○研修の協働実施
	国際課	○研修の協働実施
カリキュラムの開発	MICかながわ	○カリキュラム開発委員会の開催 ○カリキュラムの検討・開発
	国際課	—
事業3 多文化共生社会推進事業		
医療通訳パンフレットの作成	MICかながわ	○パンフレットの企画・作成・配布
	国際課	○パンフレットの配布(県機関、市町村窓口等)
医療通訳セミナーの開催	MICかながわ	○セミナーの企画実施 ○関係機関との調整 ○広報 ○報告書作成
	国際課	○セミナーの企画実施 ○関係機関との調整 ○広報(県広報紙等)
その他		
調整会議	MICかながわ	○事業の企画・立案・進行管理
	国際課	○事業の企画・立案・進行管理

【最終年度(H19年度)ベース】

事業	役割分担表	
事業 1 医療通訳派遣システム構築事業		
実施要領・事業協定	MICかながわ	○実施要領作成における協議 ○協定締結における協議 ○確認書手交における協議
	国際課	○実施要領の作成 ○協定の締結(医療関係団体、NPO、県の6者間) ○確認書の手交(協力病院、NPO、県の3者間)
関係機関との連絡調整	MICかながわ	○医療通訳スタッフ、コーディネーター、民族コミュニティ、 外国籍県民、関連のボランティア団体等との連絡調整 ○協力病院の勧誘・調整
	国際課	○医療関係団体、医療機関、市町村等との連絡調整 ○協力病院の勧誘・調整
医療通訳スタッフの派遣	MICかながわ	○医療通訳スタッフの派遣 ○実績報告とりまとめ
	国際課	—
コーディネート業務	MICかながわ	○コーディネート業務 (通訳スタッフ、協力病院スタッフとの連絡調整)
	国際課	○コーディネーターの委嘱 ○場の提供 ○実績報告集計
事業 2 養成研修事業(医療通訳ボランティア・コーディネーター)		
医療通訳スタッフの公募	MICかながわ	○応募用紙の配布、応募受付
	国際課	○広報(県広報紙等)
医療通訳スタッフの登録・委嘱	MICかながわ	○登録票の作成 ○県へ推薦
	国際課	○委嘱状の発行 ○身分証明書の作成
医療通訳スタッフ・コーディネーターの研修	MICかながわ	○研修の企画 ○研修の協働実施
	国際課	○研修の協働実施
事業 3 多文化共生社会推進事業		
医療通訳セミナーの開催	MICかながわ	○セミナーの企画実施 ○関係機関との調整 ○広報 ○報告書作成
	国際課	○広報(県広報紙等)
事業 4 人材育成事業		
検討会、セミナー	MICかながわ	○検討会及びセミナーの開催 ○研修プログラムの作成
	国際課	○県関連部局との連絡調整
事業 5 医療通訳派遣システム検討協議会・部会等		
検討協議会・部会	MICかながわ	○検討協議会・部会の協働設置 ○事務局(会議の協働企画運営)
	国際課	○検討協議会・部会の協働設置 ○市町村、医療関係団体等への参画依頼 ○事務局(会議の協働企画運営)

【個別事業の内容と実績】

事業1 医療通訳派遣システム構築事業**【実施した内容】**

医療機関との連携を図り、10言語の医療通訳スタッフの派遣を実施。また、コーディネーター会議を開き、情報共有、意思疎通、調整向上を図った。

【5年間の実績】

- ・病院への医療通訳派遣件数 5年間延べ **9,284件**
(15年度 7言語 6病院 692件 16年度 7言語 16病院 1,535件 17年度 10言語 16病院 1,968件
18年度 10言語 16病院 2,161件 19年度 10言語 17病院 2,928件)
- ・対応言語:スペイン語、ポルトガル語、中国語、タガログ語、韓国・朝鮮語、英語、タイ語、ベトナム語、カンボジア語、ラオス語
- ・コーディネーター会議開催回数
5年間累計 **57回** (15年度 12回 16年度 11回 17年度 11回 18年度 11回 19年度 12回)

事業2 養成研修事業(医療通訳ボランティア・コーディネーター)**【実施した内容】**

- ① 養成カリキュラムを使い、医療通訳スタッフ養成研修を実施
- ② 医療通訳スタッフ、コーディネーターの現任研修を実施

【5年間の実績】

- ・新任医療通訳スタッフ養成研修参加人数
5年間延べ **310名** (15年度 84名 16年度 63名 17年度 67名 18年度 46名 19年度 50名)
- ・現任医療通訳スタッフ・コーディネーター研修 5年間延べ **13回**実施

事業3 多文化共生社会推進事業**【実施した内容】**

医療通訳の派遣を通して見えてくる外国籍県民が地域で生活する上での様々な課題を、市民や関係者と議論を進め、より良い方向性を目指していくために、啓発セミナーを開催

【5年間の実績】

- ・医療通訳啓発セミナーを5年間延べ **5回**開催
- ・医療通訳啓発セミナー参加人数 5年間延べ **591名**
(15年度 100名 16年度 69名 17年度 205名 18年度 145名 19年度 72名)

事業4 人材育成事業

【実施した内容】

医療通訳の派遣を通じて見えてきた、外国籍県民の様々な生活上の課題(保健予防の領域、母子、DV被害、労災・職業病、医療費の問題等)に対応できる知識と技術を身につけるため、多文化ケースワーク研修プログラムの検討委員会を開催するとともに、セミナーを実施した。

【3年間の実績】

- ・検討委員会:3年間延べ 20 回実施
- ・セミナー:3年間延べ 2 回実施、参加人数延べ 33 名

事業5 医療通訳派遣システム検討協議会・部会等

【実施した内容】

医療通訳派遣システムの構築・定着を図るため、医師会、病院協会、県関係部局、市町村、協力病院などによる医療通訳派遣システム検討協議会および医療部会、行政部会を開催

【4年間の実績】

- ・医療通訳派遣システム検討協議会・部会等を4年間延べ 29 回開催

5年間をふりかえって

特定非営利活動法人多言語社会リソースかながわ（M-I-Cかながわ）
県民部 国際課

事業をはじめた経緯

神奈川県では、日系人の流入やインドシナ難民定住の受け入れ等をきっかけに、80年代から外国籍県民が急増しました。それを受けて、各地域で日本語教室や生活支援などの市民活動が活発になり、通訳ボランティアたちが何の準備もないまま、手弁当で医療現場での通訳に関わっていました。

M-I-Cかながわは、このような通訳ボランティアや団体のネットワークを母体に、平成11年に前身の「外国人医療とことばの問題を考える会」から始まり、会議や勉強会を重ねていました。

一方、神奈川県は「外国籍県民かながわ会議」からの提言を受け、医療通訳制度化を目指して平成

13年に「医療通訳制度検討委員会」を設置、平成14年8月からM-I-Cかながわと協働で医療通訳の養成と派遣のモデル事業を開始しました。

当法人としては、行政との協働をより積極的に勧めるべく、基金21に応募しました。

事業の内容と目標

〈医療通訳ボランティア派遣事業〉

医療機関との連携をはかり、スペイン、ポルトガル、中国、タガログ、韓国・朝鮮、英、タイ、ベトナム、カンボジア、ラオス語の10言語の医療通訳スタッフ（ボランティア）を派遣。このことを通じて、外国籍患者に対してもインフォームドコンセントが十分可能な医療が

成り立つことを目指しました。

通訳者の能力や適性と依頼のマッチングに配慮し、適切な派遣調整を心がけましたが、医療につきものの直前依頼や、いわゆるドタキャンへの対応に苦労が続いています。

〈養成研修事業〉

前述の10言語を中心に、医療通訳スタッフ・コーディネーターの現任研修を年2回行うとともに、言語別勉強会、また、コーディネーター会議を定例的に実施し、スキルアップ、業務の向上を図りました。

そして養成カリキュラムを使い医療通訳スタッフ養成研修を年1回実施しました。特に少数言語の募集と養成が今も続く課題

です。また経済的問題や家庭の事情などでの有能な医療通訳スタッフの人材流出も悩みです。

〈多文化共生社会啓発セミナーの開催〉

医療通訳の派遣を通して見えてくる外国籍県民の地域で生活する上での様々な課題を、市民や関係者と議論を進め、より良い方向性を目指していく為に、「医療通訳等の必要性、医療機関の対応方法、行政や市民のできることは？」等をテーマとしてセミナーを行いました。

毎回、県外からも多くの参加者が得られ、啓発の手ごたえを感じますが、医療職への啓発が課題として残っています。



社会啓発のため、医療通訳の問題を考えるセミナーを開催

〈人材育成事業〉

外国籍県民の様々な生活上の課題に対応できる知識と技術を身につけるための多文化ケースワーク研修プログラムの内容の検討を行い、通訳スタッフ研修内容の充実に役立てるほか、労災やDV被害についてセミナーを開催しました。

〈医療通訳派遣システム検討協議会・部会等〉

医療通訳派遣システムの推進については

- ① 制度化に向けての財源確保
- ② 協力病院における医療通訳システムの派遣状況についての報告と問題点のチェック
- ③ 協力病院の拡大を含む県内全域への普及について
- ④ 外国籍県民からの利用を可能にする方向の検討
- ⑤ コーディネーター機能の充実

⑥ 医療通訳の人材の育成拡大

⑦ 多文化共生のための保健福祉の領域での課題

などを検討協議し進めるため医療部会、行政部会を設置し、また、財政基盤確立のための予算要求、財源確保に向けての意見聴取等の検討を行いました。

この他、国際課との調整会議を随時持ったことが、情報共有や役割分担、課題解決等に非常に役立つと思えます。

事業の成果

〈当初期待した効果〉

行政の責任として医療通訳の養成と派遣の制度化を目指しました。

〈期待した効果の達成状況及び成果〉

県が責任をもって派遣システムを扱うという点については高く評価できます。従って協働事業として進めて来た立場から考えると90%の達成感と言えます。

〈協働の効果〉

通訳ボランティアの養成と派遣の実務面はNPO、文書調整や行政内部の調整は行政が担い、極めて高い相乗効果を上げられたと考えます。

〈社会に与えた影響・対象者の変化〉

MICかながわ設立当初の平成14年にインターネットで「医療通訳」で検索しても、当法人と海外旅行保険の医療通訳サービスしか検索できませんでした。今日同じキーワードで検索すると、国内の

様々な活動が数多くヒットし何ページにも及びます。この間、当法人のみならず国際課にも全国各地からの問い合わせが寄せられ、

神奈川県の動きが全国から注目されるようになりました。メディアからの取材も多く、医療通訳スタッフ志望者の層も広がってきました。また、これまでまったく接触のなかった医療機関から医療通訳派遣の相談を受け、診療所規模の医療機関が全額費用負担して派遣依頼してくることに、隔世の感を禁じえません。国も関心を寄せており、この事業が与えたインパクトは社会的にも非常に大きなものだったと思えます。

医療機関からも外国人の重病人の数が減ってきたといったコメントが寄せられるようになり、結核やエイズといった感染症を発病する外国人の割合も、神奈川県は他の外国人が多い自治体よりも



新人スタッフへ研修を行う鶴田理事長

少なくなっているとの報告もあります。因果関係については検証が必要ですが、こうしたところにも行政と連携して事業を行ってきた成果が反映されていると考えることができます。

協働事業をふりかえって

〈多言語社会リソースがながわ〉

医療通訳スタッフへの謝礼は交通費も含めて1件3千円です。この金額は事業当初から変わらず、行政的理屈によればこれ以上の金額設定はありえないようですが、実際の医療通訳スタッフのレベルや負担を考慮すると、もっと高い謝金設定にするべきだったのではないかと思います。そもそもボランティアではできないから、行政の制度化が必要という動機で始まった事業です。今後もこのままボランティアで続けていくのは限界があると思います。

〈国際課〉

協働事業の推進に当たっては、団体が有する医療通訳に係る豊富な実績に基づくノウハウや専門的知識、人材を活用する一方、県はその社会的信頼性を活かし医療関係団体や医療機関等との調整をスムーズに行うなど、両者の適切な役割分担のもと効率的な事業運営が行えたものと考えています。

なお、協働事業を円滑に推進するためには、団体の立場を尊重し対等な立場で十分な協議を行うことの重要性を感じました。

課題

医療通訳は医療であり、今後医療行政との協働を求めていきます。

また、県費獲得の戦略として、受益者負担を条件とされたため、患者負担の導入が避けられ

ませんでした。団体としては、本来は患者負担には反対で、患者負担の撤廃を目指していきます。

派遣先病院の拡大が必要です。現在の協定医療機関からも、転院先での対応が課題として挙げられています。

その他にも少数言語については、人材発掘や養成手法が課題となっています。

派遣実績の伸びに伴い、コーディネート電話がつながりにくくなりました。対策には財源が必要です。

24時間対応への要望は協力病院のあいだでは高いですが、これについても財源と人材の確保が課題です。

今後の展望

県内すべての医療機関へ質の高い医療通訳者を応分の報酬で派遣することができるシステムを目

指しています。最も大きな課題は金銭的な問題です。医療通訳スタッフの謝礼は1件3千円ですが、交通費だけで足が出ることもあります。通訳の方のボランティア精神に頼っているのが現状です。これだと医療通訳者が育ちません。収入のよい仕事への人材の流出は毎年の悩みです。

将来的には国が制度化する、たとえば医療通訳の常駐や派遣を診療報酬点数に組み込む、加算の対象にするなどの施策が必要で、医療通訳をコメディカル専門職として認め、医療通訳で生活していけるようになれば、さらに普及が進むと思います。



コーディネーター研修でのシミュレーション

年 表

15 年度

- 4 月 医療通訳派遣システム構築事業をスタート、5 言語 6 病院
- 6 月 医療通訳スタッフ(ボランティア)公募開始
- 10 月 英語・タイ語を加え 7 言語対応へ拡大
NHK 首都圏ネットワークで特集を放映

16 年度

- 4 月 10 病院を加え、協力病院 16 病院体制へ拡大

17 年度

- 10 月 第 10 回横浜弁護士会人権賞受賞
鶴田光子理事長が読売新聞に掲載
- 12 月 ベトナム・ラオス・カンボジア語を加え 10 言語対応へ拡大
- 1 月 「医療通訳セミナー・医療通訳を考える全国会議 2006」開催

18 年度

- 7 月 沢田貴志理事が日本経済新聞に掲載
- 12 月 「医療通訳セミナー・医療通訳国際シンポジウム」開催

19 年度

- 4 月 17 協力病院へ
試行として病院負担 1 件 1,000 円を導入

20 年度

- 4 月 基金 21 終了後、県の事業として MIC かながわとの協働により新たにスタート

特定非営利活動法人ワンデーポート
保健福祉部 障害福祉課・生活支援課、
県民部 消費生活課
強迫的ギャンブラー（ギャンブル依存症者）の回復と
社会復帰のための事業



協働で問題の存在と 支援の必要性を訴える

グループセラピーの風景



ワンデーポートの事務所



施設長の中村さん

相鉄線瀬谷駅にほど近い住宅街の一角に、強迫的ギャンブル回復施設ワンデーポートがある。カウンセリングなどを行うミーティングルームと事務所を兼ねたこの施設に、施設長を務める中村さんを訪ね、基金21協働事業負担金での経験について話を伺った。

ワンデーポートの設立と基金21協働事業負担金での取り組み

ワンデーポートは、ギャンブルの問題を持つている人たち（強迫的ギャンブラー）の回復施設として、2000年4月横浜市瀬谷区に設立された。強迫的ギャンブルはギャンブル依存ともいい、世界保健機構（WHO）が発行する国際疾病分類において「病的賭博」として精神病分類において「病的賭博」として精神及び行動の障害の項目に規定されており、精神疾患のひとつとして理解されている。アメリカなどでは、ギャンブル依存の問題に対して適切な治療プログラムや支援体制が整備されているのと比較して、日本においては

強迫的ギャンブラー（ギャンブル依存症者）の回復と社会復帰のための事業

実施期間：平成15年度～19年度

事業内容：強迫的ギャンブルが社会的に大きな問題であることが、社会全般において理解されておらず、強迫的ギャンブルの回復にピアサポートの技法が有効であることがわが国ではあまり知られていない中で、病气であることを知らずに苦しんでいる強迫的ギャンブラー（ギャンブル依存症者）本人、家族に回復方法を知ってもらい、回復への手助けを行う。

実施主体：特定非営利活動法人ワンデーポート
保健福祉部 障害福祉課・生活支援課、
県民部 消費生活課

ギャンブルの問題を精神疾患として捉えてはいなかった。一方で、日本はアメリカなどとも比較してギャンブルが広く一般に浸透している。ギャンブルが原因で多重債務などさまざまな問題を抱えて苦しんでいる人たちがいるにも関わらず、その支援体制は未発達であった。このような状況で、ワンデーポートは設立されたのである。

ワンデーポートが、基金21協働事業負担金に基づく事業を開始したのは平成15年（2003年）度からである。設立以来、アメリカにおいて成果を収めているピア・サポートの手法を取り入れながら強迫的ギャンブルの当事者やその家族に対する支援活動を行ってきたワンデーポートでは、医療・福祉・法律分野の各専門家とのネットワークが次第に整いつつあった。ワンデーポートでは、強迫的ギャンブルは日本において大きな問題であると捉えていたが、社会では依然としてギャンブルで問題を抱える人々への理解や、当事者や家族を含めた支援は進

んではない。そこで、強迫的ギャンブルの問題からより多くの人たちの回復を図ると同時に、県内の行政機関と連携を図ることにより強迫的ギャンブルに対する社会的認知を高め、また強迫的ギャンブルの当事者やその家族に対して回復への取り組みを広めることを目的として、基金21協働事業負担金への応募を決めたのである。

基金21協働事業負担金の事業と成果

基金21協働事業負担金では、強迫的ギャンブルの当事者本人の回復を目指したミーティング（セラピー）の開催事業、強迫的ギャンブラーの家族に対してセミナーを開催する支援事業、当事者やその家族だけでなく行政関係者や広く一般を対象とした強迫的ギャンブルへの理解に向けたフォーラムを開催する社会啓発事業、フォーラムやセミナーの参加者への調査研究事業（2003年度のみ）を実施した。



ワンデーポートは、フォーラムやシンポジウムを開催して、社会啓発に努めている。

ワンデーポートにおける基金21協働事業負担金の成果について伺ったところ、中村さんはすぐさま「本人の回復が一番の成果。社会復帰をした人がたくさんいる。これが成果です。」と答えた。5年間の協働事業では、強迫的ギャンブラー本人へのミーティング（グループセラピー）を延べ2,600回あまり開催し、参加者は延べ4万人以上に上った。また、家族に対するセミナーは5年間で延べ54回開催し、2,600人あまりの参加者を得た。もちろん、継続して参加する人たちが多数を占めるが、それでも相当の数である。

協働事業負担金を得ることで、参加者に対してはこれらの事業を無償で行うことができた。

さらに協働事業負担金の意義として、事業を実施するためにスタッフをひとり雇用できたことが大きいという。新しいスタッフにより、ミーティングやセミナーの参加者へのサービスが向上したことはもちろんだが、何よりも、ずっとワンデーポートでの活動に関わってきた中村さんが、日常業務以外の仕事に時間が割けるようになったことが大きい、という。

「活動をずっと行っていると、あるとき自分のやりたいことを

お金の心配をせずにやりたいと思う時期があるのです。決められたことをやるばかりではなく、新しいことに挑戦するということが、負担金のお金でスタッフを雇えたおかげで、事務所を空けられるようになったし、泊まりがけでセミナーなどに参加できるようになりました。この間、非行や発達障害の人たちの集まりにも積極的に参加しました。」

このように基金21協働事業負担金の5年間で多くのギャンブルの問題を抱えた当事者やその家族に接しながら、中村さんの「ギャンブル依存」に対する考え方も変化していった。これまで、ギャンブル依存を「依存症」つまり病気として捉えてきたが、これに疑問を感じるようになったのだという。強迫的ギャンブラーといっても、一人一人その背景が異なる。にもかかわらず、「病気」ということばを使うと、その違いを見ずにわかったような気になってしまう危険がある、というのだ。中

村さんはいう。「ギャンブル依存はいわば症状。症状だけ見て『病気だ、病気だ』と言っているのも何の解決にもならない」と。ギャンブル依存は依存症という病気であると、啓発しようとしてきた協働事業開始当初からは、大きな考え方の転換である。負担金事業の後半に注目し始めたのは、強迫的ギャンブルの問題と発達障害との関係である。特にワンダーポートの従来のプログラムではなかなか成果のあがらない人たちの中に、発達の問題を抱えている人が相当数含まれているのではな

いかと考えるようになった。ワンダーポートでは、強迫的ギャンブラーの自助グループであるGA（ギャンブラーズ・アノニマス）に参加できるようにすることを、ギャンブル依存の問題を抱えワンダーポートで支援を受けている人のゴールとしてきた。ところが、実際は、人間関係などの問題からGAのような自助グループへの参加が難しい人たちが多い。発達障害の問題を考えるようになってからは、ゴ

ルはいろいろあってもいい、と考えているという。



社会啓発の一環としてシンポジウムの内容をまとめた冊子も出している。

この負担金事業では、県の担当課として保健福祉部障害福祉課（当初は、衛生部保健予防課）、生活支援課及び県民部消費生活課の三課がワンダーポートともに事業を担当

した。県の各担当課では、それぞれが担当する業務分野において利用者や関係機関に対してワンダーポートの活動についての情報提供や広報を行った。行政内部においても、強迫的ギャンブラーの問題やそれに対するワンダーポートが行っている事業の理解や啓発が進展した。例えば、障害福祉課が所管する精神保健福祉センター等では、協働事業の一環としてギャンブル依存の

問題を考える講演会を開催している。また、精神保健福祉センターとワンダーポートとが共同で実施した調査研究では、神奈川県におけるギャンブル依存の実態が明らかになった。精神保健福祉センターでは、負担金事業終了後も開催する嗜癖（依存症）にかかわる講座の中に、アルコールや薬物と並んでギャンブルも取り扱うようになっていく。消費生活課では、2007年に設置された多重債務者対策協議会の構成団体のひとつとしてワンダーポートが名を連ねている。



フォーラムやアンケート調査の結果をまとめた報告書

基金21協働事業負担金事業の課題

ワンデーポートが基金21協働事業負担金で行った事業は、開始当時は公的な支援の仕組みが整備されておらず、また、理解もあまり進んでいない課題に対処するものであった。この意味では、地域社会の新しい課題に対してボランティア団体などが先駆的に取り組んでいる事業を積極的に支援していく、という基金21の趣旨に合致したものである。

一方で、ギャンブル依存の問題が、そもそも公的な支援体制が整っておらず、また、その原因やそれによって引き起こされる社会問題が多岐にわたり幅広い行政分野にまたがることから、県の担当課として三つの課が選ばれることとなった。結果として、成果にもあげたように広範な分野にギャンブル依存やワンデーポートの活動が知られるようになった一方で、協働事業としての課題が見られたのも事実である。

基金21協働事業負担金では、ボランティア団体側が提案した事業に

ついて第三者である審査会が審査し、基金を活用した事業としての採択が決定される。協議期間はあるといっても、協働の相手方である県の担当部局にとっては、「ある日突然、協働の相手になる」感覚なのである。負担金事業では、各担当課での予算措置が必要ない分、既存の行政の枠組みにとらわれることなく協働によって自由な事業を行うことができる、という特徴がある。一方で、既存の業務に付加される形で協働事業を行うことになるのである。

今回の負担金事業では、担当各課はそれぞれの所管分野での専門性を活かしながら、ギャンブル依存の問題との接点を模索しながら事業にあたっていたが、それぞれの努力が協働相手に対してきちんと伝わらなかつた面があつたかもしれない。

協働事業を行う上で、協働の相手方に対していろいろな期待をするのは当然である。ボランティア団体には、協働事業の提案者としてその事業にかける思いがある。一方で、

県の担当課は、行政としてそれぞれの分野で果たさなければならぬ県民全体に対する責務がある。「どこまでを協働事業とするか、最初の仕切りが重要だ」と、県の担当者のひとりから指摘があつたように、それぞれの協働の目的を明確にした上でお互いに行えることと、できないことを理解することの重要性があらためて認識された。

基金21協働事業負担金事業を終えて

ワンデーポートでは、負担金事業を終えてこれまで無償で提供してきた強迫的ギャンブラー本人に対するミーティングや家族セミナーを有償化し、事業を継続している。

また、国の機関の助成を得て、ギャンブル依存と発達障害にかかわるシンポジウムを開催するなど、精力的な活動を行っている。

最後に中村さんに基金21協働事業負担金での経験を問うと、「100パーセントやってよかったというのが確か」という答えが返ってきたのが印象的であつた。

(中島 智人)



ワンデーポートのリーフレット

5年間の軌跡

【事業名】 強迫的ギャンブラー(ギャンブル依存症者)の回復と社会復帰のための事業

【実施主体】 NPO等：特定非営利活動法人ワンデーポート

県：保健福祉部保健予防課(平成15年度～16年度) 障害福祉課(平成17年度～19年度)

※組織改編により、障害福祉課が保健予防課の後を引き継ぐ

保健福祉部生活援護課（平成15年度～19年度）

県民部消費生活課(平成15年度～19年度)

【実施期間】 平成15年度～19年度(5年間)

【負担金交付額】 38,620,000円

【事業概要】 強迫的ギャンブルが社会的に大きな問題であることが、社会全般において理解されておらず、強迫的ギャンブルの回復にピアサポートの技法が有効であることがわが国ではあまり知られていない中で、病気であることを知らずに苦しんでいる強迫的ギャンブラー(ギャンブル依存症者)本人、家族に回復方法を知ってもらい、回復への手助けを行う。

事業1 家族の支援事業 (H15年度～19年度まで実施)

事業2 本人の回復に向けたミーティング等の事業 (H15年度～19年度まで実施)

事業3 社会啓発普及事業 (H15年度～19年度まで実施)

事業4 調査研究事業 (H15年度のみ実施)

【団体概要】

団体名：特定非営利活動法人ワンデーポート 設立年：平成12年4月 代表者：稲村 厚 担当者：中村 努

会員数：約200名 住所：横浜市瀬谷区相沢4-10-1 クボタハイツ101 TEL：045-303-2621

FAX：045-303-2629 E-mail：oneday.yokohama@knd.biglobe.ne.jp URL：http://www5f.biglobe.ne.jp/~onedayport/

【当初(初年度の事業計画)】

個別事業名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
事業1 家族の支援事業	電話相談・ 家族セミナーの実施		相談体制の拡充			社会的な認知を得て自主的な運営基盤の強化を確立する。
事業2 本人の回復に向けたミーティング等の事業	グループセラピー個別相談実施	事業規模の拡大				
事業3 社会啓発事業	フォーラム企画・実施					
事業4 調査研究事業(協働運営)	予備調査開始	本調査	最終報告書作成		社会的認知を高める。調査結果を生かして新たな支援策の検討を協働で進める。	
						地域作業所認定の申請

【事業の変遷】

個別事業名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業1 家族の支援事業	→				
事業2 本人の回復に向けたミーティング等の事業	→				
事業3 社会啓発事業	→				
事業4 調査研究事業	→				

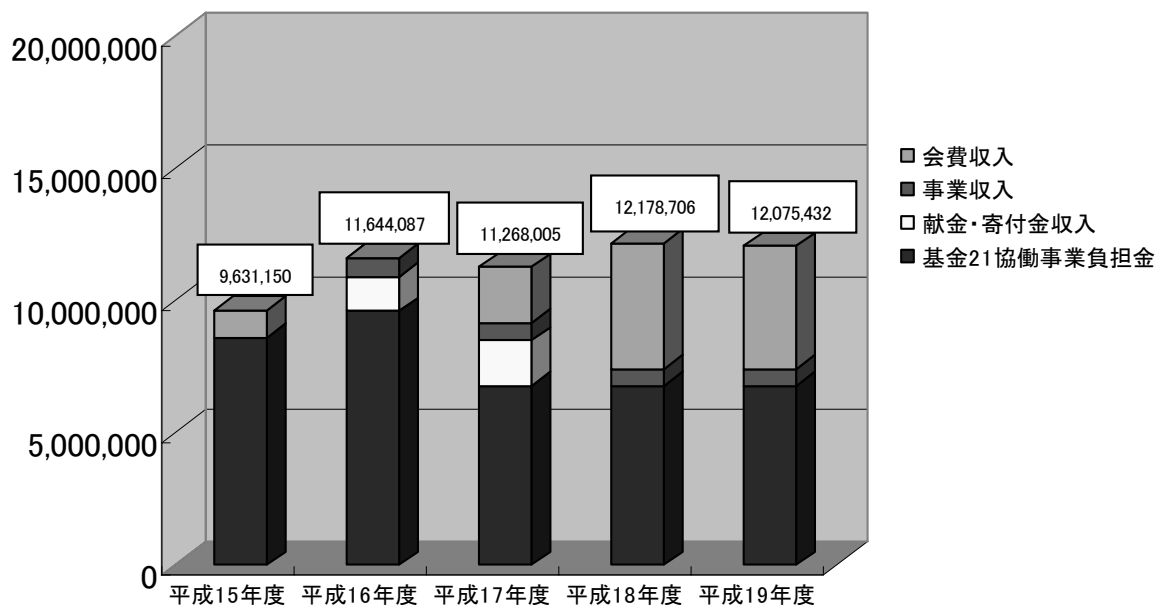
【収支決算額の推移】

(単位:円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
会費収入	1,011,150	0	2,100,000	4,759,206	4,645,432
事業収入	0	749,000	657,000	619,500	630,000
献金・寄付金収入	0	1,295,087	1,711,005	0	0
補助金等収入	8,620,000	9,600,000	6,800,000	6,800,000	6,800,000
(収入のうち負担金額)	(8,620,000)	(9,600,000)	(6,800,000)	(6,800,000)	(6,800,000)
収入	9,631,150	11,644,087	11,268,005	12,178,706	12,075,432
事業 1 家族の支援事業	543,382	1,090,000	955,640	998,000	954,111
事業 2 本人の回復に向けたミーティング等の事業	7,766,284	9,818,532	9,831,915	10,653,095	10,617,821
事業 3 社会啓発事業	1,003,995	735,555	480,450	527,611	503,500
事業 4 調査研究事業	317,489	—	—	—	—
支出	9,631,150	11,644,087	11,268,005	12,178,706	12,075,432
収支差額	0	0	0	0	0

事業費及び収入の推移

(単位:円)



【県・NPO等の役割分担】

【初年度(H15年度ベース)】（県：保健予防課、生活援護課、消費生活課）

事業		役割分担表	
事業1 家族の支援事業			
家族セミナー	ワンデーポート	○事業実施	
	県	○情報提供・広報	
電話相談	ワンデーポート	○事業実施	
	県	○情報提供・広報	
事業2 本人の回復に向けたミーティング等の事業			
ミーティング運営	ワンデーポート	○事業実施	
	県	○情報提供・広報	
書籍発行	ワンデーポート	○事業実施	
	県	○情報提供・広報	
個別相談	ワンデーポート	○事業実施	
	県	○情報提供・広報	
事業3 社会啓発事業			
フォーラム開催	ワンデーポート	○事業実施	
	県	○情報提供・広報・共催	
事業4 調査研究事業			
調査研究	ワンデーポート	○共同運営	
	県	○共同運営	

【最終年度(H19年度)ベース】（県：障害福祉課、生活援護課、消費生活課）

事業		役割分担表	
事業1 家族の支援事業			
家族セミナー	ワンデーポート	○ポスター、チラシの作成及び事業の実施	
	県	○会場設営・広報・周知(ポスターの掲示、パンフレットの配布)	
個別相談(電話相談)	ワンデーポート	○個別相談・電話相談	
	県	○広報・周知(ポスターの掲示、パンフレットの配布)	
事業2 本人の回復に向けたミーティング等の事業			
ミーティング開催 運動プログラム、調理プログラム の提供	ワンデーポート	○事業実施、会場設営	
	県	○広報・周知(ポスターの掲示、パンフレットの配布)	
個別相談 (電話相談)	ワンデーポート	○事業の実施、電話相談	
	県	○広報・周知(ポスターの掲示、パンフレットの配布)	
ポスター、パンフレットの 作成	ワンデーポート	○内容検討・作成	
	県	○内容検討	
事業3 社会啓発事業			
フォーラムの開催 書籍発行 調査研究	ワンデーポート	○企画・広報・実施 ○調査研究の実施 ○調査研究の実施・資料の収集	
	県	○企画・広報・周知(ポスターの掲示、パンフレットの配布) ○共催 ○調査研究の検討	

【個別事業の内容と実績】

事業1 家族の支援事業

【実施した内容】

強迫的ギャンブラー本人が家族の共依存からの回復を支援するため、家族や友人向けに基礎的知識を伝えるセミナーを実施

【5年間の実績】

- ・家族セミナーを 5年間延べ 54回開催 延べ 2,650人参加
(15年度 年間6回開催 ・ 16年～19年度 年間12回開催(月1回開催))

事業2 本人の回復に向けたミーティング等の事業

【実施した内容】

強迫的ギャンブルの回復に有効なミーティング(グループセラピー)を1日2回開催して回復の支援を実施
そのほか、調理プログラム、運動プログラム、歌プログラム、レクリエーションプログラムなど定期的に実施

【5年間の実績】

- ・ミーティング(グループセラピー) 5年間延べ 2,644回開催
(15年度 550回 16年度 509回 17年度 538回 18年度 517回 19年度 530回)
- ・ミーティング(グループセラピー) 5年間延べ 41,877人参加
(15年度 6,765人 16年度 6,912人 17年度 8,649人 18年度 10,309人 19年度 9,242人)

事業3 社会啓発事業

【実施した内容】

強迫的ギャンブラーや家族、行政関係者など広く一般市民に、強迫的ギャンブルの問題について理解してもらうため、フォーラム(シンポジウム)を開催

【5年間の実績】

- ・15年度 5/5 ギャンブル依存症者のためのフォーラムワンデーポート3周年記念「継続」参加者 190名
7/11 公開県民講座「ギャンブル依存症の心理と回復」参加者 60名
12/7 シンポジウム「ギャンブル依存症を考える」参加者 100名
- ・16年度 5/16 フォーラム「ギャンブルへののめり込みと回復」参加者 200名
1/28 シンポジウム「ギャンブルへののめり込みと回復支援」参加者 120名
- ・17年度 1/15 シンポジウム アメリカルイジアナ州施策報告 参加者 200名
- ・18年度 2/9 シンポジウム「ギャンブル依存問題を考えるシンポジウム」参加者 170名
- ・19年度 2/23 シンポジウム「ギャンブル依存問題を考えるシンポジウム」参加者 170名
- ・フォーラム(シンポジウム)年間 開催回数
(15年度 3回 16年度 2回 17年度 1回 18年度 1回 19年度 1回)

事業4 調査研究事業

【実施した内容】

フォーラム・セミナーの来場者に対して、ギャンブル依存症についての意識や現状について、アンケート調査を実施

【1年間の実績】

- ・フォーラム、家族セミナー、公開講座にて来場者に協力をお願いし、アンケート調査を行った。依存症本人 43票、家族 94票を回収し、報告書としてまとめた。

5年間をふりかえって

特定非営利活動法人ワンデーポーター

保健福祉部 障害福祉課・生活援護課、県民部 消費生活課

事業を始めた経緯

平成12年4月に日本で初めての強迫的ギャンブル（ギャンブル依存症）回復施設として活動を始めました。活動の主体は、過去にギャンブルにはまった経験がある当事者です。

わが国は競馬、競輪などの公営ギャンブルのみならず、街中のいたるところにパチンコ店が点在しています。パチンコ・パチスロをスロットマシーンという括りで捉えると、全世界の「3分の2」のスロットマシーンが日本にあることとなります。つまり、日本は世界に類を見ないギャンブル大国です。

一方で、ギャンブルにはまり、借金や離婚、離婚など、いわゆるギャンブル依存症に対しての社会的

な理解は乏しく、耽溺している人への支援の必要性はあまり知られていません。

諸外国では、ギャンブル依存の研究、治療、予防、啓発に関して、行政機関が力を入れている地域も多く見られます。ワンデーポーターはこうした実状を踏まえて、平成15年度から神奈川県との協働事業をスタートさせました。

事業の内容と目標

〈家族支援事業〉

ギャンブルの問題を持つている本人は否認があり、自分から問題を認めることができません。したがって、家族にこの問題を理解してもらうことが重要であり、定期的に家族セミナーを開催しました。

会報のワンデーポーター通信やホームページを通じて全国にセミナー開催の周知をしました。

参加者は計画をはるかに超え、会場確保に苦労することも少なくありませんでした。

〈本人の回復に向けたミーティング等の事業〉

強迫的ギャンブル（ギャンブル依存）からの回復に最も効果があるとされているのが、グループセラピー（ミーティング）です。同じ経験をしてきた「仲間」の話に耳を傾け、自分の過ちの本質に気付くことで、新しい生き方を実践する意欲を育てます。ミーティングの他には、運動プログラム、調理プログラム、レクリエーションなどを通

して、ギャンブルを必要としない生活を実践してもらいました。協働事業の5年間では、ミーティングの意味を解すことができない利用者に出会うことも少なくありませんでした。そこから見えてきたのが発達障害であり、専門の医療機関と連携しながら、個々の背景に添ったサポートをすることを心がけました。



回復プログラムの一つとしてスポーツなども行っている。

〈社会啓発事業〉

強迫的ギャンブルは社会的支援の必要な問題であることを社会に広く訴えるために、シンポジウムや講演会を開きました。

平成15年度は、ギャンブル依存症は病気であることを強調し、その理解を呼びかける内容でした。

平成16年度は、強迫的ギャンブルに関する基礎的な知識を伝え、行政機関との協働の必要性を訴えました。

平成17年度は、ルイジアナ州のギャンブル依存回復施設の視察報告を行い、最新のプログラムを紹介しました。

平成18年度は、協働事業4年目で見えてきた課題と、ワンデーポートの活動の指針となっているアルコール依存症回復施設「マツク」のプログラムを紹介しました。

最終年度の平成19年度は、社会問題となっている自殺、多重債

務問題と、ギャンブル依存との関係をテーマにしました。

〈調査研究事業〉

平成15年度、本人と家族へのアンケート調査を行い、報告書の中にまとめました。この調査研究は平成16年度以降には、「本人の回復に向けたミーティング等の事業」の中で継続しました。平成15年度の調査では、「いちばんハマッていたギャンブル」という項目では、パチンコと回答した人が最も多かったのですが、平成17年度の調査では、パチスロにハマっている人が最も多いという結果が出ました。平成17年頃はパチスロの射幸性が社会問題になっており、ワンデーポートの調査はそれを裏付ける結果となりました。

事業の成果

〈当初期待した効果〉

協働事業の開始に伴い、スタッフを1名増員し、3人体制となりました。社会状況を鑑みても、利用者が増加することを想定していましたが、初年度から利用者は急に増加しました。

〈期待した効果の達成状況及び成果〉

平成19年度には、協働事業開始時と比して、ミーティング参加者は1.5倍になりました。

ワンデーポートのプログラムを終えて社会復帰する人も年々増加しました。平成17年度には、利用を終えた人たちが、OB会を結成し、ミーティングの司会、レクリエーションなどのボランティアとしてかかわることが始まりました。ピアサポートを礎にしたワンデーポートのプログラムがさらに充実

したものになりました。

〈協働の効果〉

家族セミナーの参加者の増加は県の広報の効果があつたものと思われず。参加申込者が、定員を超えることもあり、問題の大きさにスタッフ自身が驚くこともありました。横浜市の行政関係者、更生施設職員など、関係者の参加も多く見受けられました。

〈社会に与えた影響・対象者の変化〉

社会啓発事業として行なわれたシンポジウムや講演会には、北海道から九州まで、全国各地から行政関係者が参加しました。最近では、「ギャンブル依存症は病気である」ということが、新聞、テレビなど多方面から聞こえてくるようになりました。各都道府県の精神保健福祉センターにおいて

も、ギャンブル依存についてのセミナーが開催されるようになっていきます。ワンデーポータルが神奈川県と協働事業に取り組んでいる事実は、他の都道府県の行政関係者にとっては計り知れない大きなインパクトとなったと思われます。

協働事業をふりかえって

〈ワンデーポータル〉

県の担当部署と担当者によっての理解の差が大きかったように思います。私たちは苦しんでいる本人や家族をどのように手助けするかという面に視点があります。が、県の担当者は事業の運営や実施、報告書の体裁に視点があるように感じました。文化や価値観の相違が埋まらないまま5年を経過したことが、とても残念に思います。



会報「ワンデーポータル通信」

〈障害福祉課〉

この協働事業では、ギャンブル依存症者の回復と社会復帰のための支援という課題を共有し、障害福祉課は、ワンデーポータルとともに相談事業の広報及び周知や、社会啓発事業におけるフォーラムの開催や調査研究に関して協働しました。今後は、ワンデーポータルとの意見交換等を踏まえ、協働できる内容を探りながら、ギャンブル依存症者やその家族への支援をより充実していきたいと考えています。

〈生活保護課〉

当課においては、福祉事務所に對してワンデーポータル通信を送付し、事業の情報提供や広報をしたところ、生活保護受給者や相談者への支援の参考にしたという声があり、一定の成果があったものと考えています。また、講演会において、ギャンブル

ル依存症になった契機から立ち直りまでの当事者の貴重な体験談も伺え、依存症の理解を深めることができたことも協働事業の成果であったと考えています。

〈消費生活課〉

協働団体からニューズレターなど資料の提供を受け、市町村の消費生活担当課に配布することにより、多重債務問題の直接、間接の原因となりうるギャンブル依存症の問題について、市町村の相談担当者等が理解を深めることができました。

課題

「ギャンブル依存症は病気である」ということを前面に打ち出して、協働事業は始まりました。事業を推し進めていく過程で、ギャンブルにはまる背景は様々であり、「病氣」という一言で括ることに

疑問を持つようになりました。また、依存症を扱う医療機関では、発達障害からの診立てをしない、という新たな課題があることも、わかってきました。

ギャンブルにはまっている人を「病氣」と呼ぶことでその人を助けることにつながるのかということとは、継続的に考えていかななくてはならないと思います。「ギャンブル依存症」という言葉は、この5年間で、人口に膾炙してきました。しかし、私たちが考える、のめり込み、そこからの回復は、社会で使われているこの「ギャンブル依存症」という言葉の概念とは乖離しています。現状で私たちが使っている「強迫的ギャンブル」という言葉も検討する余地があると思います。どのように啓発を進めるか、医療機関との連携、言葉の使い方の問題を含めて今後の課題だと思えます。

今後の展望

現代社会の中で、ギャンブルが、ある日を境になくなるというこ
とは考えにくいと思います。

諸外国の研究では、ギャンブル
をやる人の1.パーセントから5.パ
ーセントは依存の問題を抱える
という報告がなされています。

ワンデーポートの活動は今後
も社会にとってニーズがあると、
予測されます。

行政機関との協働については、
多重債務問題、自殺問題等での
連携が必要だと考えています。

運営資金については、ワンデー
ポートの活動にふさわしい公的補
助金はないため、現状では利用者
に利用料（1ヶ月・2万円）を負担
してもらうことと、会費や個人
献金、企業の助成金などでまかな
うしかないと考えています。

年 表

15年度

- 5月 「ギャンブル依存症者のためのフォーラム」開催
本人家族へのアンケート調査
- 6月・8月・10月・12月・2月・3月 家族セミナーの実施
- 12月 シンポジウム「ギャンブル依存症を考える」開催
- ※ 回復のためのグループセラピーは、レクリエーション、セミナー参加を除き、
ほぼ毎日開いた。

16年度

- 4月～3月 家族セミナーの実施(年12回)
- 5月 春のフォーラム「ギャンブルへののめり込みと回復」開催
- 1月 シンポジウム「ギャンブルへののめり込みと回復支援」開催
- ※ 回復のためのグループセラピーは、レクリエーション、セミナー参加を除き、
ほぼ毎日開いた。

17年度

- 4月～3月 家族セミナーの実施(年12回)
- 1月 「ギャンブル依存問題を考えるシンポジウム」開催
- ※ 回復のためのグループセラピーは、レクリエーション、セミナー参加を除き、
ほぼ毎日開いた。

18年度

- 4月～3月 家族セミナーの実施(年12回)
- 2月 「ギャンブル依存問題を考えるシンポジウム」開催
- ※ 回復のためのグループセラピーは、レクリエーション、セミナー参加を除き、
ほぼ毎日開いた。

19年度

- 4月～3月 家族セミナーの実施(年12回)
- 2月 「ギャンブル依存問題を考えるシンポジウム」開催
- ※ 回復のためのグループセラピーは、レクリエーション、セミナー参加を除き、
ほぼ毎日開いた。

特定非営利活動法人ソフトエネルギープロジェクト

環境農政部環境計画課、県立三浦臨海高等学校・海老名高等学校・
大清水高等学校・吉田島農林高等学校

地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発・
環境教育の仕組みづくり



ソフトエネルギープロジェクト理事長の佐藤さん

この事業は、ソフトエネルギープロジェクト（以下、SEEP）というNPOと、協働の相手方である県の担当部署のほか、5年間で7箇所になった地域学習センター、各センターのソーラーパネル設置に関わる自治体行政部署、パネル購入の財源提供者、環境学習車の改造に関わった企業など、多様な主体の協力によって実施された。

地球温暖化対策地域学習センターの設置と 体験型普及啓発・環境教育の仕組みづくり

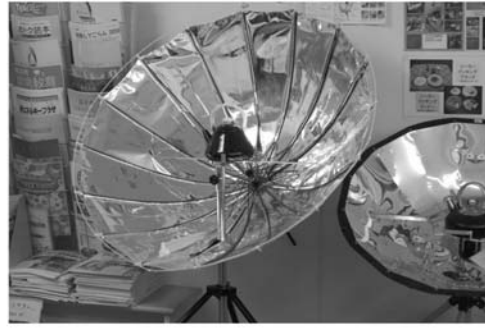
実施期間：平成15年度～19年度

事業内容：神奈川県内に温暖化防止に向けた実践の拠点を設け、自然エネルギー、省エネルギーの推進に関する事業を行い、温暖化防止に向けて二酸化炭素（CO₂）削減に寄与し地球環境の保全を図ることを目的とする。

実施主体：特定非営利活動法人ソフトエネルギープロジェクト
環境農政部環境計画課、県立三浦臨海高等学校・海老名高等学校・大清水高等学校・吉田島農林高等学校

今回の取材では、それらの多様な関係の内、提案者のSEEP、県側の総合窓口的な役割を果たした環境計画課、5年目のパネル設置校の横須賀市立大矢部小学校、2年目に県立高校として初めて設置が実現した三浦臨海高校の4者の担当者にお話を伺った。

SEEPの取材は9月下旬、環境学習機材の展示などにより学習センター機能も併せ持つ団体の事務所を訪ね、佐藤一子理事長のお話を聞きした。環境計画課の担当職員には、10月中旬にかながわ県民活動サポートセンターにて対応していただいた。また、2つの設置校には12月初旬に訪問、大矢部小学校では教頭の小林健治先生、三浦臨海高校で



ソフトエネルギープロジェクトの事務所は、環境教育のための体験研修センターにもなっている。

は総括教諭の金子幹夫先生に、パネルなどの機材や様々な資料を見せていただきながら、現場の様子を詳しくお聞きした。

地球温暖化対策地域学習センターとは

地球温暖化対策地域学習センターとは、協働事業提案時にSEEPが考案した、地域における温暖化対策推進拠点である。この拠点にソーラーパネルを設置し、太陽光発電によって生み出される電力を用いることで二酸化炭素の発生をその分、抑えるとともに、発電量の記録・検証、発電の仕組みや地球温暖化問題などにふれることをきっかけに、県内各地域で環境学習が進展することが目標として掲げられた。

提案時には具体的な設置場所の候補は決定しておらず、SEEPと県の環境計画課は、設置場所の検討から、候補となった相手先との協議を重ね、設置を実現していった。SEEPでは基金21応募以前から、市民共同発電所という考え方で、私立の幼稚園や学校等にソーラーパネルを設置し、民間で具体的な二酸化炭素削減と環境学習に取り組んできた歴史があり、県との協働事業では、さらに不特定多数の人が集まる公的な場所を拠点にしたいと考えて

いた。

そこで、各地域の公共施設の中で、多くの地域住民にとって親しみがあり、次世代を中心に環境学習に取り組んでもらうのに最適と思われる公立学校をターゲットに、この取り組みを進めていった。

地域学習センターの機能は、地球温暖化対策につながる環境学習拠点だが、その主要な設備は、太陽光発電パネルと発電量モニタリング装置などの周辺設備機器一式である。基金21協働事業では、この機材を設置した各学校において、SEEPとの連携のもと地域学習センター機能が設けられ運営されている。実際には、「地域学習センター」という具体的な場を設け、発電量計測モニター等を置いたり、会議等に使用する空間を確保している場合と、専

用の場を設けてはいないが、各種事業を実施することでセンター機能を果たしている場合の二通りがある。

NPO所有のソーラーパネルを学校に設置

基金21の財源をもとに太陽光発電設備を購入し、公立学校に設置して、学校の環境学習に役立ててもらいたい。この願いを実現するため、協働事業に携わったSEEPと環境計画課は、県の教育機関として県立高校に照準を合わせ、設置に伴う事務の担当部署、教育局教育財務課（旧教育庁管理部長経理課及び教育施設課 平成17年度の組織改編により教育局教育財務課）と協議を行った。基金21で協働事業を行うということは、県からNPOに負担金



三浦臨海高校のソーラーパネル（上）、発電量計測装置（中）、モニター（下）

が支出されるということであり、機材の購入から設置までのすべてをNPOが手配するというのである。すなわち機材を購入し所有するのはNPOということになる。民間の所有物を公立学校に設置しようとする試みは、交渉開始当初、前例のない状況下で、相当難航したようである。これを振り返って、環境計画課の担当者は、次のように述べている。

「この事業が、環境計画課とSEPの協働事業として始まったために、教育局との折衝に手間取った面があったかもしれません。最初から、教育局も協働の相手方に加わってもらっていけば、話をもっとスムーズに進んだかもしれないと思います。」

最初から明確に、ソーラーパネルを学校に設置したいという提案であったなら、教育部局も協働の主体として参画を求められ、積極的に取り組もうという姿勢で臨まれたかもしれない。しかし、事業申請を採

択してもらおうとする団体側にしてみれば、実現可能性が定かでない段階で学校のみにこだわった提案をすることは難しかったのかもしれない。また、5年前、協働事業が現在ほどには普及していない状況下において、予期せぬ提案をもちかけられた教育財務課にしてみれば、ひとつひとつ工夫をしながら、ある程度時間をかけて対応していかざるを得ない状況もあったのだろう。

設置費用の多様な財源

パネルの購入・設置には多額の資金が必要である。SEPでは、基金21の負担金のほか、NEDO、GIAACなどの多様な補助金や助成金を活用し、その費用に充ててきた。また、高校のPTAや同窓会が資金提供に協力した例もある。NEO号の購入・改造にあたっては、車両メーカーや改造を担当した企業から、寄付や技術的助言などの支援・協力を得ている。基金21の公共性に対する信頼と、団体の活動目的や熱意に対する共感が、多くの支援の獲得に

結びついているように思われる。

地球温暖化問題とSEP・県環境計画課

地球温暖化問題は1980年代後半以降、世界的に認識が高まり、92年ブラジルにて開催された通称「地球サミット」で「環境と開発に関するリオ宣言」が採択された。このとき、「持続可能な発展」という考え方のもと、「アジェンダ21」、「気候変動枠組条約」などが示されて以降、締約国会議における「京都議定書」(第3回、97年)、その運用に関する合意採択(第7回、01年)などの取組みが重ねられてきた。そして、09年初頭の現在、米国のオバマ新大統領が提唱する「グリーン・ニューディール」というビジョンが、経済産業活動の活性化策と環境対策とを統合する政策として、関係各方面の注目を集めている。地球温暖化防止は、こうした、様々な考え方や思惑を背景に各国政府が政策を考案し実施している、論争的、政策的なテーマでもある。

SEPは1993年、この地球温暖化問題について、地域の仲間と学ぶ活動からスタートし、99年にNPO法人化、2000年に全国初の市民共同発電所として太陽光発電1号機を私立幼稚園に設置して以降、2号機から4号機まで民間での取組みを蓄積、02年にはヨハネスブルグサミット(持続可能な開発に関する世界首脳会議)に参加、そして、団体創設後10年でこの基金21協働事業を提案、採択された。

一方、「アジェンダ21」は各国の地方自治体が地域住民とともに「ローカルアジェンダ」を策定すべきとしており、県ではこれを受けて1993年1月に日本初のローカルアジェンダ、「アジェンダ21かながわ」を策定、4つの基本方向に基づく21の行動原則と77の行動プログラムを示した。さらに、10年後の2003年には「新アジェンダ21かながわ」を策定、30年後のビジョンと今後10年間の行動計画として、11分野21目標の行動メニユーを示し、CO₂については京都議定書を踏まえ2010年までに1990年の水準まで削減という目標値を

設定している。環境計画課は、このアジェンダの策定から進行管理を所管する部署であり、関連イベントの開催などを通して、早い時期から様々な協働の取り組みを行ってきている。

教育現場の二ーズ 環境学習のツールとして（三浦臨海高校）

県立三浦臨海高校は、2004年、県立初声高校と県立三崎高校が統合して開校した単位制普通科の高校である。720名の生徒が、自分で作成した3年間のカリキュラムに沿って、平均25人で展開される1コマ90分の授業を受け、自由と責任を基調とする主体的な学校生活を送っている。県立高校初の設置となったソーラーシステムは、校門脇に設置され、環境系の教科の学習や地域の人々の環境学習などに役立てられている。

この三浦臨海高校への設置のきっかけは、統合によって誕生する単位制高校で環境系の科目を受け持つことになっていた金子先生が、授業のテーマ探しにかながわ県民活

動サポートセンターの相談コーナーを訪れたことだった。ここで、当時、相談員として対応していたSEPの佐藤理事長に出会った。ちょうどその頃、パネル設置を希望する県立高校を探していた佐藤さんのところに、環境学習の素材を求め、いわば有力候補が現れたのだ。

何といたって初めての取り組みであり、事務手続きの折衝にはやや紆余曲折があったようだが、設置が決まったからは、先生方や生徒たちが全校を挙げて相談、最も安全で効果的な設置場所はどこか、学習効果を考え配線はあえて地下埋設しない、地域学習センターの部屋を設けて発電量の計測記録マシンを設置、さらに多くの人が集まれる交流ラウンジも学習スペースとして利用するなど、細かな点まで深く検討し、生徒が中心となった装置の維持・管理システムをつくりあげてきた。

教科学習としては、日々の発電量を計測し、その他の気象情報との相関関係を発見する、それを効果的に示すグラフを作成するなどの授業が行われている。また、エコ委員会

という生徒会活動を中心に、環境に関する公開講座の開催、文化祭での発表、生徒による見学希望者への対応などの校内活動を展開、校外では、地球温暖化防止の集い、高校生ミーティング、環境シンポジウムへの参加など、社会性を養う仕組みや機会も充実されている。

「環境学習には理科系と社会系の両方の要素を加味した授業運営が不可欠です。地球温暖化問題というテーマは、リサイクル問題と同様、最適な学習素材で、生徒たちは楽しみながら意欲的に学んでいます。発電量を日常的に計測していることで、それをグラフ化することにはじまり、たとえば天候や気温など、その他の気象データと照らし合わせ、日照時間との相関関係に気づくなど、実際に計測した数値から普遍的な法則を発見することができます。授業の様子をぜひ見てください。授業の視察見学対応も、テスト期間中など特別な場合以外は、すべて生

徒が行っています。近くの小学生たちや地域の方々などから依頼を受けると、対応する生徒を募集します。担当になった生徒たちは説明の仕方をいろいろ工夫して、案内しています。ソーラー発電の仕組みなどを書いたリーフレットや案内版も、生徒たち自身が考えイラストも描いて作成したものです。こういう経験をした生徒たちが、毎年百人単位で社会に出て行くのですから、基金21制度によって実現したこの事業の普及啓発効果は非常に高いと思います。」



三浦臨海高校の金子教諭とソーラー発電の案内板

導入時期からこの事業に携わっている金子先生は、事業の有効性について、以上のように語っている。そして、担当者がいつ異動してしまっても大丈夫なようにと、毎年、成果・マニュアルの更新も行っている。

設置現場での波及効果 多様な環境問題への気づきと日常的な行動
(大矢部小学校)

横須賀市立大矢部小学校では、2008年2月22日、太陽光発電システム完成の落成式を行った。屋上に設置されたパネルの発電容量は2.08kWh、子どもたちが利用する昇降口には発電量が確認できるモニターも設置された。また、この太陽光発電の仕組みは、横須賀市環境部環境計画課のホームページにも掲載されている。

大矢部小では、総合学習や社会科の授業、PTA活動への自主的参加などを通して環境教育に取り組んできた。校長が市の環境審議会委員や地球温暖化対策地域協議会のメンバーだったこともあり、市環境部からこの太陽光発電装置設置の要

請があったので、喜んで受け入れることになったという。横須賀市では新設の小学校や高校にはソーラーパネルが公費で設置されており、基金21事業においても7例目の導入であったことから、設置に関する不安は少なかったことと思われる。

設置後まもない時期ではあるが、地域学習センターとして、5年間の事業計画が立てられ、子どもたち向けの講座や、地域向け見学会、システム活用のための調整会議など、様々な事業が展開され始めている。子ども向け講座では、体験学習車NEO号も運行され、ソーラークッカーやソーラーカーが大いに人気を博したという。調整会議は、校長・教頭、PTA運営委員会、GIACや市環境計画課などのメンバーで構成され、地元の方々にも参加を求めていくとのことである。

このシステムの設置によって、学校全体で環境問題への関心が高まり、地域とも協力しながら身近な環境を良くしていこうと、今年度は、「やべっこ池の水浄化作戦」やゴーヤ栽培による「グリーンカーテン作

戦」などの取組みを行った。前者は、体育館前の池が緑色に濁ってしまったので透明に戻したいと、地元で竹炭づくりを実践している方の指導を受け、炭づくりの体験から始め、池を掃除し、竹炭を敷く、という作業に取り組んだ。こうした経験は、子どもたちだけでなくとどまらず、周囲の大人たちも巻き込んで、自分自身の問題として環境問題を捉え、日常生活の場で楽しみながら環境に対する取組みを実践していくことにつながっている。グリーンカーテンは、部屋が暗くなってしまったのが難点だったが、夏休み中、室内を涼しく保ってくれたし、先生方は日頃からエコドライブを推進しているそうだ。

資金調達や事務手続等に限ってみれば、基金21制度の直接的な関与は少ないという面があるかもしれないが、県内各地に地域学習センターを配置したいというSEEPの提案からすれば、ここも環境に関する協働の重要な一拠点といえる。この協働事業を実施して、まだ日は浅いもののどのような効果が出ている

か、小林先生は次のように感じている。

「外部の方々とは協力して事業を行ったことは、職員の意識啓発になりました。外部の考え方が取り入れられることによって、子どもたちに対して、よりよいサービスが提供できるようになったと思います。また、個人ベースでは、環境というテーマに興味を持つようになりました。」



大矢部小学校の校舎に設置されたソーラーパネル

動けば何とかなるゝ豊かな発想を即座に行動に移す機動力と事務処理力

この事業では、NPOの発想が行政の現場の常識を乗り越え、公立学校において地球温暖化という環境問題をテーマとする協働の空間を創り出していった。「まず動く」というNPOの特性が存分に発揮された事業といえよう。

設置や管理に関する実務は、導入される資金の多様化も相まって、回を重ねるごとに複雑化し事務処理担当者を悩ませるといふ傾向もあったように見受けられる。しかしながら、設置現場や外部からの評価は大変高い。これは、協働の現場には、事業実施の場と管理・マネジメントの場という二つの現場があつて、ユ一ザーと直面する現場での変革には、ある意味で取り組みやすいが、変革を着実に管理する体制は未整備の状態にある、ということの意味しているようにも思われる。

もちろん、公的な事業においては、事業実施に係る資金や権利関係の公正性や透明性を確かなものにする

るために、正確な事務処理が不可欠なことは論を待たない。そうした大前提をふまえて、なお、柔軟な事業実施が可能となるような行政における制度変革やNPOにおけるマネジメント能力の強化が徐々になされていくことも期待したいものである。

環境問題という大きな課題

県立海老名高校の評価書では、事業実施者間の対等性について振り返る項目で、「大きな課題にそれぞれの立場で協力し取組む視点からは、実施者間が対等か否かなどは問題外である」と述べられている。事業実施の現場で、このように目的意識の共有がなされていることは誠に頼もしい限りである。課題解決に向けた協働の取組みは、こうした目的を共有する実施主体に支えられ、各現場でさらに進展していくことだろう。基金21制度は、負担金と県の事業としての信頼性という資源を提供することで、この取組みの端緒となったといえるだろう。

(藤澤 浩子)

5年間の軌跡

- 【事業名】** 地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発、環境教育の仕組みづくり
- 【実施主体】** NPO等：特定非営利活動法人ソフトエネルギープロジェクト
 県：環境農政部環境計画課(平成15年度～19年度)
 県立三浦臨海高等学校(平成16年度～19年度)・海老名高等学校(平成17年度～19年度)
 ・大清水高等学校(平成19年度)・吉田島農林高等学校(平成19年度)
- 【実施期間】** 平成15～19年度(5年間)
- 【負担金交付額】** 43,300,000円
- 【事業概要】** 神奈川県内に温暖化防止に向けた実践の拠点を設け、自然エネルギー、省エネルギーの推進に関する事業を行い、温暖化防止に向けて二酸化炭素(CO₂)削減に寄与し地球環境の保全を図ることを目的とする。

- | | |
|----------------------------|------------------|
| 事業1 地球温暖化対策地域学習センター設置推進事業 | (H15年度～19年度まで実施) |
| 事業2 人材育成事業 | (H15年度～19年度まで実施) |
| 事業3 普及啓発・環境教育推進車の整備・運行事業 | (H15年度～19年度まで実施) |
| 事業4 CO ₂ 削減測定事業 | (H15年度～19年度まで実施) |

【団体概要】

団体名：特定非営利活動法人ソフトエネルギープロジェクト 設立年：平成5年4月1日 代表者：佐藤 一子
 会員数：90名 住所：横浜市中区真砂町4-43 木下商事ビル8階 TEL：045-681-3829
 FAX：045-681-3934 E-mail：npo_sep@yahoo.co.jp URL：http://www.k5.dion.ne.jp/~npo-sep/

【当初(初年度)の事業計画】

個別事業名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業1 センター設置推進事業	開始			拡大
事業2 人材育成事業	準備	開始		
事業3 推進車整備・運行事業	準備	開始		
事業4 自然エネ導入促進事業	開始			

【事業の変遷】

個別事業名	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
事業1 地球温暖化対策地域学習センター設置推進事業				
事業2 人材育成事業				
事業3 普及啓発・環境教育推進車の整備・運行事業				
事業4 CO ₂ 削減測定事業				

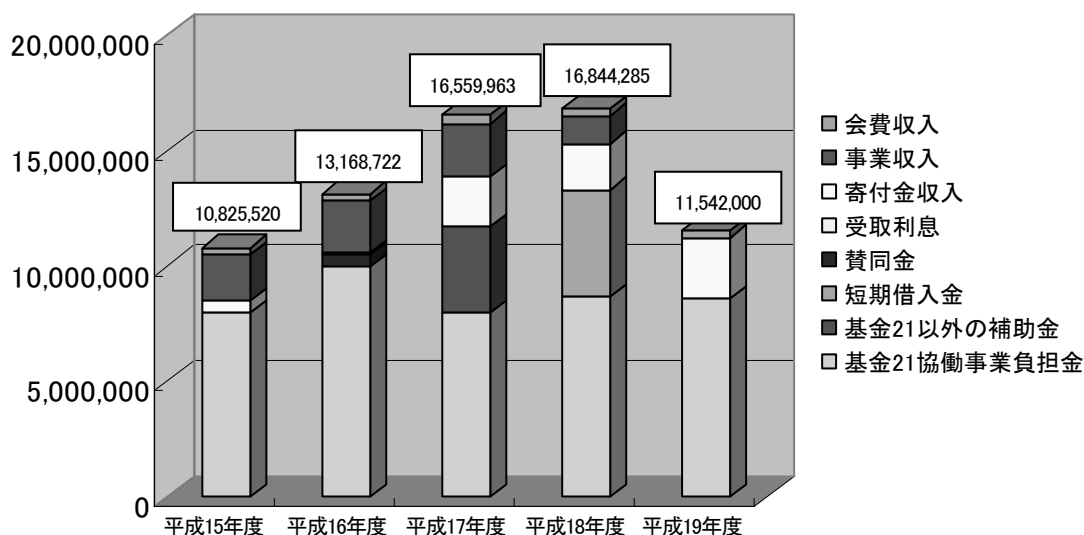
【収支決算額の推移】

(単位:円)

	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度
会費収入	285,000	322,000	361,000	300,000	282,000
事業収入	2,040,500	2,246,722	2,261,463	1,206,535	0
寄付金収入	500,000	100,000	2,210,000	2,000,000	2,660,000
補助金等収入	8,000,000	10,000,000	11,727,500	8,700,000	8,600,000
(収入のうち負担金額)	(8,000,000)	(10,000,000)	(8,000,000)	(8,700,000)	(8,600,000)
受取利息	20	—	—	—	—
賛同金	—	500,000	—	—	—
短期借入金	—	—	—	4,637,750	—
収入	10,825,520	13,168,722	16,559,963	16,844,285	11,542,000
事業 1 地球温暖化対策地域学習センター設置推進事業	5,204,115	7,774,763	11,405,406	12,531,701	7,707,617
事業 2 人材育成事業	1,181,296	1,685,855	1,360,950	1,079,071	1,046,321
事業 3 普及啓発・環境教育推進車の整備・運行事業	3,321,546	2,989,683	3,310,350	1,575,153	2,058,445
事業 4 CO ₂ 削減測定事業	1,118,563	718,421	483,257	1,658,360	729,617
支出	10,825,520	13,168,722	16,559,963	16,844,285	11,542,000
収支差額	0	0	0	0	0

事業費及び収入の推移

(単位:円)



【県・NPO等の役割分担】

〔初年度(H15年度)ベース〕 (県担当部署:環境計画課)

事業		役割分担表	
事業1 地球温暖化対策地域学習センター設置推進事業			
準備	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の市民共同発電所における各種の普及啓発活動、環境学習セミナーの検討のための連絡調整会議の設置 ○地球温暖化対策地域学習センターの適地についての検討 ○適地関係者(県立高校、私立学校、幼稚園等)との調整 	
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○関連情報の提供、助言等 ○連絡調整会議への参画 ○公的機関との調整 ○地球温暖化防止活動推進センターとの連携のあり方検討 	
実施	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○既存の市民共同発電所と地球温暖化対策地域学習センターとの連携のあり方、運営システムについての連絡調整会議における検討の設置・モデル事業の実施 ○モデルセンターの設置 	
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○公的機関との調整 ○連絡調整会議への参画 ○新アジェンダ事業との調整 	
事業2 人材育成事業			
準備	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○人材育成のためのカリキュラムの検討 ○県内 NPO 団体等との調整 	
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○関連情報の提供・助言等 ○IGES、省エネセンター等公的機関との調整 	
実施	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○研修カリキュラムの作成 ○カリキュラムを使ったモデル事業の実施 	
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○広報・普及及び公的機関との調整 ○新アジェンダ事業との調整 	
事業3 普及啓発・環境教育推進車の整備・運行事業			
準備	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○導入車両、装備機材等の検討 ○運行計画の立案 ○関連業者との交渉 	
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○関連情報の提供・助言等 ○公的機関との調整 	
実施	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○車両の取得・改造 ○推進車による環境教育の実施 	
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○推進車の利用促進のための広報 	
事業4 CO ₂ 削減測定事業			
準備	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○発電量の測定・集計方法の検討 ○市民共同発電所等の設置者との調整 	
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○関連情報の提供・助言等 ○事業実施に向けた関連機関との調整 	
実施	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○発電量等の測定 ○CO₂への換算 ○公表 	
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○新アジェンダ事業との調整 ○測定結果等の広報 	

[最終年度(H19年度)ベース] (県担当部署:環境計画課)

事業	役割分担表	
事業1 地球温暖化対策地域学習センター設置推進事業	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで設置した地域学習センターとの協働 ・環境教育の支援、太陽光発電及び省エネルギー普及実施のアドバイス・支援 ・運営会議の開催(各箇所年4回前後)、全県ネットワーク会議の開催(年3回) ・地域学習センターガイドラインの作成と事例報告会の開催(1回)、環境教育ガイドブック等の作成と普及 ・学生サミットの開催(1回) ・太陽光発電量などの情報を各学習センターから収集し、情報発信と広報活動 ○19年度地域学習センター設置 ・候補学校との調整、設置に向けた各種準備と完成・環境教育、普及啓発の支援 ○体験研修センターの運営 ・既設5ヶ所と新設地域学習センターへの全体支援拠点としての整備 ・体験、研修の受け入れ。生徒、先生、市町村、県センター、温暖化防止推進員、地域協議会等との連携による体験研修の受け入れ
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○関連情報の提供、助言、広報等 ○公的機関との調整 ○運営会議への参画 ○ネットワーク会議への参画
事業2 人材育成事業	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○体験型人材育成の実施(年4回)地域学習センター2回、各高校各1回 ○修了証の発行、修了者への機材等貸出し、活動の場の提供等支援
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○関連情報の提供、助言、広報等 ○修了証の発行
事業3 普及啓発・環境教育推進車の整備・運行事業	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○推進車による環境教育の支援 ・文化祭の展示、体験学習への参加
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○公的機関との調整 ○広報、普及等
事業4 CO ₂ 削減測定事業	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○発電データの体験研修センター転送システム機器等の設置 ○発電データを体験研修センターで収集・分析するデータ分析検討プロジェクトの確立 ○分析結果の発表 ○分析結果を活用して、県域に太陽光発電の普及、及び環境教育効果を促進
	環境計画課	<ul style="list-style-type: none"> ○公的機関との調整 ○関連情報の提供、助言、広報等

(県担当部署:三浦臨海高等学校・大清水高等学校・海老名高等学校)

事業	役割分担表	
事業1 地球温暖化対策地域学習センター設置推進事業	ソフトエネルギープロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> ○これまで設置した地域学習センターとの協働 ・環境教育の支援、太陽光発電及び省エネルギー普及実施のアドバイス・支援 ・運営会議の開催(各箇所年4回前後)、全県ネットワーク会議の開催(年3回) ・地域学習センターガイドラインの作成と事例報告会の開催(1回)、環境教育ガイドブック等の作成と普及 ・学生サミットの開催(1回) ・太陽光発電量などの情報を各学習センターから収集し、情報発信と広報活動 ○体験研修センターの運営 ・既設5ヶ所と新設地域学習センターへの全体支援拠点としての整備
	三浦臨海高校	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学習センターでの協働 ・学校設定科目「環境を考える」における環境教育の実施 ・生徒会エコ委員会の活動実践 ・三浦市との連携 ・事例報告会への参加 ・見学会のプログラム作成
	大清水高校	<ul style="list-style-type: none"> ○地域学習センターでの協働 ・環境教育の実施 ・近隣の小学生の環境教育の実施 ・地域・保護者対象の学習会の開催

事業	役割分担表	
事業1 地球温暖化対策地域学習センター設置推進事業	三浦臨海高校 大清水高校 海老名高校	○地域学習センターでの協働 ・地域への関連情報の提供、広報等 ・ガイドライン、ガイドブック作成への協力 ・高校生ミーティングへの参画 ・運営会議への参画 ・ネットワーク会議への参画
事業2 人材育成事業	ソフトエネルギープロジェクト	○体験型人材育成の実施(年4回)各高校各1回 ○修了書の発行、修了者への機材等貸出、活動の場の提供等支援
	三浦臨海高校 大清水高校 海老名高校	○委員会委員の人材育成への参加 ○生徒・PTA、地域への関連情報の提供、広報等 ○場所の提供
事業3 普及啓発・環境教育推進車の整備・運行事業	ソフトエネルギープロジェクト	○推進車による環境教育の支援 ・文化祭の展示、体験学習への参加
	三浦臨海高校 大清水高校 海老名高校	○小学生対象の環境学習会での連携 ○自然エネルギーに関する授業の実施 ○文化祭での連携 ○広報、普及等
事業4 CO ₂ 削減測定事業	ソフトエネルギープロジェクト	○発電データを体験研修センターで収集・分析するデータ分析検討プロジェクトの確立 ○分析結果の公表 ○分析結果を活用して、県域に太陽光発電の普及、及び環境教育効果を促進
	三浦臨海高校 大清水高校 海老名高校	○データ測定 ○測定結果の体験研修センターへの情報提供 ○データ分析プロジェクトとの連携 ○関連情報の提供、広報等

【個別事業の実施内容と実績】

事業1 地球温暖化対策地域学習センター設置推進事業
<p>【実施した内容】</p> <p>県立高校を中心に、太陽光発電等の設備を設置した「地球温暖化対策地域学習センター」を設置し、ここを拠点としたCO₂の削減・普及啓発・環境教育の実践、担う人材の育成、アドバイス・コーディネートを実施</p> <p>また、太陽光発電設備設置校以外でも活用できるプログラムを作成</p> <p>【5年間の実績】</p> <p>(地球温暖化対策地域学習センター)</p> <p>H15年度 小田原市立大窪小学校に、太陽光発電パネルと表示板からなる太陽光発電システムを設置し、1ヶ所目としてモデル的な「地球温暖化対策地域学習センター」を開設</p> <p>H16年度 県立三浦臨海高校に太陽光発電システム(4.2kw)を設置、2ヶ所目の「地球温暖化対策地域学習センター」を開設</p> <p>H17年度 小田原市立大窪小学校に「太陽光発電花時計」を設置。県立海老名高校に太陽光発電システム(10.02kW)を設置、3ヶ所目の「地球温暖化対策地域学習センター」を開設</p> <p>H18年度 県立大清水高校に太陽光発電システム(10.02kW)を設置、4ヶ所目の「地球温暖化対策地域学習センター」を開設。平塚市立勝原小学校に太陽光発電システム(2.18kW)を設置、5ヶ所目の「地球温暖化対策地域学習センター」を開設</p> <p>H19年度 県立吉田島農林高校に太陽光発電システム(8kW)を設置、6ヶ所目の「地球温暖化対策地域学習センター」を開設。横須賀市立大矢部小学校に太陽光発電システム(2kW)を設置、7ヶ所目の「地球温暖化対策地域学習センター」を開設</p> <p>(自然エネルギー・省エネルギー体験研修センター)</p> <p>平成16年度にソフトエネルギープロジェクト事務所内に、太陽光電池パネルやソーラークッカーなどからなる常設展示施設「自然エネルギー・省エネルギー体験研修センター」を開設</p>

事業2 人材育成事業

【実施した内容】

地域において地球温暖化防止地域学習センターの運営を担える人材、自然エネルギー・省エネルギーの普及啓発・環境教育を実施できる人材育成のための研修を実施

事業3 普及啓発・環境教育推進車の整備・運行事業

【実施した内容】

地域学習センターと連携し、学校、企業、自治体からの要請に基づいて、環境教育活動を県内各地で実施するため、太陽光発電パネル、風力発電設備など器材や学習教材・資料など積載した環境教育体験車(NEO)を整備し、運行

事業4 CO₂削減測定事業

【実施した内容】

県内で自然エネルギーの導入により、どれだけ二酸化炭素の排出量が削減されているかについて、定期的に計測し公表するシステムを構築するため、地域学習センターに発電量を自動計測する機器を取り付け、発電量の計測を実施

【5年間の実績】

H15年度 今後設置の地域学習センター等の太陽光発電の発電量を測定し、データを管理してCO₂削減量を測定するシステムの構築のため、モデル的に普及啓発センターに測定機を設置し、事務所でのデータ管理を試行

H16年度 三浦臨海高校、大窪小学校、体験研修センターに「測定システム」の設置、発電量にデータ収集のため、地域学習センターとの調整を実施

H17年度 インターネット接続で三浦臨海高校のWEB上で発電データをみるシステムが完成。海老名高校においても、自動測定システムが実施できるよう、体制整備が完了

H18年度 地域学習センターに測定できる機器の設置はできたが、体験研修センターでの自動測定には至らず。

H19年度 太陽光発電パネルの値上がりにより、各地域学習センターの発電量自動計測システムは完了せず。しかし、国の認定をうけたグリーン電力証書化を推進する事となり、そのための認定品のデータ測定器の設置が必要であり、吉田島農林高校、大矢部小学校には設置

5年間をふりかえって

特定非営利活動法人ソフトエネルギープロジェクト

環境農政部 環境計画課、県立三浦臨海高等学校・海老名高等学校・
大清水高等学校・吉田島農林高等学校

事業を始めた経緯

神奈川県は、人口890万人以上が暮らす大都市であり、そのエネルギー消費、暮らしと密着した電力消費、それらを起因とする二酸化炭素の排出も全国有数な地域です。神奈川県は平成5年に全国に先駆けて「アジェンダ21かながわ」を策定しました。

私たちは、平成15年に、より実効性を持った新アジェンダに改定したことをきっかけとし、「暮らしや経済を自然エネルギー・省エネルギー型に転換できないか」、「地球温暖化をこれ以上進めないためにできることの実践を」そんな願いを持ち、公立の小・中・高に太陽光発電を設置し、そこを地球温暖化対策の拠点、自然エネルギー

ギー、省エネルギーの環境教育、そして市民への普及啓発の拠点とすることを目的に事業を提案しました。

事業の内容と目標

〈地球温暖化対策地域学習センターの設置〉

当初、「横浜」、「川崎」、「湘南」、「県央」、「横三」地域のそれぞれに拠点として、5か所に地球温暖化対策地域学習センターの設置を予定しましたが、結果として横浜・川崎を除くそれぞれの地域に、県立高校4校、小田原などの市立小学校3校への設置を実現することができました。

設置をした高校とはそれぞれ協定書を締結し、環境教育・見学

会等の普及啓発を年数回ずつ実施しています。また、設置場所についてはソフトエネルギープロジェクト（以下SEP）、県、校長・環境担当の先生、PTA等が参加した運営会議を年3回開催し、協議しながらその運営にあたっています。

市立小学校の場合は直接学校ではなく、市の環境部署と協定書を締結しています。

苦労した点としては、県の教育局には学校の財産をNPOに貸し出したり、NPOが購入した機材を学校に設置する仕組みが無く、その調整に時間がかかった点と、資金の面で難しい問題があった点です。太陽光発電設置は、多額の費用がかかり、基金21の負担金

だけでは足りず、2号機の三浦臨海高等学校からはNEDOの補助金も加えて実施しました。

しかし、三浦臨海高等学校の場合は何kWでもNEDOの助成対象となりましたが、海老名高等学校の設置からNEDOのルールが変わり、10kW以上でなければ助成金の対象になりませんでした。負担金やNEDOの補助金からの拠出だけでは設置が難しくなり、PTA、同窓会から寄付を多額にしていたりとともに、グリーン電力基金の助成金を活用し、設置することができました。



三浦臨海高等学校に設置したソーラーパネル

そこに至るまでの学校の努力と、PTA・同窓会の皆様のご協力に感謝しております。

〈人材育成事業〉

SEP事務所に併設した体験研修センターにおいては、人材育成事業の実施と、地域学習センターの支援を実施しています。

地球温暖化、自然エネルギー・省エネルギーに関する授業や普及啓発を担える人材はまだ少ないため、指導を行う人材の育成事業を当初2年間、体験研修センターにて年2回実施しました。

その後、学校に地域学習センターが定着してからは、高等学校では、生徒たちに対して、人材育成事業を実施しています。その成果として、高等学校では「知事」、「教育長」、「マスコミ」、「PTA」、「一般市民」、「近隣の小学生」等の見学の説明は生徒たちが行って

います。

〈普及啓発・環境教育推進車の整備運行事業〉

車体には太陽光発電と風力発電を設置し、車内には「ソーラーグッズ」、「手廻し発電機」、「省エネ機器」、「ソーラークッカー」、「燃料電池実験キット」、「ソーラーカー」等の自然エネルギー、省エネ機器等を多数搭載した「普及啓発・環境教育推進車」を特殊車両製造会社に依頼して作成しました。企画・設計からSEPが行い、また県の担当者も同席し、協働で開発することができました。

このクルマ1台が行くことにより多くの自然エネルギー、省エネルギーの体験ができますので、「学校」、「自治体」、「企業」、「NPO」等からの依頼が非常に多いです。



太陽光で調理ができるソーラークッカーと普及啓発・環境教育推進車 NEO

〈CO₂削減測定事業〉

各地域学習センターに自動測定器を設置し、電話回線等を使って体験研修センターに自動受信し、その合計発電量の把握と、CO₂の削減数値を測定し公表する仕組みを始めました。現在は各地域学習センターから紙で送信されたデータをSEPで集約する作業を実施しており、平成21年度からはSEPと県のホームページでも公開される予定です。

また、県との協働事業終了後の現在も大清水高等学校ではNEDOのフィールドテスト事業として協働で行っており、毎月のデータの提出、年2回の詳細データの提出を行うなど、非常に作業量の多い事業となっています。

事業の成果

〈当初期待した効果〉

当初は地球温暖化対策地域学習センターについては県内5箇所を設置を目指しました。

センターでは、生徒たちが環境教育で学んだことを他者に伝える、環境教育の普及啓発を目的とし、実施しました。また、普及啓発・環境教育推進車を作製し、子どもたちや市民が環境教育を体験できる、体験型環境教育・普及啓発を目指しました。

〈期待した効果の達成状況及び成果〉

結果として、5年間で横浜・川崎を除く全地域に地球温暖化対策地域学習センターの設置ができて7箇所の設置が実現し、県との協働事業から市との協働事業としても発展しました。

三浦臨海高等学校、海老名高等学校において、近隣の小学校に呼びかけ、夏休み親子体験教室を実施し、SEPと学校・生徒が連携と役割分担をし、ここ数年間、体験型の環境教育を実施しています。生徒たちは、「太陽光発電の説明」、「ソーラークッカーの使い方」、「料理のつくり方」等を説明し、太陽光発電とあわせ熱利用の必要性も伝えています。

大清水高等学校においても、平成20年度は近隣の小学生への太陽光発電の見学会が実施され、その前にSEPが生徒たちに、研

修を行いました。

普及啓発・環境教育推進車については、全国でも珍しい体験車として、「学校」、「自治体」、「企業」、「NPO」等から、神奈川県内はもとより全国から、多くの参加依頼をいただいています。



普及啓発・環境教育推進車は、学校や自治体をはじめ各地から展示依頼がある。

〈協働の効果〉

学校の中で「地球温暖化」、「自然エネルギー」、「省エネルギー」に

ついて継続的に学習し、実践につなげる仕組みは他県でもあまり実施されていません。当初は困難と思われましたが、環境計画課、基金21の事務局であるかながわ県民活動サポートセンターの調整で実現しました。この事業は県との協働事業であればこそできた事業です。

また、神奈川県が進める「マイアジエンダ登録」についても、知事の海老名高等学校来校がきっかけとなり、その後高校生による登録の呼びかけも始まりました。

〈社会に与えた影響や対象者の変化〉

新聞が何度も大きく取り上げてくれた影響もあり、三浦臨海高等学校や海老名高等学校の取り組みが他の高等学校に伝わり、事業終了後の現在もいくつかの高等学校から相談がきています。

また、この事業がきっかけとな

り、環境保全への貢献を希望する参加者が一口当たり月額500円の寄付と、東京電力からの寄付をもとに、自然エネルギーに助成する仕組みが発足しました（グリーン電力基金）。この仕組みを活用し、平塚市の勝原小学校、横須賀市の大矢部小学校、吉田島農林高等学校の太陽光発電の設置が実現されました。

協働事業をふりかえって

〈ソフトエネルギープロジェクト〉

事業開始当初、県立三浦臨海高等学校に1号機を設置する予定でしたが、県の教育局には、学校の財産をNPOに貸し出したり、NPOが購入した機材を学校に設置する仕組みは無く、当初、設置は難航しましたが、1号機は、以前から協力を頂いていた小田原市の大窪小学校に設置することができました。

その後、県の教育局のご協力をいただき、2年目に県立高校としては1号機となる三浦臨海高等学校に地球温暖化対策地域学習センターを設置することができました。その後、県立高校・市立の小学校と設置を継続し、当初目的の県内5箇所を超える設置ができ、成果は大きいです。

結果としては当初計画したよりも大きな成果となりました。

NPOに学校の敷地及び建物を目的外使用として貸し出すような、今まで例の無い仕組みを実現できたことに対する環境計画課の調整、教育局の中での理解に深く感謝したいと思います。

また、地球温暖化対策地域学習センターを高校に設置したところでは、太陽光発電の説明は高校生が担えるよう環境教育に力を入れていただいています。設置した学校には知事や教育長も視察

に来てくださり、生徒たちの説明を聞き、また意見交換をしていたいただきました。生徒たちにとって大きな経験となっていることに感謝したいです。



学校から送られるデータの処理を行う SEP のスタッフ

〈環境計画課〉

この事業は、NPOが県立高校や市の小学校に太陽光発電設備を設置し、地域の地球温暖化対策の学習拠点にしようとするものであり、教育局や関係市との密

接な連携も求められるため、立場の異なる様々な関係者との調整の難しさを強く感じながら、取り組みを進めてきました。

しかし、SEPの行動力と情熱、また学校や教育局、関係市のご協力により、実際にNPOが学校に太陽光発電設備を設置し、環境学習を展開する可能性を切り拓いたこと、そして、教育現場における太陽光発電設備の意義についての認知度が向上したことは、この事業の大きな成果であるとと考えています。

〈三浦臨海高等学校〉

高校における協働事業を振り返って感じることは次のようなことです。まず第一に、協働事業で投資された金額は、未来において何百倍にも大きな財産となつて返ってくるということです。毎年高校生に一生続くであろう大き

な影響を与えることができるからです。

第二番目は、市民の皆様にごえる影響が大きいということだと思います。高校は地域に開かれた教育機関として多くの方々をお招きしています。年齢を超えたコミュニティを形成する場として、教育機関はますます協働事業によって開かれたものになることが期待されています。

〈海老名高等学校〉

この事業により、海老名高校には平成17年11月、地球温暖化対策地域学習センター及び太陽光発電設備が設置されました。NPOと行政との協働事業自体、県立高校にはあまりなかった試みであり、多くの解決しなければならぬ課題を、三者が力を合わせることで乗り越えることができました。生徒たちにとって、自然エネルギー

の活用は身近なものとなりました。環境学習のアンケートでも、「将来家を建てる時には太陽光発電をしたい」という頼もしい感想を記述する生徒も少なくありません。また、施設を活用して保護者・地域対象の環境学習会を開催することもできました。さらに、環境委員の生徒が施設紹介や実践報告をすることで、貴重な体験をすることができ、授業だけでは得られない力を身につけることができましたと思います。

〈大清水高等学校〉

平成18年度から協働事業に取組み、本校に「環境」というチャンネルが開かれることになりました。同年11月には太陽光発電施設を設置していただき、環境教育のシンボリック的存在ができました。本年度は白鷺祭でのソーラーグッズ体験学習、環境講演会、出前環境授業

を実施し、生徒に直接ご指導をいただいています。その他地域学習センターを目指した運営会議を年3回行い、今年からエゴ委員生徒も加わり活発な意見交換を行いました。

〈吉田島農林高等学校〉

平成19年12月、SEP、GIAC、行政、本校創立百周年実行委員会との協働事業を通して、太陽光発電システムが農場の一角に設置され、本校の環境教育は、従来の森林が環境に果たす役割の実践的理解に加えて、自然エネルギーの活用にも拡大しました。この間、本校生徒、地域の小学生・中学生等多くの県民の方々への説明会やSEPの出前授業を実施する等、新たな環境教育を展開することができました。

課題

設置した太陽光発電のメンテナンス等をどこが担うかは大きな課題です。当面、所有者であるNPOが維持管理を行っており、その費用はNPOの持ち出しとなっております。特にNEDOの補助金が入っている場合は、15年間、NPOが維持をすることになります。

また、グリーン電力基金においては、5年後には学校・県教育局に寄付をすることもできますが、協働事業負担金における財産の処分の制限(10年)もあり、長期的に維持管理をどのように行っていくのか、今後とも協議が必要です。

今後の展望

具体的なCO₂の削減と、環境教育・普及啓発効果の非常に大きなこの事業を、県や市町村の資金を使わずに、グリーン電力基金等

を活用し、継続していきたいです。また、PTA、同窓会、企業等とも連携して、地球温暖化対策地域学習センターの増設、設置を推進するNPO等も増やすことを目的としたいです。今後、設置の際には、県や市に場所の提供等をお願いしたいと考えています。

今後、ますます地球温暖化は深刻な状況となることが予測されます。今、お互いの持っている力を活用し、地球温暖化対策の実践を推進していきたいと考えています。



ますます深刻化する地球温暖化防止のため、こうした取組みは今後も大きな意味をもってくるだろう。

年 表

15 年度

11 月 「普及啓発・環境教育推進車NEO」を作製し、完成式及び第 1 回の授業開始

16 年度

10 月 ソフトエネルギープロジェクト事務所に「自然エネルギー・省エネルギー体験研修センター」を開設

11 月 県立三浦臨海高等学校に、「地球温暖化対策地域学習センター」完成
太陽光発電(4.2kw)を設置

17 年度

8 月 県立三浦臨海高等学校で、人材育成研修を実施

11 月 県立海老名高等学校に「地球温暖化対策地域学習センター」完成
太陽光発電(10.02kw)を設置

18 年度

5 月 県立海老名高等学校で行っている環境学習が、テレビ神奈川「TRY！神奈川」
で取り上げられる。

11 月 県立大清水高等学校に「地球温暖化対策地域学習センター」完成
太陽光発電(10.02kw)を設置

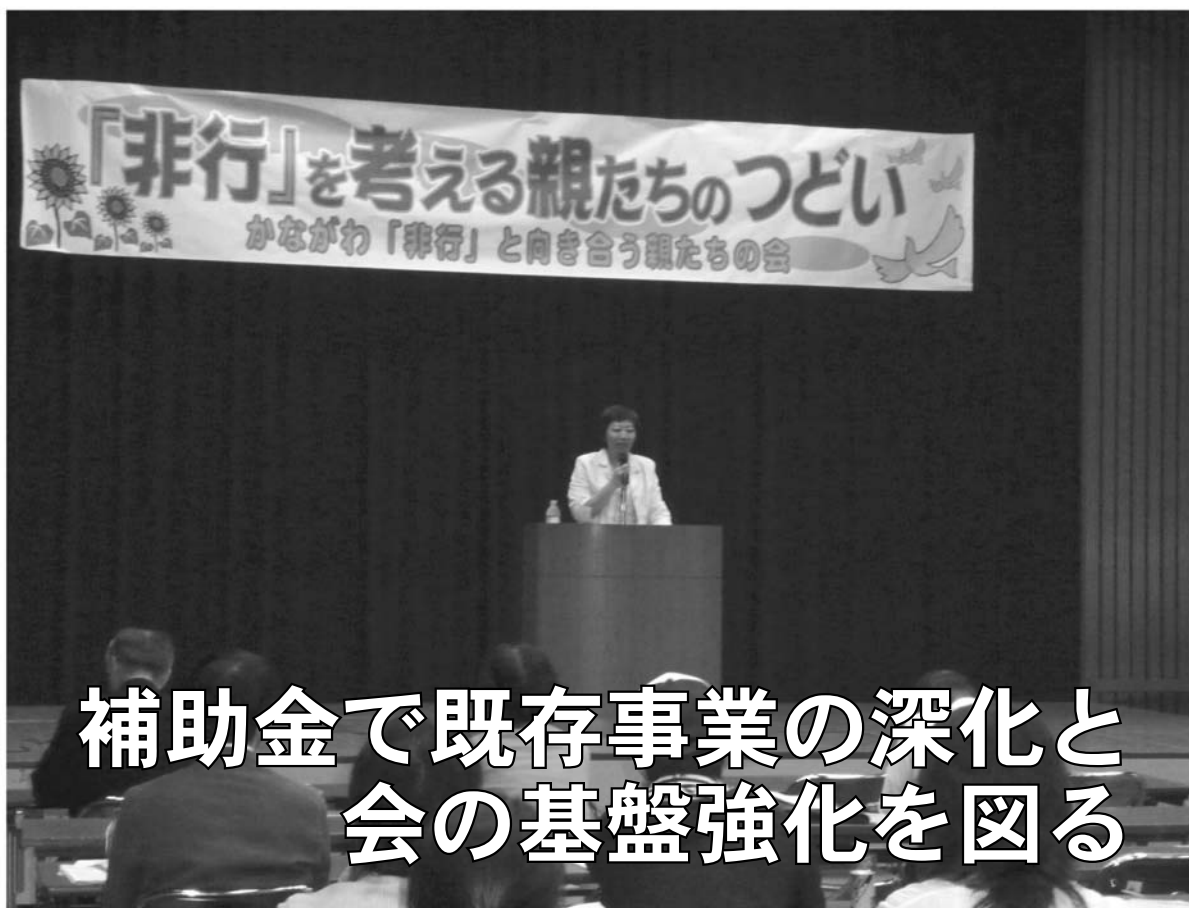
12 月 県立三浦臨海高等学校・海老名高等学校、温暖化防止の集いにて事例報告
を実施

19 年度

9 月 県立三浦臨海高等学校の地球温暖化対策地域学習センターが、テレビ神奈川
「コンシェルジュ神奈川」で取り上げられる

12 月 県立吉田島農林高等学校に「地球温暖化対策地域学習センター」完成
太陽光発電(8kw)を設置

かながわ「非行」と向き合う親たちの会（道草の会） 青少年の非行克服支援及び悩む親たちへの援助活動事業



補助金で既存事業の深化と 会の基盤強化を図る

青少年の非行克服支援及び悩む親たちへの援助活動事業

実施期間：平成17年度～19年度

事業内容：わが子の「非行」に悩む親たちが、互いに励まし合い学び合うための場作りを行い、子どもの人権と成長が保障される家庭・学校・地域の環境づくりを目指す。

実施主体：かながわ「非行」と向き合う親たちの会（道草の会）

かながわ「非行」と向き合う親たちの会（通称「道草の会」）は、この会の名前の示すとおり、自分の子の「非行」という問題に直面し大きな悩みを抱えることになった保護者たちが、自分たちの悩みを共有し問題に向き合うために発足した会である。

2002年5月、当事者である親の会として活動を開始したこの団体は、公開学習会を開催するなど、関係する行政機関や弁護士、臨床心理士など

とのネットワークを築きながらその活動の場を広げている。基金21ボランティア活動補助金による事業を行なった3年間で、この団体にとってどのような意味を持っていたかについて、会の設立当初から活動に関わっているお二人に話を伺った。



基金21のボランティア活動補助金の事業を担当した、村田さん（左）と木村さん（右）

「道草の会」の設立

自分の子どもが、「非行」という反社会的な行動をとるようになってしまったときに親たちは、大変な困難に直面することになる。子どもの問題行動への対処はもちろんのこと、学校や先生などとの応対も世間の目を気にしながら行わなくてはならない。子どもは親の言うことに聞く耳をもたず、問題を解決してくれるような機関や組織もなく、子どもの問題に対して保護者の責任が過度に強調される風潮の中、親たちは子どもの「非行」を自分の責任として自らを責め、ますます孤立していくことになる。追い詰められた親たちは、子どもの気持ちを理解する余裕をなくし、結果として子どもたちも追い詰めることとなり、状況はますます深刻の度合いを深めていく。

このような状況は、この「道草の会」を立ち上げた人たちが少なからず経験してきたことであるという。「荒れる」子どもが大きな社会問題となった頃、1999年11月に全国で初

めての「非行」と向き合う親たちの会（通称「あめあがりの会」）が東京で発足し、2001年3月には「非行を考える全国交流集会」が開催された。この交流集会に刺激を受け、さらに自分が抱えている問題への新しい対処の方法を見出し、神奈川県でもこのような親たちの集まりを立ち上げる必要性を認識した人たちによって、「道草の会」は立ち上げられたのである。その時の気持ちを、次のように語ってくれた。

「ひとり子どもに向き合っているときには、目の前で起こっていることに右往左往していた。今、この現象をやめさせることに精一杯になって、逆に子どもの気持ちになれない。自分だけで子どもが暴れるのを止めようとしていた。まともな子育てができなかった私が悪い、とずっと後悔していた。けれども、仲間と出会って、そういう見方ではない見方もあるということを知って、話せる

人には話してみよう、という気持ちになった。」

会が発足する当時の設立メンバーの大半は、自分も子どもの「非行」に直面していた、当事者であった。早く仲間に相談したいというメンバーが、中学校の教師やフリースクールの関係者、臨床心理士などの専門家の支援を得ながら、また、メンバーそれぞれが仕事を分担しながら「道草の会」は立ち上げられたのである。

当事者の思いを実現するための基金21補助金

「道草の会」の会則には、その目的として次のように書かれている。「この会は、すべての子どもたちが、自分を大切にし、いまを生きることが喜びを感じ、自立に向かって成長できることを願って、

(1) わが子の「非行」で悩む親たちが、互いに励まし合い、学び合い、(2) 子どもの人権と成長が保障される環境（家庭・学校・地域）づく

りをめざします。」当事者同士の交流によって、「非行」の問題に立ち向かうための会として発足してはいるが、限られた人たちだけのための会ではなく、同じような悩みを一人で抱え込み、苦しんでいる多くの人たちに対して、この会を知ってもらい利用してもらいたいと当初より考えていた。そんな気持ちがこの「目的」に込められているのではないだろうか。

このような会の存在を知らず、様々な関係機関に相談をしても問題は解決せず、一人で悩んでいた自分たち。そのような経験をほかの人たちにはさせたくない、という気持ちがあるのだろう。そのためには、継続した活動が続けることはもちろん、広くこの会の活動を世間に知ってもらい必要がある。

しかし、子どもの「非行」に悩む当事者の互助的な団体では、収入源も会費などに限定されることから、会の活動を広報することもできない。会の発足以来、毎月一度の例会のほか、体験者の発表を通して教育

や司法、警察などの関係者に会の活動を知らせてもらうための「つどい」や専門家からの学びの機会である「公開学習会」を開催していたが、いつも活動資金の不足に悩まされていた。このような状況で、基金21ボランティア活動補助金に出会ったのである。

補助金によってどのような事業を行うかは、それぞれの団体によって異なるが、基金21ボランティア活動補助金では、自己資金では取り組むことができなかった新規性のある事業を行う団体が多く見受けられる中、「道草の会」では既存の事業を基本としてそれを自分たちが本来行いたかった方法へと深化させることを目的に事業を行ったところに特徴があるといえよう。「道草の会」が行った補助金事業は、当初、先にもあげた例会開催事業、つどい開催事業、公開学習会開催事業の三事業で構成されていた。二年目からは、新規事業としてネットワーク構築事業が加わることになる。

「道草の会」では、これらの事業

に対する補助金として、三年間で合計130万円（初年度40万円、二年目50万円、三年目40万円）を受給した。基金21ボランティア活動補助金では、年間200万円までの補助金が認められるが、総事業費の半額は自己資金として用意しなければならぬ。補助金を申請する団体によって自分たちの事業規模に関わらず、上限までの補助金を申請するところもよく見受けられる。しかし、この会に関して言えば、自分たちの本来の活動基盤、つまり資金調達能力や事業を行うための人的資源などの経営資源を冷静に評価したことが窺える。その上で、自分たちの身に合った実現可能な事業のための資金を補助金として申請したといえるのではないだろうか。



「つどい」には毎回、大勢の参加がある。



既存事業である「つどい」や「公開学習会」を深化させるために補助金は効果的に使われた。

基金21補助金の成果としての将来のための活動基盤

基金21補助金を活用することによって、「道草の会」の活動はより充実したものとなっていった。例えば、会の活動の広報についてである。毎月開催される例会の報告は会報として隔月に発行され、関係者に送られる。補助金を獲得したことにより、これまで届けることができなかった関係各機関に会報を発送することができるようになった。これは、補助金によって単に会報の送料が確保できたということではない。会報を受け取る機関、特に行政機関に対して、基金21という県の公的な補

助金の受給団体ということを伝えることで会の信頼性を向上させた役割も大きい。結果として、例会には初めて参加する人たちが目立つようになった。その中には、行政機関で会のことを知って訪れた人や、弁護士からの紹介で参加するようになった人などがある。

さらに、会の活動が会員以外にも広く知られるようになったことにより、弁護士会など「非行」問題に関わる他団体の会合への参加依頼も増えた。例会などの活動を通して当事者にしか獲得し得ない経験を蓄積していったことで会の専門性を高めたことが、多くの人たちに支持される源泉ではあるが、基金21補助金と出会うことによりこの専門性がより広く世間に知れ渡った結果であるといえる。

毎年開催される「つどい」や公開学習会も、基金21補助金によってより自分たちの理想とした形となっていた。補助金によって予算が確保できたことにより、会として本来に求めて欲しかった専門家や、各方面から

講師として呼ぶことができるようになったのである。「非行」の問題は、教育、司法、警察など広範囲の専門家が連携して取り組まなければならぬ。これらの活動は、「道草の会」が専門家から学習する機会であるとともに、各方面の専門家が当事者の体験に触れることにより専門家同士の連携を進めるきっかけとなることを意図したものである。

ここで培われた専門家とのつながりは、基金21の助成が終了した後も、「道草の会」の貴重な財産となっている。例えば、子どもが警察沙汰を起こして逮捕された、などという緊急の相談が入った場合でも、弁護士を紹介するなどの適切な対応ができる体制ができたという。自分たちでは直接対応できなくても、求めている専門家や機関の情報を持っているということは、相談者にとっても会にとっても心強いことである。



補助金によって、「つどい」や「公開学習会」に専門家を講師として呼ぶことができたので、専門家とのつながりが強化された。

基金21補助金の成果としてもう一つ指摘しておきたいのは、会の運営全般についてのことである。基金21では毎年補助金の申請が求められるが、このことが、自分たちの活動を振り返る貴重な機会となったという。申請書の作成過程では、こ

れまでの活動を精査し新たな計画を立てることが求められる。その過程で、「道草の会」では本来に必要な活動は何かを見出すことになった。補助金事業では、三年目にホームページの充実が事業のひとつとして追加された。それは、ホームページのアクセス数から、例会には参加できないものの、会の活動に関心を持っている潜在的なユーザーが多数いることがわかり、ホームページでより充実した情報を届ける必要を感じたからである。さらに、ホームページは、会の運営に携わる誰もが簡単に更新できるようデザインし直され、補助金が終了した後でも陳腐化することなく重要な役割を果たし続けている。

当事者の会から社会基盤へ
基金21補助金を経験して、「道草の会」は「非行」の子どもをもつ親同士の当事者の集まりを越えて、社会に必要不可欠なインフラストラクチャーとなつていっているのではないだろうか。当事者の持つ現場の力を

活用し、関係する人・機関をネットワーク化し、突然当事者になってしまった人たちが相談できる場所を提供しているのである。

「非行」の問題の克服には、家庭、学校、地域を含めた社会全体での環境づくりが必要とされる。今後は、基金21の事業を通して得られた知識やネットワークを活用し、様々な関係者と連携しながら活動を続けていきたいという。

インタビューの中で、「非行」から立ち直ったご子息から、「道草の会は自分にはもう必要ないが、(親にとっては)ライフワークが見つかってよかった」という話しをしてくださった。そのときの穏やかな表情がとても印象的だった。「非行」の子どもを持つ親としての当事者としての苦しみと、それを克服した後喜びとが、この会の活動の原動力であり、多くの機関から信頼される源泉であると思えた。

(中島智人)

3年間の軌跡

【事業名】 青少年の非行克服支援及び悩む親たちへの援助活動事業

【実施団体】 かながわ「非行」と向き合う親たちの会(道草の会)

【実施期間】 平成17年度～19年度(3年間)

【補助金交付額】 1,300,000円

【事業概要】 わが子の「非行」に悩む親たちが、互いに励まし合い学び合うための場作りを行い、子どもの人権と成長が保障される家庭・学校・地域の環境づくりを目指す。

事業1 例会開催事業 (H17年度～19年度)

事業2 つどい開催事業 (H17年度～19年度)

事業3 公開学習会開催事業 (H17年度～19年度)

事業4 ネットワーク構築事業 (H18年度)

ネットワーク構築情報発信事業(平成19年度)※平成19年度から変更

【団体概要】

団体名: かながわ「非行」と向き合う親たちの会(道草の会) 設立年: 平成14年 代表者: 樋口 義博 担当者: 木村 美和子 会員数: 50人
 住所: 横浜市青葉区寺家町112 のむぎ地域教育文化センター内 TEL: 045-961-6696 FAX: 045-961-6895
 E-mail: michikusanokai@yahoo.co.jp URL: http://www.geocities.jp/michikusanokai2000/

【事業の変遷】

個別事業名	17年度	18年度	19年度
事業1 例会開催事業	例会開催	例会開催	例会開催
事業2 つどい開催事業	つどい開催	つどい開催	つどい開催
事業3 公開学習会開催事業	公開学習会	公開学習会	公開学習会
事業4 ネットワーク構築事業 ※平成19年度からネットワーク構築 発信事業に変更		連続学習講座の開催	・ホームページの リニューアル ・ブログ開設

【収支決算額の推移】

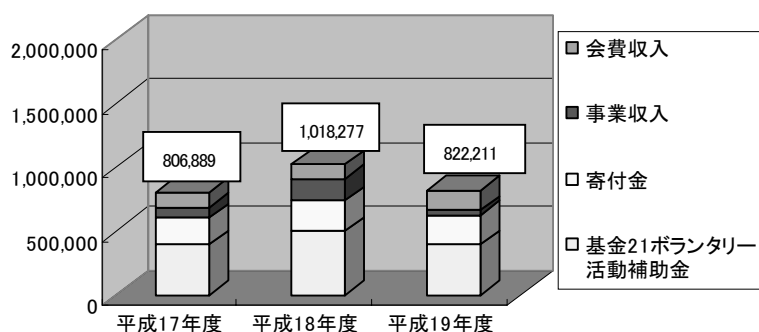
(単位: 円)

	H17年度	H18年度	H19年度		H17年度	H18年度	H19年度
収入の部				支出の部			
会費収入	120,000	107,600	156,800	事業1 例会開催事業	352,084	243,859	169,190
事業収入	79,584	170,513	38,130	事業2 つどい開催事業	191,310	256,036	340,460
寄付金	207,305	240,164	227,281	事業3 公開学習会開催事業	263,495	293,029	198,501
補助金等収入	400,000	500,000	400,000	事業4 ネットワーク構築事業	-	225,353	114,060
(収入のうちボランティア活動補助金)	(400,000)	(500,000)	(400,000)	支出	806,889	1,018,277	822,211
収入	806,889	1,018,277	822,211	収支差額	0	0	0

※事業4 ネットワーク構築事業は、平成19年度からネットワーク構築情報発信事業に変更

事業費及び収入の推移

(単位: 円)



【個別事業の実施内容と実績】

事業1 例会開催事業

【実施した内容】

子の荒れに悩む親たちが、安心して具体的な問題を話し合い、問題の共有や解決を図るための意見交換の場を月1回開催

【3年間の実績】

例会開催 3年間累計 30回開催 (17年度 9回 18年度 10回 19年度 11回)

参加人数 3年間累計 273人 (17年度 119人 18年度 68人 19年度 86人)

会報発行 3年間累計 18回発行 (17年度 6回 18年度 6回 19年度 6回)

事業2 つどい開催事業

【実施した内容】

この問題に対する社会的認知を高めるとともに、青少年育成に関する教育関係者、司法関係者、警察関係者等の方と協力体制を結ぶため、「非行」体験者の発表、専門家の講演を開催

【3年間の実績】

つどい開催 3年間累計 3回開催 (17年度 1回 18年度 1回 19年度 1回)

参加人数 3年間累計 190人 (17年度 90人 18年度 50人 19年度 50人)

19年度:「非行」経験者による和太鼓演奏、子の立場、親の立場からの体験発表、講演会を7月8日に開催

事業3 公開学習会開催事業

【実施した内容】

専門家から少年法等の知識や子の「非行」の実態や対処法、子の心と向き合う姿勢と手法等を学び、問題解決に向けての力をつけるため、公開で学習会を開催

【3年間の実績】

公開学習会開催 3年間累計 3回開催 (17年度 1回 18年度 1回 19年度 1回)

参加人数 3年間累計 154人 (17年度 44人 18年度 60人 19年度 50人)

17年度:初めて藤沢市で開催(これまでは横浜を中心に活動)

18年度:県立青少年センター多目的プラザで、映画「ブリキの勲章」鑑賞と映画原作者である能重真作氏による講演を開催

事業4 ネットワーク構築事業(19年度からネットワーク構築情報発信事業)

【実施した内容】

他の関係団体とネットワークを構築するため、子に向き合うための連続講座をH18年度に実施したほか、H19年度は社会全体で問題を共有するため、ホームページのリニューアルやブログを新設し、情報を発信

【2年間の実績】

18年度:連続学習講座を 4回実施

19年度:ホームページのアクセス数 月 550回

3年間をふりかえって

かながわ「非行」と向き合う親たちの会（道草の会）

事業を始めた経緯

自分の子が、ある日、突然髪を染め、喫煙、深夜徘徊、服装や態度が変わり言うことも聞かなくなる：と親は、必死で子どもの行動を止めようとし親子関係はますます悪化してしまいます。学校からも呼び出され、世間の目も厳しく孤立無援状態で疲れきってしまいます。途方にくれた親は何とかしようとして必死で、学校・児童相談所・警察などに相談に行きますが、事態はちつともよくなりません。親が追い詰められると、ますます子どもを追い詰めることになり、「非行」をさらにエスカレートさせてしまいます。

平成8年、東京に「非行」と向き合う親たちの会（あめあがりの会）ができました。藁にもすがる思いでそこに参加した親の中から「自分た

ちの近くにもこのような会がほしい」「どうしたらいいか悩んでいる親たちが一人で悩んでいないで気軽に相談できる場をつくりたい」ということでこの会ができました。

事業の内容と目標

〈例会開催事業〉

例会は毎月第4土曜日の午後、定期的に開催しています。ここでは、「決して批判はしない」という約束のもと、話すか話さないかを参加者が自由に決め、話す場合は自分の体験を話します。聞くだけの参加もできます。自分の体験を話し、他の方の話を聞くことで、もう一度自分の問題を考え整理する機会にもなります。始めて参加する方は緊張で状況を話すだけで精一杯です

が2回、3回と参加するうちに子どもの問題を通して、自分自身を見つめ、自分の生き方も含め家族や社会の問題にも気付いていきます。「みちくさ通信」は隔月発行しています。例会で話された内容や世話人たちが今思っていることを載せています。

〈つどい開催事業〉

毎年1回、春に開催しています。講演、体験者発表（親の立場から、子の立場から）を基本に、無料相談会や「非行」体験のある若者たちによる和太鼓の演奏等を組み合わせています。親の立場からの発表は苦しい親の思いに共感し、子の立場からの発表では、若者の持つ可能性に励まされます。

第7回「非行」を考える親たちのつどい
「子どもの成長を支えるということ」
～調査官からみた子どもたち～
日時 6月22日(日)
13:00～開場
13:15～総会
13:30～体験発表(親の立場から、子の立場から)
14:00～講演 小林 一善 さん
(全写会神奈川支部委員長 現在横浜家産鍼灸師少年部調査官)
15:30～分散会
16:30～閉会
場所 川崎総合自治会館
どなたでも参加できます。参加費500円
主催：かながわ「非行」と向き合う親たちの会（道草の会）
協賛：NPO非行克服支援センター（神奈川県）
後援：NPO非行克服支援センター（神奈川県）
神奈川新聞社 川崎市

「つどい」のちらし



上:「非行」体験のある若者による和太鼓演奏
つどいや、公開学習会で演奏が行われている。

「子どもを取り巻く環境、「非行」という形で現れる子ども達の心の声、子どもとどう向き合うか等、子どもたちを取り巻く問題(育つ環境面、法律面、心理面など専門知識)について学ぶことも必要なのでテーマを決めて講演をお願いし、学習します。その後、分散会を開き感想などを分かち合います。専門的な知識を得ることが子ども達の問題を客観的にとらえることにもつながっていきます。



右: 公開学習会での講演

つどいや学習会に参加したことがきっかけになって次から安心して例会に参加できるようになります。

〈ネットワーク構築事業〉

ホームページはアクセス数も多く、例会に初めて参加される方は必ずホームページを見てくれているようです。掲示板での相談や、世話人が書くブログにもコメントが寄せられ活発に活用されています。

関係団体とのネットワーク構築に関しては、平成19年度は特に

○神奈川県夏の教育研究大会(先生方の学習会)

○少年問題ネットワーク(裁判官・弁護士・家裁調査官・少年司法関連施設の職員などの実務家、研究者、ジャーナリストなど)による研究会

○「海老名市こころのバリアフリー2008」

にシンポジストとして参加し、会の活動紹介をしました。教師や専門家たちの研究会に参加し、一人で悩む親たちの本音を伝えることで一緒に子どもたちの立ち直りを考えていく機会になります。最近ほ他団

体が開催するフォーラムやシンポジウムへの参加要請を受けることが多

くなり、ネットワークが広がってきていることを実感しています。

事業の成果

〈目的・目標の達成〉

ほぼ、達成できたと思います。

月1回の例会は、それぞれの方の都合やタイミングが合わない場合もあり、参加者数で見ると少ないようにも感じますが、毎回初めて参加される方がいます。

例会や学習会に参加できない親たちが孤立してしまわないように、常に問題を共有し、機会があればいつでも例会に参加できるよう繋がっていきたいと思います。

〈社会・地域に与えた影響〉

最近ほ、警察や児童相談所から紹介されて例会に参加される方もいます。子ども「非行」という現象

は親と子だけではとても解決が困難なので、地域の大人たちが協力して取り組んでいこう、という捉え方が少しずつ出てきています。

弁護士会や相談員の方々の研修会と呼ばれる機会も多くなりました。

当事者の気持ちを聞くことが今後の活動のお役に立つなら、どこへでも出向くつもりです。

＜自分たちの変化＞

事業当初はわが子の問題の真只中で、例えも学習会も涙、涙でした。「悩んでいるのは自分だけではない」というのが唯一の支えでした。活動を通して、学習を重ねていく中で、子どもの問題と自分自身の問題とに区別が付けられるようになり、子どもの自立を後ろから支えるのが親の役割であると実感しています。この経験を一人でも多くの悩んでいる親たちに伝えたいと、活動してい

ます。

＜補助金の果たした役割＞

「この会をできるだけ多くの人に広く知らせたい」というのが事業を提案した当初からの目標でした。補助金をいただけることになり、つどいや学習会のお誘いを、各行政機関大学の研究室、子育て支援団体、若者支援団体など、毎回約800通発送することができました。それにより、関係機関とのネットワーク構築ができました。

無料相談会を開催した時は、臨床心理士や弁護士等各方面の専門家に相談を担当していただくことができました。

補助金をいただいた3年間は、活動の基盤を作る大切な期間でした。活動資金の心配をせずに事業内容の充実に取り組めたことを感謝しています。

課題

誰にも相談できずに悩んでいる親たちを一人でもなくしていけるように、ウェブでの情報発信は欠かせないと思い、昨年、ホームページ全体をリニューアルしました。毎月1回開催される例会の様子は、隔月発行される通信にまとめて掲載していましたが、メールマガジンにより、できるだけリアルタイムで報告していきたいと思っています。

ネットワークが取れている他団体からの情報やイベントの予定などの発信も計画しさらに連携を深めていきたいと思っています。

会員は悩む親たちが中心なので、大幅に増えることはないと思います。が、子や親を支える専門家、研究者、これから司法・教育・心理方面を目指す若者たちにも入会を呼びかけ、それぞれの立場で問題を捉

え、学習と実践を深めていく場になつていきたいと思っています。



講師を招き、連続講座も開催
悩む親たちへ学習の場も提供している。

今後の展望

○問題行動を起こす少年たちの罪を罰するだけでは、少年の心の中にある不安や苦しさを解決することにならない。むしろそれを踏み台に自分を見つめ直し、本来自分が望んでいた自分らしく生きることが応援できる親や周りの大人が必要である。

○対教師暴力で学校から被害届けが出され、生徒が逮捕される。逮捕という手段で一時子の荒れが止まったかに見えるが、それが本当の子の立ち直りの転機になるような指導と結びついているだろうか。

○誰の目から見ても「良い子」と思えた子が人の命までも奪うような事件を起こしてしまつて、初めて、追いつめられたその子の精神面が取沙汰されるが、今の社会の激しい競争や画一的な価値観の押し付けがその子を追いつめているのではないか。

その子の心の内面を追求解明し、同様の事件の再発を予防していくことが早急に求められている。

○援助交際や薬物乱用等多様化する少年たちの問題行動は大人社会のひずみから発生していることも多く、少年たちの健全な成長を保障する為には、広く社会へこの問題点を広報啓発していく必要がある。

○子の問題を一人で或いは家族だけで抱えていると問題が行きつまつた時、親自身が深刻な状態を抱えたまま途方に暮れてしまう。悩んでいる親たちが安心して話し、学び、支え合える場が必要である。

これらの課題を単純に子の問題、親の問題、社会の問題として個別に考えるのではなく、いろいろな角度から問題を捉え問題意識を共有する社会全体で子を支えていける社会作りを目指していきたいと思えます。

特定非営利活動法人エンパワメントかながわ

CAP（子どもへの暴力防止）教職員向けワークショップの提供事業



補助金の活用で プログラムの効果を高める



事務局長の阿部さん(左)、広報担当の藤井さん(右)

かながわ県民活動サポートセンターからも程近いビルの一室に、特定非営利活動法人エンパワメントかながわを訪ねた。プログラムの実施スケジュールが貼られたボードや「安心」、「自信」、「自由」と書かれたパネルなどがあり、多忙な毎日を思わせる。このような中で、事務局長の阿部真紀さんと理事で広報を担当されている藤井和子さんに、

CAP（子どもへの暴力防止）教職員向けワークショップの提供事業

実施期間：平成17年度～19年度

事業内容：児童虐待を未然に防ぎ、子どもへのあらゆる暴力を減少に導くため、CAP（子どもへの暴力防止）のワークショップを学校や子どもに関わる関係機関の教職員向けに行って、児童虐待の早期発見・予防を促す。

実施主体：特定非営利活動法人エンパワメントかながわ

エンパワメントかながわにおける基金21ボランティア活動補助金事業での経験についてお話を伺った。

CAPプログラム

特定非営利活動法人エンパワメントかながわは、神奈川県においてCAPプログラムの提供を中心とした活動を行っている団体である。

CAP（Child Assault Prevention）は、1978年アメリカで開発された子どもへの暴力防止プログラムであり、1995年からは専門家（CAPスペシャリスト）による講座が日本でも開催されるようになった。現在、全国で160あまりのグル

ープが活動を行っている。

CAPプログラムの柱のひとつとして、子どもたちが人権意識について気づいてもらうことの必要性があげられる。CAPでは、生きていくうえで必要な権利として「安心」、「自信」、「自由」の重要性を掲げ、ロールプレイ（劇）を通して子どもたちにこれらを伝えている。

CAPプログラムでは、子どもたちをただ単に周囲の大人たちに保護されるだけの対象とは見ていない。子どもたちが自分たちの権利を理解し、「自分は大切な存在なんだ」と気づき、他人から何かを強いられたり暴力を受けたりした場合には、子どもが自分で自分の身を守る力があることを伝えている。子どもが本来もっている力を引き出す・・・これが、エンパワメントである。具体的には、暴力などによって自分の権利が侵害された場合に権利を守るためにそれを拒否したり、周りの大人たちに相談したりすることである。子どもたちが大切な自分を守るためには、子どもたちが安心して

相談できる周りの大人たちの存在が不可欠となる。したがって、子どもへの働きかけだけではなく、子どもたちを取り巻く家庭、学校、あるいは地域社会の子どもの権利やエンパワメントに対する理解が必要だとされている。

エンパワメントかながわの設立と 基金21ボランティア活動補助金事業の実施

エンパワメントかながわは、神奈川県でCAPのスペシャリストとして活躍していた人たちによって、2004年4月に設立された。同年9月には特定非営利活動法人としての法人格を取得している。設立当初からCAPの基本理念に基づきながらも、例えば、それまであまり取り上げられることのなかったデートDV（恋人同士間でのドメスティック・バイオレンス）に関わるプログラムをいち早く立ち上げるなど、地域に密着したより質の高い人権啓発活動を行うことを目指している。子どもの人権を守るためには、周

囲の大人たちが子どもたちの人権を理解し、子どもたちの話に耳を傾けてくれなければ意味がない。



エンパワメントかながわでは、子どもたちが生きていく上で絶対に必要な権利として、「安心」、「自信」、「自由」の重要性を掲げて人権啓発活動を行っている。

したがって、子どもたちにCAPプログラムを実施する場合は、併せて保護者や学校の教職員向けプログラムを実施することが必要であると考えられているのである。

神奈川県においては、1998年ごろから、保護者に対してCAPプログラムが実施されるようになった。CAPプログラムの有効性を認識したPTAから予算化が行われるようになり、PTA活動として放課後の学校でCAPワークショップが開催されるようになったのだという。そして、保護者に浸透するにつれ、子どもたちへCAPプログラムが学校の授業において取り入れられるようになった。

子どもたちと保護者へのCAPプログラムの実施が実現したにもかかわらず、教職員に対しては予算の制約からなかなか実施することができなかつた。学校の教職員は、子どもたちと接する時間も長く子どもたちへの虐待を発見する機会もそれだけ多い。

2004年には、2000年に施行された児

児童虐待防止法が改正された。この改正により、教職員など子どもに関わる仕事についている人たちに対する児童虐待に対する通告義務が高められ、また、児童虐待早期発見のための研修が求められるようになった。それでもなお、教職員に対するプログラムの実施はなかなか進まなかったのである。

エンパワメントかながわが、基金21ボランティア活動補助金の活用を考えたのは、このような状況が背景にあった。当時を振り返り、阿部さんは言う。

「先生だけにプログラムを実施できないという状況を何とかしたい。保護者と教師との両方にCAPプログラムを実施してから子どもたちに対してプログラムを実施したい。子どもを取り巻く様々な大人たちに人権の大切さを伝えることによって、CAPが地域をつなげるようになって欲しい。そう考えて、補助金への申請を決意しました。」

基金21補助金事業の位置づけ

エンパワメントかながわが実施した基金21補助金事業の中心となるのが、小中学校におけるCAPワークショップ提供事業である。補助金を受給することにより、これまで学校における予算の問題から実施できなかった教職員向けワークショップの実施が可能となり、エンパワメントかながわが目指していたCAPプログラムの形が整った。

この事業では、既存の保護者向け及び子ども向けワークショップと、補助金によって実施が可能となった教職員向けワークショップとを組み合わされることにより、自主財源を確保しつつ補助金の有効的な活用が可能となっている。CAPプログラムは、そもそも無償で実施されることはない。プログラムの実施に際しては、対価を徴収しているのである。したがって、CAPプログラムの有効性を理解し、予算を確保してまでも実施したいという人たちがプログラムを受けることになる。神奈川県ではPTAがいち

早くこれを受け入れたことにより保護者からCAPプログラムが浸透したが、予算措置が取れなかったため教職員が最後まで残る結果となった。

基金21補助金をこの教職員向けワークショップに活用する一方で、保護者向け及び子ども向けワークショップの実施からは従来どおり対価を徴収していた。補助金の獲得によってプログラム全体の効果を高めつつも、自主財源を確保することにより補助金への過度の依存は回避する仕組みができていたのである。基金21ボランティア活動補助金では、全体の事業費の2分の1を

団体自身が確保することが求められているが、エンパワメントかながわがこの事業で行った方法は、基金21補助金の有効的な活用のひとつの形であるといえる。

基金21の成果

3年間にわたる基金21補助金の成果としては、まずCAPワークショップの実施を通してその参加者が、子どもの人権や児童虐待防止への理解を深めたことがあげられよう。県内125カ所の小中学校、保育園・幼稚園、児童福祉施設のおよそ3,300名の教職員がワークショップに参加したという実績を残している。これらのワークショップの実施は、さらに大きな成果をもたらしたという。それは、ワークショップの実施を通して築かれた学校とエンパワメントかながわとの信頼の向上である。このことは、先生たちからエンパワメントかながわに対して様々な相談が行われるようになってきたことにより実感したという。先生からより多くの情報を得ることに



教職員向けのワークショップは大きな効果をもたらした。

より、児童虐待を発見する確率は高くなり、潜在している問題を早期に発見することが可能となる。また、虐待が発見されたときには、先生自身がより適切に対応することが可能となる。先生との信頼関係は、子どもの虐待防止に直接つながるのである。

エンパワメントかながわに対する信頼の向上については、学校ばかりではなく児童相談所などの関係機関との間にもあてはまる。エンパワメントかながわでは、基金21補助金を用いて児童相談所や保育園・幼稚園での専門職へのCAPプログラムの紹介や、専門家による公開講演会をいろいろな地域で開催してきた。これらの活動を通して、地域の専門機関同士のネットワークが構築され、エンパワメントかながわが学校や児童相談所などをつなぐ役割を果たしたのである。これについて、「県の公的な補助金で事業を行ったということ、私たちの社会的信頼がさらに上がった。これが、3年間の成果です。」と、阿部さんは

より、児童虐待を発見する確率は高くなり、潜在している問題を早期に発見することが可能となる。また、虐待が発見されたときには、先生自身がより適切に対応することが可能となる。先生との信頼関係は、子どもの虐待防止に直接つながるのである。

言う。

基金21補助金がエンパワメントかながわの信頼を向上させることの助けとなったとしても、実施された事業自体の魅力がその前提となることは言うまでもない。この点については、エンパワメントかながわでは、自分たちの力量形成につながるような人材育成も行ってきた。基金21補助金を利用してエンパワメントかながわのスペシャリストが学会に参加するなどして、最新の情報を入手する機会を持つことができた。

基金21の助成が終了して

基金21の補助金が終了した後の一番の課題は、やはり学校の教職員に対するプログラム実施の資金の確保である。自治体（市町村）によっては、予算を確保した事例はあるものの、毎年継続的に予算化されるまでには至っていない。ただでさえ多忙な学校の先生を、どのようにCAPワークショップに参加させるかは、大きな課題である。

一方で、基金21での経験を活かし、新たな事業にも取り組んでいる。そのひとつが、県の子ども家庭課が取り組んでいる「神奈川県子ども・子育て支援プロジェクト」に基づく保育士に対するCAPプログラムの実施である。この事業では、保育園を地域の中の子育て支援の拠点ととらえ、そこで働く保育士が児童虐待についての理解を深めることにより保育園が児童虐待防止の拠点となることを目指している。「子どもたちの権利を守り虐待を防止するためには、地域がつながっていくことが重要である」というエンパワメントかながわの基本的な考えに対して、自分たちがどのように貢献できるか、ということが反映されている。

エンパワメントかながわの基金21での活動は、補助金の効果的な利用におけるひとつのモデルを提供している。それぞれの事業では、CAPワークショップにおける独自財源と補助金を組み合わせることにより相乗効果を高めること、将

来に続く先生や関係機関との信頼関係を築き上げること、そして活動を支えるスペシャリストの専門性を高め組織の力量形成を図ることがバランスよく組み合わせられている。補助金を活用した事業全体が、地域において子ども虐待防止の仕組みを作るといふ目的のために、うまく調整されているのである。

（中島 智人）



エンパワメントかながわは子どもの権利を守るために常に新たな方向を模索している。

3年間の軌跡

【事業名】 CAP(子どもへの暴力防止)教職員向けワークショップの提供事業

【実施団体】 特定非営利活動法人エンパワメントかながわ

【実施期間】 平成17年度～19年度(3年間)

【補助金交付額】 5,452,000円

【事業概要】 児童虐待を未然に防ぎ、子どもへのあらゆる暴力を減少に導くため、CAP(子どもへの暴力防止)のワークショップを学校や子どもに関わる関係機関の教職員向けに行き、児童虐待の早期発見・予防を促す。

- 事業1 小中学校(および幼稚園・保育園)におけるCAP教職員ワークショップ提供事業 (17年度～19年度)
- 事業2 子どもに関わる関係機関におけるCAP職員ワークショップ提供事業 (17年度～19年度)
- 事業3 人材育成事業 (17年度～19年度)

【団体概要】

団体名: 特定非営利活動法人エンパワメントかながわ 設立年: 平成16年 代表者: 阪口 さゆみ 担当者: 阿部 真紀 会員数: 23名
 住所: 横浜市神奈川区鶴屋町 2-9-22 日興バレス横浜 701号 TEL: 045-323-1818 FAX: 045-323-1819
 E-mail: eaac8061@mb.infoweb.ne.jp URL: http://www15.ocn.ne.jp/~empkng/

【事業の変遷】

個別事業名	H17年度	H18年度	H19年度
事業1 小中学校(および幼稚園・保育園)におけるCAP教職員ワークショップ提供事業	・小中学校でワークショップ(以下、「WS」という)を実施	・小中学校、幼稚園・保育園でWSを実施	・小中学校、幼稚園、保育園、養護施設、学童施設でWSを実施
事業2 子どもに関わる関係機関におけるCAP職員ワークショップ提供事業	・児童相談所等関係機関でWSを実施	・子どもに関わる関係機関でWSを実施	・子どもに関わる関係機関でWSを実施
事業3 人材育成事業	・啓発のための講演会を実施 ・スタッフ(CAP スペシャリスト)が専門知識を深めるために研修に参加	・啓発のための講演会を実施 ・スタッフ(CAP スペシャリスト)が専門知識を深めるために研修に参加	・啓発のための講演会を実施 ・スタッフ(CAP スペシャリスト)が専門知識を深めるために研修に参加

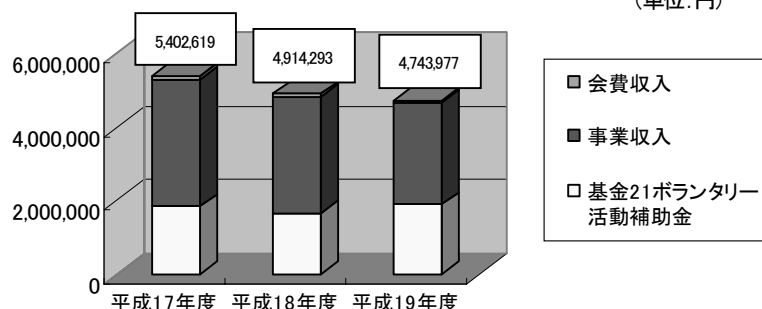
【収支決算額の推移】

(単位:円)

	H17年度	H18年度	H19年度		H17年度	H18年度	H19年度
収入の部				支出の部			
会費収入	90,000	70,000	60,000	事業1 教職員ワークショップ提供事業	4,771,042	4,007,523	3,602,303
事業収入	3,447,619	3,156,293	2,784,977	事業2 職員ワークショップ提供事業	131,920	213,910	594,740
補助金等収入	1,865,000	1,688,000	1,899,000	事業3 人材育成事業	499,657	692,860	546,934
(収入のうちボランティア活動補助金額)	(1,865,000)	(1,688,000)	(1,899,000)	支出	5,402,619	4,914,293	4,743,977
収入	5,402,619	4,914,293	4,743,977	収支差額	0	0	0

事業費及び収入の推移

(単位:円)



【個別事業の実施内容と実績】

事業1 小中学校(および幼稚園・保育園)におけるCAP教職員ワークショップ提供事業

【実施した内容】

児童虐待の早期発見及び予防を図るため、小中学校等(保育園・幼稚園・養護施設・学童施設を含む)の教職員向けに、CAPワークショップを実施

【3年間の実績】

実施学校数(保育園等も含む) 3年間累計 125校
 17年度 中学校 2校 小学校 44校
 18年度 中学校 2校 小学校 31校 幼稚園・保育園 8園
 19年度 中学校 5校 小学校 26校 幼稚園・保育園 5園
 養護施設 1園 学童施設 1箇所
 参加人数 3年間累計 3,300人 (17年度 1,300人 18年度 1,100人 19年度 900人)

事業2 子どもに関わる関係機関における職員向けCAPワークショップ提供事業

【実施した内容】

子どもに関わる関係機関の職員向けに、CAPワークショップを実施(県内の児童相談所、教育委員会など)

【3年間の実績】

実施箇所 3年間累計 33箇所 (17年度 4箇所 18年度 10箇所 19年度 19箇所)

事業3 人材育成事業

【実施した内容】

児童虐待についての人材を育成するために公開講演会を開催
 また、本事業を実施するスタッフ(CAPスペシャリスト)の専門性を深めるために、学会や研修会に参加

【3年間の実績】

講演会実施回数 3年間累計 5回
 (17年度 2回 18年度 2回 19年度 1回)
 講演会参加人数 3年間累計参加人数 230人
 (17年度 60人 18年度 130人 19年度 40人)
 研修会参加人数 3年間累計参加人数 54人
 (17年度 16人 18年度 18人 19年度 20人)

3年間をふりかえって

特定非営利活動法人 エンパワメントかながわ

事業を始めた経緯

私たちは、年間約1万8,000人の子どもたちにCAP（子どもへの暴力防止）プログラムを提供しています。日々学校現場で活動する中で、児童虐待の早期発見、予防を促すためには、学校教職員が子どもを取りまく暴力への理解と支援の方法を知ることが必要だと感じていました。

平成12年に児童虐待防止法が施行されて以来、児童虐待への社会的関心は高まってきましたが、子どもへの暴力事件、虐待事件は一向に減少の兆しが見えません。そんな中、平成16年の児童虐待防止法の改正では、教職員等子どもに関わる仕事をしている大人の通報義務や防止教育の実施が強化されました。この虐待防止法の改正を機に、教職員に対してそれまで実施する

ことがほとんどなかったCAPワークショップを提供することで、児童虐待の早期発見と、適切な支援のための方法を伝えることができる。と考へ、「CAP教職員向けワークショップ提供事業」を立ち上げました。

CAPワークショップがきっかけとなり、学校や児童相談所など、子どもを取り巻く地域資源が連携を強化していくことで、神奈川県内の児童虐待を未然に防ぎ、子どもへのあらゆる暴力を減少に導きたい…そんな大きな思いに押されて、この事業を推進してきました。

事業の内容と目標

〈小中学校におけるCAP教職員ワークショップ提供事業〉

CAPプログラムでは、子どもの人権を守る（暴力を防止するため）には、地域の大人の理解と支援が不可欠と考へ、子どもにプログラムを提供する際には教職員向けと保護者向けのプログラムを実施することを前提としています。しかし、予算を理由に保護者のみにとどまる学校が多いのが現状でした。基金21ボランティア活動補助金により学校側の資金的な負担を少なくすることで、より多くの学校でCAP教職員ワークショップの実施を働きかけることができると考へました。虐待の疑いのある児童を最も発見しやすい立場にある教職員が本プログラムを受けるとは、教職員という立場でできることを考えるきっかけと



児童虐待を未然に防ぐため、大人向けワークショップを開催

なり、そして、児童虐待の早期発見、適切な対応、児童相談所との連携のとり方など具体的な方法を知ること、被虐待児への適切な処置と早期救済につながります。CAP教職員ワークショップの必要性を理解してもらったため、時には、直接学校に向いて事業についてのきめ細やかな説明を行ってきました。同事業は小中学校での実施でスタートしましたが、平成18年度では、幼稚園、保育園の教職員向けに拡大し、幼児期における児童虐待に対応するための保育士への虐待予防研修普及の足がかりとなりました。

〈児童相談所等関係機関における職員向けCAPワークショップ提供事業〉

子どもに関わる関係機関の職員が子どもの人権について理解を深め、各地域の課題などを情報交換することによって、連携体制を築きます。CAPが学校と地域の関係機関とのパイプ役となることで、児童虐待の防止対策を強化するとともに、CAPワークショップのさらなる普及も目指します。初年度は、県内の児童相談所10箇所のうち5箇所を対象としました。

平成18年度以降は、県内の児童相談所に加え、児童養護施設、市町村、教育委員会、学童保育施設にも対象を広げ、CAPワークショップをきっかけとして、地域の連携を活性化するために役立つと考えました。



〈人材育成事業〉

児童虐待について地域の大人への啓発を深めるために、市民に呼びかけ児童虐待に関する講演会を実施していきます。また、より質の高いワークショップを提供していくために、CAPスペシャリストが児童虐待について最新の専門的な知識を得ることのできる研修や学会などに参加します。それによって、児童虐待に関して全国レベルでの連携を深めることもできます。



ワークショップ提供のためには会議や研修は欠かせない。

事業の成果

〈目的・目標の達成〉

3年間の実績として、県内125校の小中学校（保育園・幼稚園、児童福祉施設含む）にCAP教職員ワークショップを実施し、約330名の教職員に対して児童虐待の早期発見と適切な方法を伝えることができた。「子どもの権利についてよく理解できた」、「子どものサインを受け止め、話を聴いていきたい」、「暴力にあっている子どもへの対応方法がわかった」などの感想とともに、実施できた学校での教職員ワークショップ

ツプについてのアンケートから、内容についても、ほぼ100%の満足という結果を得たことで、大きな手ごたえを感じています。

〈社会・地域に与えた影響〉

改正児童虐待防止法の周知をはじめ、子どもの気になるサインについてなど、虐待に関する知識を教職員が得ることにより、児童虐待防止への対応のためには教職員同士の情報の共有やチームワーク、さらに、地域の専門機関との連携が必要であることを伝えることができました。それにより、虐待を通告することを決意したとの報告を受けることもありました。さらに、平成18年度より、保育園・幼稚園まで対象を広げたことにより、幼児期における児童虐待に関して大きな効果が期待されます。また、地域での公開講演会を実施し、県内各地から様々な立場の人が集まること

により、新たな連携のきっかけを作ることができました。

「自分たちの変化」

学校現場の教職員とCAPスタッフとの信頼関係が築きやすくなり、CAP子どもワークショップの導入がスムーズになったこと、また、児童虐待の疑いなど気になる子どもについて、率直に相談を受けることができ、通告に至りやすいという効果も見られています。また、この事業に関わるCAPスペシャリストが、全国規模の学会に参加するなど、児童虐待について最新の専門知識を得ることができ、事業の継続や拡大に役立てることができました。

「補助金の果たした役割」

基金21補助金の活用により、まず資金面での課題が解決され、開催を働きかけることができました。

今まではほとんど実施に至らなかった教職員向けワークショップを県内の小中学校中心に125校に実施。さらに地域での連携を深め、事業の効果をあげるために、児童相談所や教育委員会など関係機関等33箇所において職員向けワークショップを実施しました。

3年間におよぶ補助金事業により、児童虐待の早期発見と予防及び対応方法という視点での研修は教職員等子どもに関わる仕事をしている大人約500人の元に届けることができた意義は何より大きいです。また、3年間で4回行った公開講演会によって、児童虐待について地域の大人への啓発を深め、連携にも役立てることができました。

課題

資金面での課題を解決してもなお、CAP教職員ワークショップの実施を躊躇するのは学校現場の教職員の多忙や研修の課題がすでに決められていることにより、新たな研修の時間的確保が困難だという理由が浮かんできました。これらを解決するためには、教育委員会や市町村など学校の上級組織への理解も必要であると感じています。さらに、虐待対応の新たな課題として、学校現場だけでなく、幼稚園・保育園・学童保育施設などへの需要も高まってきていることを感じています。親との対応まで要求される保育士への虐待研修や、子どもへの事件が多発する中での放課後指導員への研修としてCAP教職員ワークショップが果たす役割が大きいと実感していますが、まだ、普及は始まったばかりです。

今後の展望

児童虐待は、事件になるような特殊な家庭だけの問題ではなく、どこの家庭にも起こりうる身近な問題であると同時に、いじめや非行といった子ども同士の問題だけでなく、ドメスティック・バイオレンスや犯

私たちが応援団になって下さい
活動へのご支援、ご協力をお願いいたします。

- 正会員 年会費 1万円
- 賛助会員 個人 年1口 3,000円 (1口以上)
団体 年1口 6,000円 (1口以上)

会員の優待
正会員の会費や活動の費用に賛同し支えて下さる個人や団体からの賛助会員費は、障がいのある子どもたちのためのワークショップの実施や平成17年度制作した「自分を大切にするワークブック」の発行継続のための印刷代に使われています。

会員について
●会費は4月から3月まで1年間とし、途中入会の方は、年度内の発行物(バックナンバー)を郵送します。
●会員は、主催事業に会員資格で参加できます。

会費の申し込みはゆうちょ銀行から
No.00200-3-78045
エンパワメントかながわ

※詳細は事務局にお問い合わせください
平成20年6月発行

特定非営利活動法人
エンパワメントかながわ
〒221-0835 横浜市神奈川区磯野町2-9-22 日興ビル棟701号
TEL: 045-323-1819 FAX: 045-323-1819
E-mail: kanagawa-cap-miacle@ms.ocn.ne.jp

罪など多くの社会問題と関連しています。しかし、子どもへの施策はいつも後回しで、予算がつきにくいと感じています。

3年間を経て、児童虐待を未然に防ぎ適切に対応していくことで多くの問題を減らしていくことにつながるというこの実証に向けての足がかりができたと私たちは考えています。

本事業の実績と経験を活かし、今後も県、市町村、教育委員会、学校、地域など子どもに関わる様々な機関に対し本事業の継続を呼びかけていきたいです。



エンパワメントかながわの情報誌 『みらくるたいむ』

特定非営利活動法人大和市腎友会

透析者向け災害対策の策定・継続実施

理解者や協力者を得て
着実に事業を進める

透析者向け災害対策の策定・継続実施

実施期間：平成17年度～19年度

事業内容：県央地域を中心に、透析者が災害発生時でも自立的に避難し、透析者を確保して生命を維持できるよう、「透析者向けの防災マニュアル」「透析者向けの防災手帳」を作成、透析者に配布して活用方法を指導するとともに、行政や自治会に一層の理解と協力を得ることを目指す。

実施主体：特定非営利活動法人大和市腎友会



事務局長の森さん（中央）、木下さん（左）、井上さん（右）

初秋の一日、大和市下鶴間にある団体事務所を訪問し、森英志事務局長と、事務局の木下喜良さん、井上邦子さんにお話を伺った。

大和市腎友会と送迎サービス事業

大和市腎友会は、1982年、社団法人全国腎臓病協議会、神奈川県腎友会の下部組織として、10人ほどの患者会員で発足し、2001年にNPO法人化した。発足当初は、会員相互で人工

透析のための通院送迎など互助的な活動を行っていたが、患者の体調には波があり、当事者だけで送迎活動を行うことが難しかったため、タウン誌でボランティアを募集した。森事務局長は、その募集記事を見て応募したことが活動参加のきっかけになったという。

有償ボランティアによる送迎サービスは、全国各地で構造改革特区

制度を活用したさまざまな取り組みがなされ、全国的な規制緩和策が打ち出されるようになった。本会は、2003年、大和市全域が「みんなが進める地域福祉特区」に認定されたことを契機に、それまでの送迎サービスを大和市との協働事業として、日本初の「患者の患者による患者のための福祉特区事業」、「大和市内の人工透析患者ならびに身体障がい者、高齢者の通院・外出支援サービス事業」を開始した。こうした経緯から、送迎サービスは本会の主な事業の一つとなっている。

透析者の防災問題への気づきと透析者による透析者のための災害対策の取組み

大和市腎友会では、この送迎サービス事業のほかに、患者会の本来事業である患者の自立や社会参加の支援・促進のため、電話相談や会報発行、バスハイクなどを行っているが、2004年の日帰りバスハイクで立ち寄った、「神奈川県総合防災センタ

「で「災害疑似体験」を経験した。このとき、透析者自身が、災害時対策を自らの現実的な問題としてあらためて実感し、本事業に関する取り組みを開始することになったという。

取組みの手始めに、災害発生時、透析者向けの対策がどのようなになっているか調べてみたところ、「県の地域防災計画（地震災害対策計画）には『人口透析患者の医療が確保できるよう医療支援体制の整備に努めます。』と記されているものの、具体的対策や詳細計画は見当た

らなかった。また、県央各市の地域防災計画も同様だった。そこで、それならば、まず透析者自らが、いざという時に必要な具体策をとりまとめてみよう、そして、当事者の視点で作成したきめ細かな対策案を、各自治体の災害対策にも反映できるように働きかけていこう」ということになった。

透析者にとつて、災害時における透析医療の確保は生存に直結する

重大問題である。しかしながら、日常的な防災や災害発生時の問題は、健康者向けの対策もなかなか万全とはいえず、それぞれに固有の方策が必要となる障がい者の支援は全般的に未整備であり、透析者向けの具体策もまた未着手の状態だった。バス旅行でたまたま立ち寄った防災センターでの経験から、この問題に気づいた透析者たちが、自ら率先して取組みを開始したのである。

基金21補助金への応募

本会の事務局では、県央地域の透析者が災害時でも適切な透析施設で透析できるように、通院ルート、通院手段、注意事項などをまとめた防災マニュアルを作成・配布し、万一通院している施設で透析ができなくなつた場合に備え、個人別の災害時マニュアル（防災手帳）をも作成しようと考えた。まず現状を把握しようとして、会員、県央地区の透析者、透析施設を対象にアンケート調査を実施し、455件の回答を得たが、よ

り本格的な取組みを進めるには、より多くの回答をもとに正確な分析をする必要があつた。

そこで、各種助成金への申請を試みたのだが、残念ながらどこからも助成を受けることができなかった。そんなわけで、基金21補助金事業の募集は、団体にとつていわば背水の陣だったため、応募に際して、「なんとか認められたい」と大変な努力をしたという。提出期限ぎりぎりまで何度も書き直した書類が、書類選考を通過して、次の段階で4分間のプレゼンテーションをするように

と通知を受けると、今度は連日連夜その準備に明け暮れ、10回以上もリハーサルを重ねて当日に臨んだ結果、対象事業の一つに選定されたのである。

多様な資源の活用と多様な組織の協力

基金21補助金事業は、事業費の半額を自己負担するため、自己資金調達にも多くの努力が求められる。本

会では日頃から、福祉バスや福祉タクシー券、「青い鳥郵便はがき」などの公的制度や、「幸せの黄色いレシートキャンペーン」などの民間事業で提供される多様な資源を上手に活用して活動している。日帰りバス旅行で神奈川県福祉バス「ともしび号」を利用したことは、この事業の発端につながった。

「バスハイクでは県の福祉バスをお借りしましたが、このバスを利用するときには、どこか一箇所、公的施設に立ち寄る決まりになっていのです。そこで、行程の通り道にあつた県の防災センターに立ち寄ることにしました。旅行は会員の親睦を目的に毎年実施しているもので、防災問題の学習は主目的ではありませんでした。たまたま、目的地との間に防災センターがあつたので、これを機会に震災体験などとしてみようという、軽い気持ちで立ち寄つたのです。もちろん、阪神淡路

大震災の話などから、防災問題に関心がなかったわけではありませんが、けれども、そのためだけに防災センターまで出かけることはなかなかできなかったと思います。実際に体験してみたら、これは大変なことだと感じ、すぐに皆で取組みを始めることになったのですから、結果的には、このバスの利用規定のおかげで、非常に貴重な機会が得られたことになりました。」

また、「透析者のための防災マニュアル」の作成には、次のような多様な組織から協力や助言を得ている。大和市障害福祉課、防災対策課、大和市医師会、各地域の自治会、透析病院の医師・スタッフ、厚木市、相模原市、綾瀬市、座間市、海老名市の担当課、NITなどである。さらに、「防災手帳」の作成には、多数のカードをはさみ込めるクリアーホルダーが必要だったが、既製品では常時必携してもらったための小

型の保険証、診察券などを入れるポケットがなかった。そこで、販売元から製造元に相談してもらい、必要な小型ポケット付きの特注品を製造してもらえることになった。何事もあきらめず、作ってくれる人を探して、よく説明し理解を得て協力してもらおう努力を惜しまない、事業実施に対する本会の姿勢は、考えられることを全て丹念に行っていくことの重要さをあらためて教えてくれる。

先駆性と波及効果

透析者という当事者が中心になって、防災マニュアルを作成したりフォーラムを開催したりしようというこの事業は、実績を重視する一般的な助成金制度では、評価されにくい面があったろう。しかし、先駆性、波及効果、チャレンジ精神などを重視する、基金21制度の特徴には合致する提案だった。そして、基金21補助金事業は、この事業を対象事業としたことで民間団体による先

駆的な事業の実施を補助しただけでなく、その成果が、他地域に波及したり、異なる障がいや障がい者団体向けに応用される機会を創出するなど、非常に有意義な助成実績を蓄積することができた。

患者と健常者の支え合い—相互尊重の姿勢

送迎サービスの担い手は、退職後のボランティア活動として参加する例も多いようで、活動者は、送迎活動を通して透析者の生き方や個性に触れ、多くのことを学び、感じとっている。単に有償ボランティアとして送迎サービスを提供しているだけではなく、透析者の送迎という行為を通して得られる様々な経験が、支援活動をする会員の生活の質を温かく豊かなものに向上させているように見える。

この事業の実施においても、透析者自身の気づきや情報という中身がなければ成り立たないし、透析者の力だけでは、一定期間内の情報

の集約や多方面への周知活動は難しかった。実際の事業実施過程では、透析者自身による情報の洗い出しにはじまり、整理・とりまとめや加工、周知、フォーラム開催準備などにおける健常者の支援といった力たちで、この相互支援関係が大いに力を発揮した。

残された課題—患者と地域社会への普及

透析者向けの災害対策は、必要の人に広く普及し継続的に取組まなければならない意味がない。補助金の対象期間を過ぎた現在、本会では、大和市内11地区の社会福祉協議会への協力依頼をしようと、約半数の組織に相談した段階で、地域福祉の現場も人手不足という声も聞かれるが、透析者の災害対策にも理解、協力を求めていることにしている。

また、未加入の透析者への配布や明示指導という課題もあり、当事者への普及については病院の理解を求め、連携を強化する必要がある。

マニュアルの内容は関連情報の変化に合わせて更新していく必要がある

あり、一人ひとりの防災手帳の内容も、治療の状況に合わせて常に最新の情報が正しく記載されているという信頼性がなければ、いざというとき役に立たない。手帳の必携も含めて、こうしたツールを十分活用できるか否かは、最終的には患者本人次第だが、記載情報の更新と信頼性の確保については、医療機関の果たす役割も重要であろう。

患者の会の抱える問題

本会には透析治療が必要な患者の会として特有の課題もある。毎年新しく透析者になり入会する人がある一方、病状が急に悪化し亡くなってしまう会員もある。したがって、当事者会員は流動的である。また、腎臓病にかかり透析者となった人すべてが患者会に入会するわけではない。過去の全国的な運動によって、様々な権利保障が確立されてきている現在、患者組織の組織率は低

下傾向にある。

透析者の防災問題はすべての透析者に共通の問題だが、任意加入の民間団体である本会は、会員でない透析者に、この事業の成果物を配布して活用方法を説明することが難しい。個人情報保護の問題から、加意思のない透析者に対して、公的制度で保証されているサービス以外のものを提供することがかなり困難な状況になっている。

また、防災以外の日常的な問題として、透析者の生活・就労支援も重要な課題となっている。人工透析をしながら日常生活を送る透析者は、就労や社会生活上の問題を抱えていることも多い。会ではそうした点も考慮し支援活動を行っている。

「透析者は体調が安定していると支障なく日常生活が送れることも多いのですが、病状が急激に悪化して亡くなってしまいう方もあります。この事業を強力に推進してくれていた透析者の事務

局員が、最終年度の途中で急逝されました。中心的な存在として尽力されていた方だっただけに本当に残念でした。」

「若い健康な時に就職して、長年実績を積んでいる中で透析をするようになったケースでは、勤務先の理解と協力により就労を続けられる方も多いのですが、雇用経験がない若い時期に透析者になってしまった場合、就職が困難という現実があります。こうした状況についても支援が必要なのです。」

会員一人ひとりの力と縁の下の力持ち

本会の会報では、基金21補助金事業に限らず、会で行っている事業について会員にわかりやすく示すとともに、一人ひとりの会員の声を丁寧に紹介している。会の事業内容や活動の現状に関する情報、会員一人ひとりの存在意義を、会員皆で共有することが非常に大切にされている。

透析者とその支援者という以外は、年齢も人生経験も様々な会員に向け、情報をわかりやすく伝え、会員間の共通理解を深めていくには根気と工夫が必要であろう。こうした事務局の姿勢は、会員以外の人々にも深い感銘を与えている。最終年度のフォーラム開催での協力団体、大和市要約筆記者の会の林田さんは、縁の下で開催を支えていた本会事務局スタッフの面々を、「柳に枝折れなし」という諺に寄せて次のように評している。

「物事の考え方・受け止め方の柔軟さ、志の強さの感じられる方達で、(中略)正に風に吹かれる柳のようなしなやかな方達であった。」(林田知子「大和市要約筆記者の会」『障がい者自らが開催する防災フォーラム』に寄せて)『やまと じんゆう』No.42

こうした事務局の姿勢に支えられ定着している会員間の意識共有が、堅実でかつ先駆的な活動を可能にしているように思われる。

(藤澤 浩子)

3年間の軌跡

【事業名】 透析者向け災害対策の策定・継続実施

【実施主体】 特定非営利活動法人大和市腎友会

【実施期間】 平成17年度～19年度(3年間)

【補助金交付額】 5,750,000円

【事業概要】 県央地域を中心に、透析者が災害発生時でも自立的に避難し、透析生活を確保して生命を維持できるよう、「透析者向けの防災マニュアル」「透析者向けの防災手帳」を作成、透析者に配布して活用方法を指導するとともに、行政や自治会に一層の理解と協力を得ることを目指す。

透析者向け災害対策の策定 (平成17年度～18年度)

透析者向け災害対策の継続実施 (平成19年度)

【団体概要】

団体名: 特定非営利活動法人大和市腎友会 設立年: 平成13年 代表者: 理事・会長 樋口 一夫 担当者: 理事・事務局長 森 英志

会員数: 340名(平成20年3月末) 住所: 大和市中鶴間2782-14-108 TEL: 046-276-7531 FAX: 046-276-7532

E-mail: jinyuukai-yamato@bz01.plala.or.jp

【事業の変遷】

個別事業名	H17年度	H18年度	H19年度
透析者向け災害対策の策定 (平成17年度～18年度)	・アンケートの実施 ・防災マニュアル・防災手帳の作成	・アンケートを継続して実施 ・防災マニュアル・防災手帳の無償配布及び増刷	
透析者向け災害対策の継続実施 (平成19年度)			・配布した防災マニュアル・防災手帳を活用するため、明示指導を実施

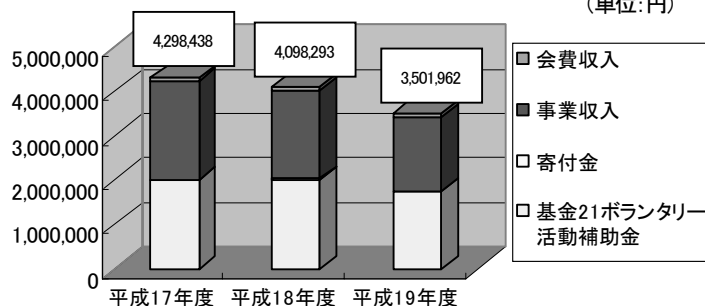
【収支決算額の推移】

(単位:円)

	H17年度	H18年度	H19年度		H17年度	H18年度	H19年度
収入の部				支出の部			
会費収入	70,000	70,000	80,000	透析者向け災害対策の策定 (平成17年度～18年度)	4,298,438	4,098,293	3,501,962
事業収入	2,228,438	2,008,293	1,671,962	透析者向け災害対策の継続 実施 (平成19年度)			
寄付金	0	20,000	0	支 出	4,298,438	4,098,293	3,501,962
補助金等収入	2,000,000	2,000,000	1,750,000				
(収入のうちボランティア活動 補助金額)	(2,000,000)	(2,000,000)	(1,750,000)				
収 入	4,298,438	4,098,293	3,501,962	収支差額	0	0	0

事業費及び収入の推移

(単位:円)



【個別事業の内容と実績】

透析者向け災害対策の策定・透析者向け災害対策の継続実施
<p>【実施した内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県央地域の透析者が、災害時でも適切に透析できるようにするため、透析者へアンケートを実施して「透析者のための防災マニュアル」と「透析者のための防災手帳」を作成 ・完成した「防災マニュアル」と「防災手帳」を無償で配布。透析者や病院から内容が優れていると評価を得て増刷 ・配布した「防災マニュアル」と「防災手帳」が発災時に役立つための活用方法の明示指導の実施 <p>【3年間の実績】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート対象者 1,800名 アンケート回答者 660名 アンケート回答率 37% ・防災マニュアル・防災手帳作成部数累計 4,420部 (17年度 1,500部 18年度 2,920部(増刷の420部を含む)) ・防災マニュアル・防災手帳配布部数累計 3,300部 (18年度 3,300部 19年度 0部) ・明示指導実施病院数累計 42病院 (18年度 14病院 19年度 28病院) ・明示指導実施回数累計 224回 (18年度 14回 19年度 210回) ・明示指導参加人数累計 1,031人 (18年度 231人 19年度 800人)

3年間をふりかえって

特定非営利活動法人 **大和市腎友会**

事業を始めた経緯

大和市腎友会は、透析者の患者会です。透析者は、生命維持のためにどんなことがあっても、週3日の透析治療が必要です。そして、長年透析をしていると合併症が出たり、体力の減退や体調不良になりがちで、車いす生活にもなってしまうことがあります。こうした患者たちは、「災害が起きたら助かるだろうか、忘れられたまま死んでしまうのだろうか」といつも不安に思っています。

災害発生時、一番心配なことは、日頃通院している透析病院で透析できるかどうかです。でも電話が通じない時はどうしたらいいか……。他の病院に行かなくてはならないときは……。出先で災害になったら……。

そして、万一の時は、隣近所の人

に助けてもらいたいけど……。でも自分が透析者で障がい者だと知られたくないし……。電車バスも動いていなかったら……。

こうした不安は透析者の誰もが持っています。この不安を少しでも解消したいと、透析者向けの災害対策に取り組むことにしました。



透析者の送迎を行う、腎友会スタッフ

事業の内容と目標

先進事例を探したが……

災害発生時、透析者はどんな状況に陥ってしまうかをシミュレーションすることから始めました。そして透析者向けの防災マニュアルが、他の団体や行政などですでに作られているものと思い、いろいろ探しましたが、意外にも見つかりませんでした。

自分たちのアイデアで作ろう

それならば自分たちで作らなければと発奮しました。しかし、何をどこから手をつけていいやらまったく分からず、様々な防災対策資料を入手し、比較検討をしましたが、透析者に本当に必要なものが探し出せませんでした。そして防災は、自分だけでできるのはごく一部に

過ぎず、周囲の人々と連携して対策することの重要性を認識しました。ここに至り、はじめて自助・共助・公助の関わりを再認識し、自助としての防災マニュアルを作ることにしました。

制作に必死の努力と支援

透析者は、自らが備えなければならぬことを書き出し原稿化していきましたが、体調不良や編集会議で疲れ果てるなど体力が続かなくなりました。そこで透析者は知恵を、ボランティアたちは体力を出し合い作り上げました。



透析者のための防災マニュアル

他の地域の透析者にも提供しよう

当初は、当会会員向けのマニュアルとして考えましたが、県央地域の透析者は誰もが助かるように、他の地域の仲間にも広げることになりました。

無償配布

透析者に広く普及を図るためには、無償配布が必要なため、基金21の助成を受けました。その後、県北地域からも配布の要請があり、2年目は事業計画を年度途中に変更し、大幅な増刷をして配布しました。

防災手帳は「常時必携」

災害発生時には気が動転し、緊張して字が書けなかったり、大事な連絡先を思い出せなくなったりします。防災手帳は、平常時に大事なことを書いて備え、いざという時にもすぐに正確に対応できます。いつ・

どこでも・誰にでも、これを見てほしいと渡せば、どんな介助をしてほしいか、書いてあります。



透析者のための防災手帳

病院を通じて配布

多くの透析者は、透析者の現在の医療制度が、先輩たちが命をかけて戦い取ったものであることを知らず、その恩恵をただで受けるだけで、次世代に受け継ぎ守っていく必要性にも気づいていません。そして、地域の患者会である腎友会に「加入するメリット」がないと考え、加入していません。このため各腎友会は全透析者を把握できず配布できないため、透析病院の協力を得て配布

しました。また透析者は毎年増えていきますので、新患さんにも確実に渡せるように、各病院に余部を渡しています。

防災手帳の使い方指導

「災害があつても、自分は死なない。」誰でもこう考えているので、防災対策を真剣に考えようとしなれないのは、透析者も同じです。しかし、災害時に真っ先に犠牲になるのは障がい者ですが、日々の体調を維持することに精一杯では、無理なものも現実です。このため、防災手帳を常時必携し、いざという時の使い方までを指導することにしました。

個人情報の取り扱い

ここで問題になったのは、配布するときは病院を通じて一斉に配布できましたが、個人情報の関係で病院から透析者名は提供されません。

個別指導

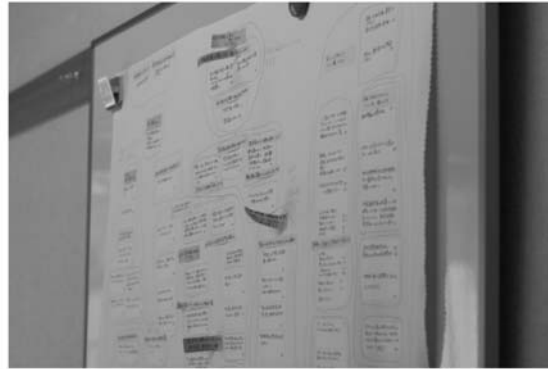
そのため、当会理事と事務局員などが、各病院に出向き、透析前後の透析者に声をかけ、常時必携を訴えて具体的な指導や質問に答える地道な活動を余儀なくされました。猛暑の時期、透析者の理事にとつても過酷な個別指導になりました。



病院で、防災マニュアル、防災手帳の使い方を指導

最終目標

透析者は、お互いに助け合い、励ましあいながら「みんなで一緒に生き抜きましよう」が、合言葉です。



事務所内には、知恵と工夫のラベルを掲示

事業の成果

〈目的・目標の達成〉

基金21の補助対象事業の防災マニュアル・防災手帳のできばえは、各方面から高い評価を得ることができ、防災手帳の使い方指導も、概ね達成しました。

しかし、地域における「透析者の

ための防災対策」としては、まだ緒に就いたばかりであり、現在も継続した取り組みをしています。

〈社会・地域に与えた影響〉

県央・県北6市の行政を始め、医療機関、障がい者団体との協力関係ができ、関連事業でもあった防災フォーラムにそれぞれの立場から積極的に参加されました。その後大和市においては、行政と障がい者団体による災害時要援護者向けの防災勉強会がようやく開催され始め、定例化を目指しています。またこの

防災マニュアルと防災手帳について、神奈川県医師会を通じ、神奈川県透析施設連絡協議会からの照会や、相模原市医師会研修会の資料として利用されています。特に防災手帳に対する応用性の評価が高く、小田原市、横浜市などの障がい者団体から、同様の手帳を作成するための協力要請を受け、作成上のノウ

ハウや手帳ケースの提供などをした結果、現在実用に供している団体があります。現在、いくつかの地区の社会福祉協議会から災害時には互助の協力が得られ、広報誌に腎友会の取組みと防災手帳の紹介も掲載されました。さらに大和保健福祉事務所からの要請で、在宅ケア委員会に参加して、難病患者向けの防災手帳を作成中です。

〈自分たちの変化〉

防災対策に取組み始めた理事会は、会員の意識、希望を積極的に把握する必要性を感じ、会員に役立つ腎友会になろうと変わり始めました。そこから自分たちの腎友会だけでなく、会員ではない透析者にも目を向け、さらに他市の腎友会、非会員の透析者すべてに、「みんなで一緒に生き抜きましょう」と呼びかける「共生」が芽生えました。障がい者仲間としての「共生」だけでなく、

地域社会の「共生」を考え直すとしたらどんな取組みが必要かを考え、障がい者として意識しなくてもいい社会・人間関係を構築するには、子どものときから障がい者と一緒に生活できる機会を作ることだと気づかされました。小・中学生に障がい者とのふれあいの場を持つよう市教育委員会に提案し、教育長から市内小・中学校の校長会に受け入れを呼びかけてもらいました。こうした取組みから次々と波紋が広がり、今まで参加していなかった地域の防災訓練にも積極的に参加し、発言し、提言するようになりました。

〈補助金の果たした役割〉

補助金のおかげで、県央・県北6市の透析者約3千数百人に無償で配布・指導することができ、その後の新患さんにも配布することができ、ありがとうございます。そして、基金21の対象事業と認

められたことから、NPO法人としての社会的責任や地域社会への視野を広げられ、活動の喜びを体験し、活動を通じて組織が活性化されたことなどが挙げられます。

課題

日頃わたしたちは、「災害があっても、自分は死なない」と思っているため、地震を体感したときでも、緊迫感に乏しく、どの程度の地震か様子を見てから行動するのが一般的ではないでしょうか。地震ではまず身の安全を確保するため、より安全な場所への移動や出口の確保が最優先されることです。しかし、いつも様子見して実行動が伴っていないと、いざ大地震だった場合の安全行動は訓練していない限りできません。小さな地震を体感したときこそ、安全行動をとる絶好の訓練と心得て行動したいものです。健常者もいつ障がい者になるか分かりません。

障がい者を支援する者が怪我をしたら障がい者はどうなるのでしょうか。

今後の展望

災害時の共助として実際に期待できる働きは、地区の社会福祉協議会のボランティアさんたちです。日頃からの声かけや見守り活動を通して、独り暮らしの高齢者を訪問して顔見知りですから、災害時の安否確認ができます。そこで、このボランティアさんたちの活動に障がい者も加えていただきたいと念願しています。しかし、現状では高齢者だけで精一杯なのにこれ以上は無理という声も聞こえてきます。

また、行政としては、「災害時要援護者支援制度」の制定をしましたが、要援護者を地域で支える仕組みに多くの方が登録されると思います。しかし、実際の手となり足となってくれる人はボランティアさん

んたちであり、隣家の方々・わたしたちです。

地域で支える仕組みを大きく育てていくのは、地域でしかなく、地域で活動する私たちであることを再認識しているところです。



大和市腎友会として地域のイベントに参加するなど、活動は広がりを続けている。

成果報告を受けてー総評ー

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会 会長 松岡 紀雄

今回の報告も、非常に教えられ、また深く感じる場所がありました。

はじめに、協働事業についてふれますと、医療通訳派遣システム構築事業については、県との協働によって医療通訳派遣のシステムを試行的に作りあげるとともに、派遣実績とその必要性をデータで示すことにより、県の予算確保などに結びつけられたことは、NPO・県双方ともに大変な努力の結果であり、評価したいと思います。また様々な課題があるとはいえ、他の地域にもヒントとなるような先進的なモデルを示したということと大きな意義をもつものと思います。

強迫的ガンブラー（ガンブル依存症者）の回復と社会復帰のための事業は、NPOからの報告に、協働はうまくいかなかったとありました。決してがっぷり四つに組んでの事業展開ではなかったかもしれませんが、行政側がこの問題に一定の理解を示し、広報や情報提供などの役

割を果たしたことは、大変意義深いことであり、これもまた協働の一つの形態ではないかと思えます。

地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発、環境教育の仕組みづくりについては、今日的な喫緊の課題に着目されて、次々と太陽光パネルの設置と環境教育の仕組みづくりを展開された点は、協働事業ならではの成果だと思います。今後、高校などとの連絡会議や設置した設備の維持・管理面などで課題があるかと思いますが、引き続き、県との協働で乗り越えていってほしいと思います。

次に、補助金を使って実施された、**青少年の非行克服支援及びび悩む親たちへの援助活動事業**ですが、当事者の親たちの会から発足して活動を進める中で、この補助金によって、弁護士などの専門家の方とのつながりをもつことができたこと、それが会の大きな強みになったのだということが大変よくわかりました。そして

そのことで、この問題であれば、この団体にお願しようという社会的認知を獲得されたことは、大きな成果になったのだと思えます。

CAP（子どもへの暴力防止）教職員向けワークショップの提供事業については、子どもへの暴力防止は、まずそれを取り巻く大人たち、とりわけ教職員に対する啓発が必要だということ、多くの関係者に積極的に働きかけを行われたことに敬意を表します。この補助金終了後も、児童虐待が深刻化しやすい幼児期に焦点を絞ってのプログラムを、別の形ではありますが、県との関係を築きながら実施されていることを頼もしく感じました。

透析者向け災害対策の策定・継続実施については、災害発生時の透析者の課題に着目された点、すばらしい着眼点であり、また防災マニュアル・防災手帳を作成し、その活用方法を個別に指導するというきめ細かい活動は大変貴重であり、感銘を受

けました。

いずれにしても、すべての事業について、基金21の負担金・補助金を有効に使い、成果を出していただいたことに改めて感謝申し上げます。

この基金21のプログラムにおいては、「協働」ということが重要なキーワードになっているわけですが、残念ながら「協働」ということに対しては日本の社会で歴史が浅く経験が乏しいという面があります。

今回の報告の中でも、いくつかのNPOから行政側とトラブルがあった、理解が得られない面があったという報告がありました。これはある意味当然のことだと思います。長い歴史から見れば、我々の時代が、そうしたことにチャレンジし、乗り越えていかなければならない、そういう時代に我々は立っているのだ、そういう受け止め方をすべきではないかと思うからです。

それから、NPOの方々にとつては、これほど自分達が取り組んでい

る重要なテーマを行政が取り組むべきではないか、という強い思いを熱心さとともに抱かれるのは当然だと思います。しかしこれも歴史を振り返れば、日本だけでなくどの国でも何か新しいことに取り組むというのは、決して行政が先ではなかったことに気付くはずで、私が言うところの、「民間の「変な人」が気付き、取り組み始める。そしてやがて、政治家や行政がそれは重要だなと気が付いて、法律や予算を組んで取り組みます。歴史というのはどの社会においてもそういうものだと思います。

そういう意味で皆様方が、それぞれのテーマについて、「行政はけしからん、なぜ気が付かないのか」と思われるのは当然ですが、それはやはり皆様方が社会の先駆的な役割を担って取り組んでいらつしやるからだとお考えいただきたいのです。

今回の報告で一番嬉しかったのは、いろいろな「苦勞をされながらも、やはり行政が深い共感を示して一緒

にやれるようになったという報告があった点です。あるいは、他の都道府県からも、皆様方の活動が目ざれているいろいろな方が勉強に訪ねて来たり、あるいは協力を求められたりしたという事例のご報告がありました。これもやはり神奈川県民ならではの先進的な役割を、今の日本の社会の中で立派に果たしていらつしやるからだと思います。

今回は、基金21の金銭的な支援が終了したということで報告していただきました。世の中には「金の切れ目が縁の切れ目」という言葉もあるわけですが、今回はむしろ金の切れ目にこそ、次にどう展開するかというところで、NPO側、行政側ともに「知恵」と「心」が試されているのだという感じがします。

皆様方は、すべからず行政はもともととお金をたっぷり出せばいいではないかというふうにお思いの方もいらつしやるかと思えます。しかし、今、国も神奈川県も大変な財政

困難に陥っています。だから、逆に申し上げたいのは、国や県から「ドーンとお金をだしてあげるよ」と言われたときに、「大丈夫か」と警戒していただきたいということです。そのお金はおそらく借金でできたお金です。その借金は全部子ども達の世代に押しつけられるのです。だから、ドーンとお金がでたときに、「そんなことを本当にしているのですか」という問いかけを、ぜひ持っていたきたいということをお願い申し上げます。

昨年のフォーラムでも申し上げたことですが、私が最も心配をしているのは日本におけるあまりにも急激な少子化の進展です。その少子化の原因は何かという、一言でいえば、精子や卵子が日々の新聞やテレビのニュースを見て、「こんな世の中に生まれてきたくないよ」ということで、いわば日本人のDNAが集団自殺を凶っているのです。このことを、私たちは真剣に考えなければならぬ

と思います。

少子化の唯一、究極の対策は、子ども達あるいは、精子・卵子が生まれてきたかと思えるような社会をつくること、神奈川県をつくること、これしかないと思います。

このように考えると、皆様方には、県内のそれぞれの地域、さまざまなお立場から、ご関係の地域を魅力と活力にあふれた、「こんな町に生まれたい」と思えるような地域社会づくりを、これからも展開していただきたいと思えます。

今回報告していただいた皆様方は、基金21の負担金や補助金という縁は切れることになりました。しかし、これまでの経験や実績を生かし、いっそう活発な活動を展開していただきたいとお願ひして、総評に代えさせていただきます。

本当にありがとうございます。

※この総評は、平成21年3月6日の成果報告会での講評を元に再構成しています。

神奈川県ボランティア活動推進基金審査会・幹事会名簿

(平成21年3月現在)

	氏 名	所 属
神奈川県ボランティア活動推進基金審査会委員	会長 松 岡 紀 雄	神奈川大学経営学部・同大学院経営学研究科教授
	会長職務代理者 上 條 茉莉子	(特非)コペルNPO代表 コペルネット株式会社代表取締役
	熊 谷 豊 壽	シニア・ジョブスタイル・かながわ専門相談員 元(社福)神奈川県社会福祉協議会 かながわボランティアセンター所長
	小 松 裕 史	神奈川新聞社県西総局長
	萩 原 なつ子	立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科教授
	渡 辺 誠 二	「ロータリーの友」事務所 所長
委員 兼 幹事長	服 部 篤 子	社会起業家研究ネットワークCAC代表 明治大学・明治学院大学・立教大学大学院 兼任講師
神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会幹事	幹事長職務代理者 臼 井 正 樹	神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部教授
	有 北 いくこ	(特非)ままとんきっず理事長
	金 迅 野	(社福)青丘社・川崎市ふれあい館職員 元(財)県国際交流協会国際協力課課長補佐
	中 島 智 人	産業能率大学経営学部専任講師
	長谷川 朝 恵	桂川・相模川流域ネットワーク代表
	早 坂 毅	税理士、横浜市立大学・関東学院大学兼任講師
	藤 澤 浩 子	(特非)よこすかパートナーシップサポーターズ代表理事 法政大学大学院エコ地域デザイン研究所リサーチアシスタント

(会長、会長職務代理者、幹事長、幹事長職務代理者を除き五十音順)

これまでの基金21対象事業・団体等一覧

協働事業負担金

番号	申請者(団体名)	事業名	交付額 (単位:千円)	事業実施年度
1	特定非営利活動法人 リロード(楠の木学園)	引きこもり青少年支援の協働ネットワーク事業	44,640	H13~H17
2	特定非営利活動法人 よこはま里山研究所	市民による里山の保全と活用のシステムづくり	20,500	H13~H17
3	特定非営利活動法人 小網代野外活動調整会議	小網代の森保全推進事業	10,290	H13~H17
4	特定非営利活動法人 女性の家 サラー	女性のための緊急一時保護施設(シェルター)と外国人に対する相談事業	37,000	H13~H17
5	特定非営利活動法人 相模川倶楽部	不法投棄タイヤの収集・リサイクル事業	6,900	H16~H17
6	特定非営利活動法人 神奈川被害者支援センター	犯罪や災害の被害者等に対する支援事業	31,300	H14~H18
7	特定非営利活動法人 多言語社会リソースかながわ	医療通訳派遣システム構築事業	48,400	H15~H19
8	特定非営利活動法人 ワンデーポート	強迫的ギャンブラー(ギャンブル依存症者)の回復と社会復帰の為の事業	38,620	H15~H19
9	特定非営利活動法人 ソフトエネルギープロジェクト	地球温暖化対策地域学習センターの設置と体験型普及啓発・環境教育の仕組みづくり	43,300	H15~H19
10	特定非営利活動法人 STスポット横浜	アートを活用した新しい教育活動の構築事業		H16~H20
11	特定非営利活動法人 野生動物救護獣医師協会神奈川支部	野生動物救護に関する支援事業		H16~H20
12	特定非営利活動法人 緑のダム北相模	森林と都市生活者をつなぐ水源環境の保全・再生		H17~
13	特定非営利活動法人 かながわ外国人すまじサポートセンター	行政相談窓口職員多言語対応&相談能力向上研修事業		H17~
14	特定非営利活動法人 アンガージュマン・よこすか	地域の活性化・働きたい若者就労支援ネットワーク事業		H18~
15	特定非営利活動法人 湘南ライフサポート・きずな	野宿者に対する総合相談及びシェルター事業		H18~
16	多文化共生教育ネットワークかながわ	外国につながりを持つ子どもへの教育・進路サポート事業		H18~
17	横浜Cruiseネットワーク	MSM健康支援センター事業		H19~
18	特定非営利活動法人 スマイルオブキッズ	こども医療センター患者・家族滞在施設建設・運営事業		H19~
19	特定非営利活動法人 かながわ福祉移動サービスネットワーク	地域生活交通創出・再構築事業		H19~
20	特定非営利活動法人 子どもセンターてんぼ	子どものシェルター運営事業、居場所のない子どもの電話相談事業		H20~
21	特定非営利活動法人 脳外傷友の会ナナ	高次脳機能障害ピアサポートセンター設立等支援事業		H20~
22	多文化まちづくり工房	県営いちょう団地在住の外国籍住民に対する包括的入居サポート事業及び入居サポート事例の普及事業		H20~

ボランティア活動補助金

番号	申請者(団体名)	事業名	交付額 (単位:千円)	事業実施年度
1	都筑ハーベストの会	精神障害者のノーマライゼーションを進める市民の会	316	H13
2	国際子ども権利センター	子どものための人権教育普及事業	3,322	H13~H14
3	特定非営利活動法人 日本ガーディアン・エンジェルズ	犯罪防止活動強化及び県民啓発推進事業	4,000	H13~H14
4	特定非営利活動法人 さなぎ達	横浜寿町地区近郊に住む生活保護受給者、路上生活者の医・衣・食・住にわたるセーフティネットの整備、及び自立自援できる環境作りのための事業	5,505	H13~H15
5	Grupo ABC	母国語・母国文化教育事業	1,332	H13~H15
6	かながわ外国人すまいサポートセンター	在住外国籍住宅入居事業	4,400	H14~H16
7	特定非営利活動法人 わにならう会	障害児の放課後・休日の活動支援及び障害のある青年の自立支援事業	6,000	H14~H16
8	精神障害者就労支援の会	精神障害者による有機野菜販売訓練事業	6,000	H14~H16
9	特定非営利活動法人 発見工房クリエイト	青少年に科学のおもしろさを知らせる手づくり科学館事業	6,000	H14~H16
10	ウイメンズネットサポート	DV被害女性に対する相談事業と支援ボランティア養成事業	2,904	H15~H16
11	特定非営利活動法人 そだちサポートセンター	不登校状態にある青少年への回復活動参加促進事業	6,000	H15~H17
12	特定非営利活動法人 ライナスの会	不登校児、要配慮児の義務教育終了後における進学面・就業面・日常生活面の自立を支援する事業	6,000	H15~H17
13	鎌倉中央公園を育てる市民の会(山崎の谷戸を愛する会)	子どもの里山体験学習を小中学校と連益させる手だて	1,984	H15~H16
14	特定非営利活動法人 フトゥーロ	発達障害を持つ幼児及びその家族への子育て支援事業	4,424	H16~H18
15	特定非営利活動法人 川崎の海の歴史保存会	海苔つけ体験教室と干潟のある海の公園づくり事業	5,230	H16~H18
16	特定非営利活動法人 子どもと生活文化協会	農業特区・NPO市民農園事業	2,000	H16
17	特定非営利活動法人 自然塾丹沢ドン会	里山里地保全事業	5,440	H16~H18
18	特定非営利活動法人 女性・人権支援センター ステップ	DV被害女性自立支援活動事業・中期シェルターの運営	6,000	H16~H18
19	特定非営利活動法人 エンパワメントかながわ	CAP(子どもへの暴力防止)教職員向けワークショップの提供事業	5,452	H17~H19
20	横浜飛天双〇能実行委員会	新作能「横浜(仮題)」を作る	2,000	H17~H18
21	かながわ「非行」と向き合う親たちの会	青少年の非行克服支援及び悩む親たちへの援助活動事業	1,300	H17~H19
22	特定非営利活動法人 Ethnic Japan	多文化共生事業	275	H17
23	特定非営利活動法人 大和市腎友会	透析者向け災害対策の策定	5,750	H17~H19
24	特定非営利活動法人 NPOカタリバ	高大産連携による進路指導プログラムの開発・普及事業	3,250	H17~H18
25	かわさきの在日高齢者と結ぶ2000人ネットワーク	在日コリアン生活文化資料館世代間交流事業		H18~H20
26	特定非営利活動法人 バラボラジャパン	視覚障害者自立支援事業		H18~H20
27	特定非営利活動法人 セイラビリティ江の島	海はバリアフリー セイラビリティ活動		H19~
28	特定非営利活動法人 スクール・セクシュアル・ハラスメント防止関東ネットワーク	スクール・セクシュアル・ハラスメント防止ワークショップ		H19~
29	特定非営利活動法人 湘南市民メディアネットワーク	湘南映像祭(ビデオ映像祭)の開催とビデオ映像制作講座事業		H19~
30	日タイを言葉で結ぶ会 ラックバーサータイ	日タイ協働による在日タイ人児童・生徒の学習支援事業		H20~
31	てのひら~人身売買に立ち向かう会	神奈川発! 人身売買問題を共に考える、「きっかけ」ワークショップ提供事業とワークショップリーダー養成事業		H20~

ボランティア活動奨励賞

番号	団体名等	主な活動内容	副賞金額 (単位:千円)	対象年度
1	信愛塾	在日外国人の子ども達への交流・学習支援	800	H13
2	寿支援者交流会	野宿生活者への訪問活動(パトロール)、交流・学習会活動	800	
3	アジアの女性と子どもネットワーク	タイ山岳民族の子ども達の就学援助・学校建設支援、HIV感染の予防啓発教育	800	
4	特定非営利活動法人 パーソナルサービスセンタートトム	地域の障害児・者の生活・余暇活動支援	800	
5	フリースペース たまりば	「子どもと大人」の居場所づくり	800	
6	リリークラブ	社会的弱者に対する住環境改善支援	800	H14
7	子育て支援グループ ゆめこびと	子育て中の親への支援活動	800	
8	インドシナ難民の明日を考える会	在日インドシナ難民への日本語・学習指導、インドシナ本国(主としてカンボジア)の恵まれない方々への支援	800	
9	ボランティア会 ランパス	病院に来る患者及びその家族を対象とした支援活動、病院での行事の開催	800	
10	カラバオの会(寿・外国人出稼ぎ労働者と連帯する会)	外国人労働者の労働相談活動	800	
11	有川百合子	丹沢大山国定公園のゴミ撤去活動、自然保護活動	400	H15
12	特定非営利活動法人 ままとんぎっず	子育て支援を必要とする親子・関係者に対する支援活動	800	
13	特定非営利活動法人 川崎水曜パトロールの会	川崎市内の野宿者のパトロール活動、病弱者への個別訪問活動、野宿者との交流事業	800	
14	特定非営利活動法人 ベガスの会	子どもを対象とした自然体験事業、子どもの健全育成活動	800	
15	サルサガムテープ	障害を持つメンバーの音楽活動による自立支援、音楽に興味を持つ障害者へのサポート活動	800	
16	コトバノアトリエ	言語表現のワークショップ等を通じた青少年の育成活動	800	H16
17	特定非営利活動法人 I Love つづき	地域の調査等を生かしたまちづくり活動	800	
18	特定非営利活動法人 聴導犬育成の会	聴覚障害者のための聴導犬育成・普及活動	800	
19	特定非営利活動法人 かわさき自然調査団	川崎市全域の自然調査を通じた環境保全活動	800	
20	平間わんぱく少年団	和太鼓を通じた青少年の居場所づくりや育成活動	800	
21	ジョブコーチプラス1	知的障害児・者援護就労活動	800	H17
22	多文化まちづくり工房	日本語学習支援・多分化共生の促進活動	800	
23	劇団湘南山猫	童話や民話、民族楽器演奏を取り入れた音楽劇など、オリジナル劇公演活動	800	
24	ほっと茅ヶ崎準備室	消費者と商店会の連携によるまちづくり活性活動	800	
25	よみかせボランティアグループ おはなしぼる〜ん	読み聞かせによる子どもの健全育成活動	800	
26	特定非営利活動法人 さなぎ達	寿地区ホームレスへの支援活動、まちづくり活動	800	H18
27	特定非営利活動法人 湘南ふくしネットワークオンブズマン	地域ネットワーク型福祉オンブズマン活動	800	
28	きこり会	知的障害者共生促進活動	800	
29	特定非営利活動法人 AIDSネットワーク横浜	エイズに対する予防啓発活動	800	
30	パレスチナのハート アートプロジェクト	アートによるパレスチナ難民支援活動	800	
31	特定非営利活動法人 神奈川子ども未来ファンド	子ども・若者の育ちを支えるための寄付プログラムの開発実施や県内NPOへの資金助成	800	H19
32	特定非営利活動法人 子ども虐待ネグレクト防止ネットワーク	電話相談を中心とした児童虐待防止活動	800	
33	カラカサンー移住女性のためのエンパワメントセンター	DV被害などの問題を抱える外国籍女性とその子ども達への自立支援活動	800	
34	特定非営利活動法人 よこはまチャイルドライン	子ども達の声を電話を通して受け止めるチャイルドライン活動	800	
35	精神保健ボランティアグループ ひびき	精神障害者への居場所の提供を中心とした当事者間及び市民との「仲間づくり」活動	800	
36	宇宙船(不登校から学ぶ会)	不登校や引きこもりの子ども達とその親に対する支援活動	800	H20
37	特定非営利活動法人 平塚・暮らしと耐震協議会	地域と連携した耐震補強の推進と地域力向上活動	800	
38	ステップ国際理解	国際理解、国際交流のための小中学校訪問活動	800	
39	エコサーファー	地域通貨の活用による地域活性化活動及び環境意識の啓蒙	800	
40	知的障害者スポーツクラブ アスリートクラブ藤沢	スポーツを通じた障がい者の健康増進、仲間づくり活動	800	

※ 団体名は、当時の名称で記載しています。

この報告書は、以下の方々のご協力を得て作られました。(敬称略)

■各団体へのインタビュー記事執筆

藤澤 浩子	〔 神奈川県ボランティア活動推進基金幹事会幹事 かながわ県民活動サポートセンター平成20年度インターン 〕
中島 智人	

■インタビュー協力・振り返り記事及びデータ記事執筆

特定非営利活動法人 多言語社会リソースかながわ
神奈川県県民部国際課
特定非営利活動法人 ワンダーポート
神奈川県保健福祉部障害福祉課
神奈川県保健福祉部生活援護課
神奈川県県民部消費生活課
特定非営利活動法人 ソフトエネルギープロジェクト
神奈川県環境農政部環境計画課
神奈川県立三浦臨海高等学校
神奈川県立海老名高等学校
神奈川県立大清水高等学校
神奈川県立吉田島農林高等学校
かながわ「非行」と向き合う親たちの会
特定非営利活動法人 エンパワメントかながわ
特定非営利活動法人 大和市腎友会

未来を拓く**挑戦者たち** vol.2

かながわボランティア活動推進基金 21

平成19年度助成終了事業（協働事業負担金・ボランティア活動補助金）成果報告書

平成21年3月発行

編集・発行 かながわ県民活動サポートセンター

〒221-0835 横浜神奈川区鶴屋町 2-24-2

電話 (045) 312-1121

kikin@kvsc.pref.kanagawa.jp

<http://www.pref.kanagawa.jp/osirase/02/0051/josei/kikin21/index.html>



神奈川県

かながわ県民活動サポートセンター 電話 (045) 312-1121 (内線2831~2832)
横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2